

忠元譜參證

(表紙)

五代忠元譜參證

(中表紙)

文政十一年戊子六月起艸

五代 忠元譜參證

仁

新納次郎四郎久仰

編撰

〔ハリ紙〕
〔天正〕元年二月廿一日迄ハ刑部太輔とあり、同二年正月

ハ武蔵守とあれハ、元年の三月以來其年中改名欵、可
心付事

〔ハリ紙〕
〔平田宗高按スルニ、忠元君大永六年
ノ生ナレハ、三十歳ノ時ニ當ルナリ〕

1
五代
○忠元

幼字安萬丸蓋曾祖友義、称次郎四郎、中改刑部

大輔、後改武蔵守、入道削髮更號拙齋、或號

為舟、

○大永六年丙戌某月三日生、母同氏周防守久友之

女、以六月二十一日卒、年紀無傳、墓在大口専念寺、法號聲貞
闍一大姉、忠元乃附田祿二石於寺僧為月牌料、而蔵入錢六
貫六百六拾四文代其租入、事見専念寺什物帳、○按久友祖曰
忠匡、称四郎三郎、正統三世忠臣次子、分族事、(忠國)大岳公封於

清水、父忠辰、称七郎左衛門尉、生男二人、長忠興、称安藝
守、是為宅右衛門祖、次即久友、(郎脱カ)以天文元年三月十七日卒、
年三十七、生三男二女、長曰又七忠智、次兵部少輔忠行、次
出為僧、曰其阿、西嶽補淨光明寺、女長嫁肝付越後守兼顯、
乃十三世兼久弟也、次即忠元母、忠智・忠行今竝無
傳、但大慈寺籠雲者乃忠行之孫也、以博識鳴于世云、

2
〔在大口郷専念寺什物帳〕

高貳石代

一錢六貫六百六拾四文

右者为聲貞聞一大姉月牌料新納武藏殿寄進

安永二年巳八月十八日 〔外題〕

御家中御位牌之寫

御宿坊

慧光院

薩州新納武藏守

為母儀

逆修

慶長五年十月四日建

大口衆中

口上覺写

高廿貳石七斗

濱田佐渡

右者、當寺八代住持被買置申候、其時之地頭新納加

賀守殿ニ而御座候、其後 公儀無跡知行之かふ、番

代相定申候様ニ被仰付候時、何も番代相定り申候、

然ニ專念寺事者町近くニ而、他國之御客人之時分茂

前々より度々御本陣ニ相成、門前より宿札町ニ相續

き、勝手能御座候条、向後も町近別ニ御宿ニ罷成所

も無之候間、御客人為御用以來專念寺相續り申候様

ニ賀州御心付を以番代御除、普譜其外之時も濱田佐渡之名付を以、夫丸を出相勤申候、若出陣之時者、夫丸出申候ハ御奉公之役ニ罷立申候由被仰定候、番代無御座候得者、御狩所之御番計御免ニ而御座候、其外之御奉公、所之衆中并ニ唯今まで相勤申候、就者先年御定め之様ニ御侘言申上候条、^各名前より御訴訟頼存候、以上、

寛永八年申九月十一日 專念寺印

御喫衆中

4の1 右、濱田佐渡跡目無之候付、專念寺より口上書被差出候、

此等之旨被仰上、いか様与御究可被仰付候、以上、

申ノ九月廿一日

主税

喜右衛門

吉兵衛

木場七郎兵衛殿

岩崎李兵衛殿

高拾八石六斗九升九合五夕八才

5の1

大口 專念寺

右者、所衆中濱田二左衛門前より借銀有之候間、為利錢右寺江年貢取納仕候、右借銀之儀、新納武藏・い十院半右衛門・町田少兵衛其外前住但阿祠堂并檀方より少々ツ、先祖月忌用ニ寄進仕候銀ニ而、右之通仕召置候通先比申出候、右高何某江申付候哉、高主不相知候間、何某江付置候通、委細書付を以可申出候、右之段 御前御用ニ候間、殿様御立前早々不相究候而不叶儀ニ候間、不嫌夜白早速申出候様ニ會^專念寺江可被申渡候、若於延引ハ可及沙汰候条、堅固可被申渡候、以上、

寺社奉行所印

上、
〔貞享二年丑〕
二月七日
大口
嚙衆中

高貳拾八石六斗九升九合五夕八才

大口

專念寺

右者、所衆中濱田仁左衛門前より借銀有之候付、利錢として右寺江年貢取納仕候、右借シ銀之儀、新納武

藏殿・伊集院半右衛門殿・町田少兵衛殿其外前住檀^方檀^那那祠堂并檀方より少々ツ、先祖月忌用ニ寄進仕候銀ニ而、右之通ニ仕置候通先比申上置候處ニ、右之高主不相知候間、何某殿付置候哉、御急用ニ候条早速可申上通、去ル七日之御書付を以被仰付、同八日ニ拜見仕候、然者右高之儀、鎌田仁左衛門ニ而召置、相應之御奉公相勤罷居申候、此段專念寺より被申上候様ニ可申渡通ニ候得共、專念寺事迂化被申、未後住無之ニ付、

為我々如此御座候、以上、
〔貞享二年〕
丑二月八日

喜右衛門

寺社御奉行所

長兵衛

御筆者衆

勘左衛門

6 ○大来山 口稱院 專念寺

元禄八年正月遊行四拾四世 御巡國之時、改号大法

山、

一當寺開山不相知

一當寺境内三反式畦廿六歩

右、天保十三年寅十二月藤沢山江浄光明寺より届書之内ニあり、

7 〔寺院由緒書出し之内〕

里村之内

一大来山

口稱院

時業宗相州藤沢山末
専念寺

右、開基年月相知不申候、先年者大法山と為申由、元禄八年亥正月、遊行四十四世（尊力）学通上人廻國之時、今之山号ニ相改為申由御座候、

外之ケ条略ス、

萬延元年

専念寺

申二月

理全

御郷士年寄衆中

8

○忠元様御母堂式心門一房御墓所御傳失ニ付、大姉糺方之儀

ケ条書を以被仰越趣承知仕、先月十五日早天より、西水流御家来之内若輩五六人歛又者山歛・鉦鎌類相携參候様申遣、新納武兵衛等同道ニ而専念寺江差越、卵塔中藪山等手を盡し相探候得共、似寄之石茂不見當、手掛り無之、別而残念奉存候ニ付、此上者 靈社江御圖申請探し方可致、萬一御圖下り不申候得ハ、古代之御

墓石ハ無之筋ニ可心得と武兵衛など致談合、別紙之通卵塔内繪圖書調、心差居候場所五ヶ所ニ銘ニ番付いたし置、紙札五ツニ一二三と夫ニ相記、外よりハ不知様

能捻り候而、御問越之ケ条書ハ白封ニいたし相添、是を神前ニ相備置、御圖可申請旨、則日山伏妙心院へ頼遣候処受合、直ニ前文之通御圖申請候得者、何返取候而も御圖下り不申との趣返答相達候間、夫より探し方取止ニ仕申候、先形行如斯御座候、此段御届申上置候、

以上、

〔嘉永五年〕

子九月五日

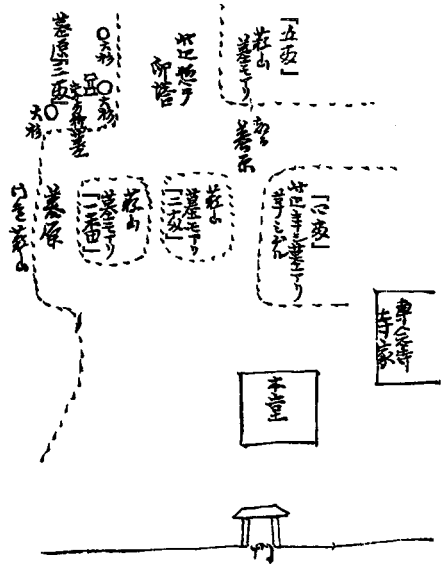
伊地知喜十郎

〔季通〕

内藏様〔久仰〕

御近習衆

御墓所麓繪圖左之通、



9 ○久仰當家へ引越、未木之氏村巡見も不致、殊ニ家統を

茂請候旁ニ付、木之氏村諫方社始、泉徳寺其外諸所廟

參等いたし度相合、文政十三年庚寅閏三月十二日發足、

末家弥太右衛門時升・有馬加左衛門純昭致同列大口江

差越、同十七日、専念寺江致參詣、聲貞聞一大姉御石

塔致拜禮候、此御石塔多寶塔ニ而、文字等何も無之候、

且亦同寺過去帳・校割帳など見届候処、左之通、

高式石代

一錢六貫六百六拾四文

右者為聲貞聞一大姉月牌料新納武藏殿寄進

右之通相見得、御位牌者當分無之候、左候而、御石塔之儀も寛政年間比、時升締方勤等之序參詣被致候節者、御法号式心門一大姉と有之多寶塔ニ而候由、其後久々中絶ニ而此節參詣之処、右之御石塔は不相見得、前文之通文字等何も無之、御石塔ニ付而ハ別而不審被致候存せられ候、然共當寺住持云傳へを以、聞一大姉御墓大杉之根ニ有之のと申出候付、木之氏又ハ西水流家来之老輩共江相糺候得共、何れも慥成取覚無之ニ付、無致形夫形り致拜禮候、時升ハ式心門一大姉与正敷彫刻為有之を見覚被居候也、右ニ付、同所卵塔中江埋れ居候事共ニ而ハ有之間敷哉、則より致糺方候得共、何も手掛り相成儀も無之候、仍而此等之段成行為見合記し置也、

久仰

(本箇条中ニ専念寺墓所繪圖下番アリ、略ス)

一専念寺境内聲貞聞一大姉御墓の事、當寺先住心柳咄し、當住覚澄承傳居候者、大姉之御墓は大杉之根ニ有之、多寶塔之少々相損し居候墓ニ而候、其引次寺之方へ有

之候、多寶塔は町田監物殿先祖ニ而候由、先年亡監物殿此時御家老、實名久視也、江戸より下向之節、夜中墓參有之候付、

差掛石杉之根墓取拵置候得者、監物殿參詣之上墓違候

とて、俄ニ前条之墓取拵拜禮有之候由、天保五年午九

月廿三日、久仰參詣之節、覚澄より承り候付、成行記

し置也、

一聲貞大姉御墓舊石相失ひ、別而残念之儀ニ付、同寺卯

塔中多年致探索候得共不尋得候付、得与及勸考、當時

相祀候文字無之多寶塔形之石塔者夫形り召置、其前ニ

新石相建、安政三年丙辰二月、碑文致彫刻、祭祀猶入

念候事、

但以前之多寶塔形之石は地藏彫刻いたし、永年塵抹無

之様、聲貞大姉の後に如本立置候事、

一同寺御牌茂相損候ニ付、同年一所ニ造替御安置いたし、

祭米少々猶又致寄附候事也、

10

〔専念寺墓前面〕
〔左〕聲貞聞一大姉墓

大姉者我十三世之祖加賀守祐久君之室、即靈社之皇妣也、

同氏周防守久友之女、歸於加州君生二男一女、長即靈社、

次五郎右衛門忠佐、女嫁市来美作守家守、初大姉從加州

君居于志布志、及天文中宗子喪邑流落、加州君携家人抵

于田布施邑、奉仕於

梅岳公、是時靈社年十三、始謁於

〔後〕公而勤仕、爾來攻城野戰城經幾勲功、為国家柱石居大口

城、其亶青史歴々、今不贅焉、大姉從而在于大口、六月

二十一日卒、年間失傳、葬于邑中專念寺、乃捐祿貳斛為

香火之料、其法號墓石曰式心門一大姉、家譜單稱門一房、

而寺所藏神主書聲貞聞一大姉、不詳其所以、殊竝錄存之、

夫大姉喪亂中屢經艱難、其苦心可知也、而子有靈社、威

名不朽、至今子孫連綿、母訓之正亦可知也、其墓經星霜

文字堙滅、因新建石、記其由為之銘、銘曰、

嗚呼大姉 以靈社為子

有子如斯 可知家訓美

專念之丘 維魂之所止

維石表之 永以安我祀

安政三年丙辰二月彼岸日

十三世之孫久仰識

11「専念寺牌前面」
「後」
聲貞聞一大姉

大姉余祖加賀守祐久君之室、而靈社之皇妣也、六月廿

一日卒、年間失傳、葬于此寺、今據鬼簿、法號題面舊

石彫式心門一大姉、家譜書門一房、故竝載焉、自昔捐

録貳斛為香資、而久歷年舊牌敗壞、因新建之、又附香

資、以表追遠之情、云爾、

安政三年丙辰二月彼岸日

新納久仰識

12 時升家系譜之内

○時升按、門一房石塔時升壯年の時、大口へ旅行し參詣

の処、寺僧案内にて石塔を拜し候得者、式心門一大姉

と誌し有之、其後文政十三年三月、家嫡久仰君同伴に

て同所へ參詣の處、寺以之外衰廢にて、漸石塔尋得候

得共、法号文字磨滅して不相分、其時段々相糺され候

処、寺什物帳左之通有之、

高式石代 錢六貫六百六拾四文

右者為聲貞聞一大姉月牌料

新納武藏守殿寄進

其後寺家又々燒失有之、天保十四年卯四月、時升大口
江差越參詣候得者、住持の僧も無之、石塔者嫡家領分
之者共致洒掃候、右様法号之違候儀、古代の事其訳不
相分、

13「家蔵」

○覺

一丁戌之年三日ニ御誕生、 新納武藏様、
新納加賀様

一文録四年乙未三月九日ニ御誕生、
(忠秀)

御生名安万殿、御元服名次郎四郎殿、
新納刑部太夫様

一元和三年丁未の巳ノ十一月廿一日ニ御誕生、
(忠秀)

御生名熊千代殿、御元服名次郎四郎殿、
新納次郎右衛門様

一乙卯ノ年二月廿五日ニ御誕生、
己

御生名市三郎殿、元服名次郎四郎殿、
(忠總)

新納弥兵衛様
一かのとノ丑ノ年十月十四日ニ御誕生、
(忠尊)

御生名市三郎殿、御元服名主膳殿、
(忠尊)

丁正月廿日

14「勲功記」

一天文七戌年、忠元十三歳罷成時分、嫡家忠勝居城志布

志を初め拾餘城領地仕候處、飢肥領主豊州忠朝・都

城領主北郷忠相等申合、双方より攻伐仕、防禦之術茂

盡果候ニ付、同七月、忠勝居城立退候節、父加賀守祐

久嫡子忠元并弟縫殿助忠清等召列、右通(忠長)御由緒御座

候故、伊作(實久)家江参越仕、祐久叔父漁隱(忠長)相頼、日新

様 大中様御方江罷出、其節今老人之叔父山城守忠光

弟(實久)漁隱茂同断相頼、是者田布施江罷出、一瓢様御方江被

召仕、後ニ 日新様御家老御役迄相勤、是久子孫嫡庶

共、何れも右次第御間柄之訊ニ而候哉、余程皆御心安

為被召仕由御座候、

(本記事ハ「旧記雜録前編」二二三三三号ト同文ナリ)

15 [勲功記]

一 天文十四巳八月、大中様伊集院江被成御座時分、入

来院石見守重朝叛逆ニ付、神殿村より御人数被繰出、

郡山城被為攻砌、味方及難儀、為加勢先忠元等被差遣、

無程 御出馬ニ而、御直之御下知茂有之節、忠元先

登ニ相進ミ、山口某与切合、其首打取奉備 御覽、其

折郡山茂御領ニ罷成候、此時忠元拾九歳、初陣ニ而蒙

鎗疵、右通功名為仕由御座候、

(本記事ハ「旧記雜録前編」二二五〇三号ト同文ナリ)

○天文七年戊戌秋七月、宗子忠勝之喪城邑也、同族

世臣多離散者、安萬乃随父祐久適田布施、臣事

梅岳君、於是安萬年十三矣、(詳見父下)

○十四年乙巳

大中公在伊集院時、入来院石見守重朝以其邑叛、

特勝彌驕、将犯伊集院、八月七日(或作十七日非)

公遣兵、夜從神殿襲郡山城、(前此六年三月、大翁公所賜云)伊牟田

左衛門等進入藏城、城兵強拒我師却危、

公乃遣忠元及南郷四郎忠□・市来小四郎家(ママ)・春

山越中守・川上十郎左衛門經久・野間為阿彌忠政・

野村民部少輔是綱等急續攻之、忠元先登持槍格闘、

與越中等入四郭、敵尚據城不能下之時、

公親麾衆發箭如飛蝗、忠元・經久・忠政・是綱等

奮進破之、忠元乃接山口某、刀戰斬首備之

公覽、八日、遂陷郡山城、此役忠元始從軍躬被槍

創、時年十九矣、

(本記事ハ「旧記雜録前編」二二三三三、二四九九号ト同文ナリ)

17 一 嶋津貴久御軍記云、爰ニ渋谷黨之内入来院者今度之儀

兵ニ馳兵士奉合力、或自甲冑ヲ為枕、作忠故、貴久
公御内縁ニ定、有信者有徳故、公之權威ヲ借領仙臺
郡、加之感前功、伊集院之内郡山之庄被宛行、誇其賞
費前忠、内々乱國企事及度々、為誠其罪、郡山之庄被
沒収、爰ニ知過ハ必改不欲、剩渋谷黨並蒲生・加治木・
本田ヲ卒起乱云々、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二四七四号ノ抄ナルベシ)

18 一 忠元弓箭覺書云、一伯囿様伊集院へ被遊御座候時、郡
山ハ入来院殿格護ニ而候処に、八月十七日之夜被召取
候、其晚麓ニ而敵一人打申候、内城の邊ニ而山口名字
の者と渡合、刀ニ而暫ク切合打取、其首 伯囿様懸御
目、其節鐘にて手負申候、其時十九歳にて勿論初合戦
也、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

19 一同軍勞忠清申状云、 伯囿様伊集院に御座之時、郡山
ハ入来院殿格護之處、年号ハ不相知候、八月七日之夜、
神殿より伊牟田左衛門藏之城迄忍ひ入、敵つよきニよ

り其城一ヶ所にとり籠居候を、伊集院衆二番衆ニ而被
見積候、但南郷四郎殿・市来小四郎殿、拙齋次郎四郎
と申時、闇之夜ニ走こみ、くらの城戸之前のたれニ而
少鐘候、鐘疵一ヶ所すり手なるかゆへ、同心衆・拙齋
くらの城戸三重、本城戸四重取破、春山越中^{④守}殿被追
付、同前ニ被仕候、内城さしこたへ候處ニ 伯囿様被
成御出被遊上矢を御詰させ候後、川上十郎左衛門殿・
前大為阿弥・野村民部少輔殿・拙齋庭中ニ而心々の合
戦被仕、山口名字之者刀ニて拙齋と暫切合候へとも、
終ニかの山口拙齋討取、首を 伯囿様被懸御目候、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

20 一 入来院石見守重朝譜云、重朝近年伐取數多城邑、誇武^功
^{脱カ}貴久公教戒教之、斯之時氏族東郷・祁答院以下國人多
叛逆者、重朝亦有同意之聲、於是數訴無叛心、不被免
許、天文十三甲辰之夏、既被停止出仕、加焉翌年乙巳
之八月八日、被攻取郡山城、此城去天文六丁酉三月十
四日、 勝久公所賜重朝也、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二五〇二号ト同文ナリ)

21 一伊地知左右衛門重政申状云、第五代小次郎松元を改、

本名字伊地知美作守重常と名乗、法名光林澤公居士と

号す、渋谷家弥相袴、(誇)入来より至伊集院差出軍兵也、

小次郎者伊集院之内遊須木城之主頭として在番也、其

時彼渋谷家之敵蒲生より吉田之城江相懸る之故、彼城

麓の川原に向、鎌合の太刀始致之云々、

22 一樺山玄佐自記云、入来院ハ岩劔を覚悟之間、一段當敵

に、其前郡山をも押而被召取故に致御恨之處、御屋

形様岩劔上之高山に被成御着云々、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二七五〇号ノ抄ナルベシ)

23 【樺山氏藏】

遙久敷大切之御物之本被借下候、就氣分漸此間写取候、

聊尔千万非本懷候、先々幸便之間返進^{⑧上}仕候、此等之旨

可然之様、御披露所仰候、毎事恐惶謹言、

新納刑部太輔

忠元

【年間不知、暫愛に置、猶礼へし】
早崎治部左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」六五号文書ト同一文書ナルベシ)

24 【樺山氏藏】

猶々邊川之事、御働之通無比類被思食候、併從^{〔祐佐ニアリ〕}小

原方彼在所之事者六ッ敷申候哉、就^{〔其〕}別所を可被遣

御心底之由御物語候、然共本有間敷候、萬端其恐不

少候、

先日尊書被下候、最召可致貴報候之處、當時者瀬戸江御

番^{〔番カ〕}仕候間、延引非本意候、併尊意之旨、本右・白次彼両

人江可有披露之由頼入候處、則被申上候、然處拙者就御

用之儀、祇候仕候、次以御上洛之子細具被聞食候、然共

此刻者先々思召被留候て可然被思食候由、御返事可申之

旨候事^{〔候〕}、恐々謹言、
【天文】

二月廿三日

忠元 (花押)

【年間不知、礼へし、
暫く愛に置く】

藝州様
尊報人々御中

忠元

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」四二号文書ト同一文書ナルベシ)

25

【敷功記】

一天文十八酉年、大中様清水江被成御座候時分、右之

重朝并東郷領主東郷重治・帖佐領主邪答院良重・加治

木領主肝付兼演・蒲生領主蒲生範清等謀叛二而、吉田

城可襲取与相企候節、番手として忠元等被差遣、在番

仕候内、度々合戦有之、就中於興慶寺前大太刀ニ而先

登仕候砌、馬場某与申者一番を争候得共、敵方より一

番者大太刀持ニ而候事相知シ、忠元ニ為相究由、此外

数年粉骨仕、是を其比六年弓箭与為申由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄前編二二六二六号ト同文ナリ」)

26 ^{〔天文〕}
○十八年己酉三月

公在清水、當此之時、入来院重朝及東郷城主東郷大和

守重治・帖佐城主祁答院河内守良重・加治木城主肝付

越前守兼演・蒲生城主蒲生越前守範清等謀叛

公、将襲吉田城、

公乃遣忠元及三原遠江守重秋・山田藏人有徳・宮原筑

前守景種・長野兵部等、戌吉田城以備之、十七日未知

此年、賊兵来寇、忠元等拒却之、四月八日又寇、忠元等

發出大戦於興慶寺前、忠元提大刀前衆撃敵、與上原長

門守尚常等追却之、此日馬場某亦奮戦、與忠元論功曰、

我為先鋒、明日敵報之曰、持大刀者實為先鋒、由是知

忠元為先鋒云、俗所謂六年
弓箭此也

(本記事ハ「旧記雜錄前編二二六一〇号ト同文ナリ」)

27 一六年弓箭と申ハ、入来院殿・邪答院殿・東郷殿・蒲生

殿・肝付殿(ママ)越前入道殿加治木・溝邊を被持候時御敵被

申、吉田難成候時分、三原遠江殿・山田藏人殿・宮原

筑前殿・長野兵部殿・拙齋若輩之時、此五人被召移、

数年辛勞被申候、其中ニ三月十七日、終日軍候つれ共

鐘ハ無之候、各手をくたかれ候、同四月八日、大合戦

ニ而候、興慶寺之前脇ニ而、馬場名字之人太刀始拙齋

被争候得共、翌日敵方より太刀始は大太刀持たる人と

申候、拙齋より外に大太刀持たる人無御座候故、太刀

始に成り候、其後敵追詰合戦有之候、上原長門殿兩人

にて被仕候、
(本記事ハ「旧記雜錄前編二二六一号トホボ同文ナリ」)

28 ○忠元二十七歳の歳旦試毫とて、七言の詩一章あり、更

に家録なし、然といへとも世人専ら賞美す、また右の

詩と、さまざまにとよみ出しの哥と取合、歳旦なりと

いひ、或は誰か為の忠ならハとよみ出せし哥と、右の

詩と取合、歳旦なりともいふ、さまざまにの哥は眞筆の短冊家に箚藏す、是は為舟と名あり、為舟ハ天正十五年以後の老号なり、されは老後の詠也、二十七の歳旦にあらず、又誰か為のとよみし哥は忠元にあらず、されは取く傳聞の誤り多し、然といへとも二十七才の歳旦、又さまざまにの哥は眞詠なり、よつてその年く抄録して、此よしをしるし置なり、

元日試毫 『當天文二十一年壬子』

巾車二十七東風 吹入舊叢花又紅

豈有三分割據略 英雄不顧草廬中

(本記事ハ「旧記雜錄前編二」二六六五号ト同文ナリ)

歳旦試毫 忠元二十七歳ノ作ト云 時升解

巾車二十七東風

巾車ハ本周礼ノ官名ナレトモ、其中ニ庶人乗役車ト云、其註ニ、役車ハ方箱、可載任器以共

役トアリ、婦去采賦ニ、或命中車、或棹孤舟ト云々モ此役車ノ類ニテ、農人ナトノ用ル物ナルベシ、忠元其時マデハ職モサマデ貴カラヌユヘ、起句ニ此字ヲ出サレタルナルヘシ

吹入舊叢花又紅

春ノ陽氣ガ行レ、舊叢ノ荒タルクサムラニモ東風ガ吹入ハ、自然ト花モ紅色ヲ含ミ出ス、

此句自分ニモ嫡家没落後奇遇ノ体ナリ、然トモ時君ノ御眷顧アリテ、寵遇ウスカラヌユヘ、舊叢ニ東風吹入テ花ノ発クヤウニモ成立ト云意ヲ遇セラレ、東風ヲ時君御仁愛ノ心ニ比喩セラレタルナルヘシ、

豈有三分割據略

此句豈有ノ二字解シカヌルヤウナレトモ推考之、此句ハ謙退ノ辞ニテ、吾ゴトキ者豈三分

割據ノ略アルベキ器量ナランヤト謙シテ、結句ヲ出サレタルトモワル、解下ニ出ス、

英雄不顧草廬中

此句字面ニテ解スレバ、述懐ノ句ニテ、自分ニ器量ハアレトモ、世間ニ劉玄德ノヤウナル

英雄ガナクテ、吾ヲ草廬ノ中ニ顧ル人ナシト云ヤウナル句意ニシモワル、然レトモ忠元天性忠魂純粹ノ人ニテ、サヤウノ怨言ヲシキコトヲイワレタルコトナシ、其上ニ忠元大永六年ノ生レ、二十七歳ノ時ハ天文二十一年ニ當ル、已ニ日新公ハ召出サレテ、後軍功モ度々ニテ、日新公 大中公ノ御寵遇宅ニ異ナリ、然レハサヤウノ述懐アルヘキヤウナシ、就中同歳旦ノ和歌ニ、サマノニ影トタノメハ伏テ思ヒ起テモ君ヲ先ツ折ル哉ト咏セラレタル、其意忠元精神ノ誠ヨリ出タルトモワル、故ニ其時ノ事情ヲ以テ、

推シテ是詩ヲ解スルニ、此句ハ後漢ノ陳蕃ガ大夫當掃捨天下何事一室ト云タル同意ニテ、此不顧ノ字ハ玄德ニ顧ノ字面ニテハナク、事ノ字ノ義ニアタルナリ、轉句ノ三分割據ノ略ハナキ器量ナレトモ、志ハ孔明ニモ劣ラヌ境界ニテ、何モ負ハセマイトモワル故ニ、草廬ノ中ナドノコセノトシタコトナトニ拘ルコトデアハナヒ、英雄ト云モノハ功ヲ天下ニ立ル氣ヲモタネバナラヌト云心ナルベシ、句法字法ノ適當セヌハ、干戈中文字ノヒラケヌ時節ナレハ、辞ヲ以テ心ヲ害セズ、只忠信純一ノ情ヲ察シテ、此解ヲナスベキナリ、

30 〇靈社御作巾車二十七東風

右巾車、是迄陶淵明カ或命巾車ヲ證據ニイタシ解シ候得共、隱者服ニテ此解穩ナラス候処、別シテ大形ノ事

ニテ、右ノ二字ハ左傳ニ處々ニ相見得、周礼ニモ出候語ニテ、巾車ハ兵車ノ事ニテ、右巾車ニ乗ル兵士モ通シテ巾車ト云ヤウニ相見得候、左候得者、靈社御若年

ノ比ノ風氣能ク解シ申候、其比ノ文学今時ノ吾々ヨリ却テ開ケ居、今迄解ヲ得サルハ恥カシキ事ニ候、右左傳ノ一二書拔、入御覽候、

【〇】左傳襄公三十一年、巾車脂轄、注巾車主車之官、

【〇】同哀公三年、巾車脂轄、注巾車掌車、

按スルニ此二條、脂轄ハ巾車ノ車ヲ掌ル役人ニ云付ケ、轄ニ脂ナトヌリテ、用ユル時ノ用心ヲサセタル体ニテ、此巾車ハ其役名ト見ユ、

【〇】同成公二年、丑父寢於輶中、注輶ハ棧ト同シ、兵車。士乘棧車。兵車。或云卧車、即巾車、

按、棧車ハ柴ニテ飾ル至テ粗車ニテ、軍士ノ夜泊リニ用ル車、是時丑父ト云人其柴車ノ中ニトマラレタト云コト、

【〇】卓氏藻林ニ巾柴車、注巾車衣也。整車而駕也、

以上ノ注ニテ按スルニ、柴車ノ粗相ナル車ヲ取繕フテ乗ルヤウニ巾ユヘ、其頭ヲスル役ヲ巾車ト云、又通シテ其車ニヤドル兵士モ巾車ト云フトミヘタリ、因テ靈社ノ御考モ、二十七位マテ弱輩ノ巾車ニ乗ル兵士ニテ居リシト云御心ナル

ヘシ、

右見當り候ニ任せ、書付差上申候、猶伊地知などへ御吟味可被遊候、

安政元年寅夏

時升

31 〔勲功記〕

一天文廿三寅年、右之肝付兼演(兼盛方)加治木をさし上降参仕候處、邪答院良重・蒲生範清等右之兼演を可相攻与之企

ニ而、蒲生方西侯武藏守盛家与申者江岩劍城を為守置、同年八月、加治木ニ押寄段被聞召及、同九月、大中

様并 貫明(義心)様御直ニ為御救、日當平迄御出馬、忠元ニ

茂被召列、脇元邊放火ニ付、瘦五郎坂与申所ニ而合戰有之節、忠元抽衆高名為仕由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄前編二」二七四六号ト同文ナリ)

32 〔天文〕

〇二十三年甲寅、邪答院良重・蒲生範清等悉肝付兼演以

加治木降

公、八月、發兵伐兼演於加治木、九月十二日、

公及 世子實明公 帥兵陣于日當平以救兼演、忠元従軍、

前此蒲生範清使其臣西侯武藏守盛家等戌岩劍城、十三

日、

公遣兵縱火脇元、時城兵發出、我兵與之戰於瘦五郎坂
之下、忠元有功、伊作士人宮原源太左衛門右衛門之弟等觀
而賞之云、

一岩劔御陣之時、やせ五郎之下にて合戦、伊作衆宮原右
衛門弟源太左衛門證跡殿同仕候、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二七四三、二七四四号ト同文ナリ)

33 一十三日に、川邊衆・鹿兒嶋之足輕衆辰之刻より午刻迄

脇元の人放火被遣候所に敵出會、坂中迄差上り軍仕
候、味方之足輕大将ニ者梅北宮内左衛門・宅間与八左
衛門尽粉骨被相働候、然る所に川邊衆指替り合戦被致
候、又御兄弟 御三殿坂口まで御差向候、敵是を見て
引退申候、其時分、敵八ツ之むれへ登る由被聞召候而、
谷山之人数を被指遣候、谷山衆以之外被働、敵あまた
に矢を射付、坂を追下、味方ハ無何事被引上候云々、

(本記事ハ「旧記雜錄前編」二二七五二号ノ抄ナルベシ)

34 〔勲功記〕

一弘治元卯正月、右之範清・良重等謀計ニ而、北村之者

共へ申合、降参之筋ニ為相偽候故、 大中様 貫明様

吉田之様御出馬ニ而、同廿七日、北村江被為人候處、
賊兵不意ニ起合せ、御勝利無之、則被為引候折柄、忠
元事者 大中様御太刀相持罷在候得共、賊徒付送防方
として弟子丸播广守等取返し討死仕、 貫明様猶も被
為及御危難候ニ付、早々忠元駈参、可奉救旨被仰付、
則駈参候而討退け、殿仕候故無難ニ被為引取、別而蒙
御感賞為申由、左候而、此御難儀を北村帰忠与世上申
傳由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二五号ト同文ナリ)

35 〇弘治元年乙卯正月、蒲生範清・祁答院良重等謀、使北

村人偽降
公、二十五日、
公及世子貫明師兵如吉田、二十七日舊譜作十二日進入北村、
賊兵竝起、夾而撃之、
公師不利、時忠元持御太刀從

公班師、賊等尾撃、弟子丸播磨守等返戦死之、
公觀 世子亦危急也、乃命忠元往為之殿、忠元奮戦以

躬當敵、脱 世子於鋒鏃中、 公等大感賞之、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」一六号ト同文ナリ)

36 [忠清筆記忠元弓箭之覚]

一北村帰忠之時、

伯圍様御太刀を御持せ候処ニしつハ

らひ可仕由、以 御意其首尾仕候、

龍(義)伯様御手を被

碎候、御存之前ニ而候、

37 [正文在弟子丸藤兵衛]

一上文略之

一天文廿一年十一月、北村ヨリ内通之者アリ、依之鹿兒

嶋御談合ニ播磨三度被召出、二度までハ可難成由申上

候、三度目ニハ御談合相定、既ニ忍衆二三番迄之御賦

ニ而、一番手引播磨へ被仰付候、於御案裏者北村地頭

播磨守へ可被下由、村田(經志)越前守殿を以被仰聞候、乍辱

存此度之御行不安ニ存候ニ付、頸桶を用意仕置候、其

比越前守殿吉田地頭ニ而候間、既ニ正月廿一日之酉刻

ニ打立、指宿丹後守以同心内城江參、此度之御企合点

雖不申候、任御意打立申候、吉田御城可有御用心由委

被申候、其夜吉田北村之境にて質人請取、北村矢筈之

城忍あかり引入、二人之案内者之次北村主税助、四番

ニ播广守牆きハに登着、案内者一人牆を越候処、待請
たる敵ときの聲をあくると、老人之案内者ヲ北村主税

助切テ落ス、播广守是ニ有と三聲答エ、夫より岸を下、

思く、に除候処、蒲生衆横道ニ取切ル、味方過分ニ打

死ス、雖然播广守同心之衆六拾程ニ而七仕場切通、敵

を跡ニ成シ、心易除候処、味方いかほと越度たるへき

哉と尋候へハ、貳百程被擣候覽与口ニ申、さてハ播

广閉目へきと申立婦、大岩を陰ニ取、敵と戦時刻を移

ス、其間ニ味方過分ニ除ク、外山市左衛門尉未扣居ル、

急のかれへき由申候へハ、播广同心にて可退と申され

候、我事ハ北村之地頭之名をつき、味方貳百人うたせ

候てハ閉目候へく候、市左衛門事者早ものかれへきと

申、夫より少難所を退取、跡ニ大太刀持ノ小太郎計在

之處、海江田清左衛門尉帰シ合せ、播广守ハいかにと

尋候、大岩を陰ニ取、敵之城最中と申、主従三人にて

相戦、其間ニ市左衛門事退取、纏而夜も明、 貴久様

御前參着、敵堺申上ル、新納刑部太輔殿御劔を人ニあ

つけ合戦アル、其場ニ養輪舍人佑・木脇刑部左衛門・

同名大炊介走合、御供之由被申候、其場より敵引除候

事、

右外前後之ケ条略す、末ニ京勢被差下、福嶋秋月殿
へ御給之故一節無知行也、其後河邊之内野間名三百
石諸所ニ合テ五百石餘并永吉之地頭職被仰付候、書
切末文無之、古本之由也、

38 『蒲生士山本氏日記』

四月之分「弘治元年」前後略文

廿四日、肝付方へ御一筆被遣候、御使者新納刑部太輔殿・
阿多若狭守殿、此日肝付方よりも御一筆被上候、則御馬
一疋進上被申候、此日祢寢殿種子之番衆三人御暇被申候、
此日新柵へ蒲生衆寄来りにて、吉田衆三人おちと被申候、
一人ハ二階堂殿次男、一人ハ村田越前殿殿原、一人ハ下
々者、

五月分

三日、法印様御越ニ而、御祈禱之御大般若アリ、此日伊
集院治部少輔殿・新納刑部太輔殿吉田へ御使者ニ被越候、
此日肝付殿へ伊作之野之駒被給候、此日山田之足輕七人
出シ、甌浦にて敵一人打取候、此夜新柵之麓より、御嘉
例之火御ともしにて候、

五日、新納刑部太輔殿加世田へ御使者被越候、

(本記事ハ「旧記雑録後編」二一四、二七号ノ抄ナルベシ)

39 『箕輪伊賀日記』

一天文廿四年十一月十八日又同年三月十

日トモアリ、ノ勢ヲ引分テ、
三千人松坂ノ要害ニ押寄セ四方ヲ囲ミ、民屋ニ放火ヲ
ナルヘシ、
時ヲ動ト揚レハ、城中ヨリモ鑿ヲ合テ防キ戦フ、放火

擲石コト降雨ノ如シ、
自ラ鎗ヲ取テ真先ニ進玉ヘバ、軍兵我不劣ト攻上ル、

梅北宮内左衛門ト名乗テ真先ニ切入シニ、石ニ打レ堀
底ヘソ打落サル、奇手是ヲ見テ進ミカネタル処ニ、大

將忠平後レス攻玉ヘハ、河上上野守・同名左近將監・
新納刑部太輔・山田藏人・伊集院右衛門兵衛カ、尉・

平田將監其外宗徒ノ人々三百余人、我不劣ト責入、散々
ニ戦ヒ合フ、忠平モ軍兵ニ打交リテ高名セント争ヒ玉

ウヲ、大将ト見ルヨリモ武者一騎懸出テ忠平ニ渡合ヒ
戦テ、太刀下ニ打伏セ、頸ヲ取テ我カ身ヲ急ト見玉ヘ

ハ、鎧ノ上ニ矢五六筋立タリ、去トモ鎧ヨケレハ裏カ、
ス、忠平廿二歳分捕ノ初也、

(本記事ハ「旧記雑録後編」二五四号ノ抄ナルベシ)

40 「樺山氏藏」

尚々令申候、きのふ新刑より文を見せられ候、それ

ニ今年上洛之由ミへ申候、来年おほした、れ候て、可目出とこそ存候へ、はや／＼かた／＼御屋〔くく〕

も内儀申上候、御得心之様ニ聞へ候、されは伊集院治部少輔・野村民部少輔兩人之事、當年上洛之由申〔上ナシ〕

〔上〕候へともさしと、め、とものやう申付候、時分柄と申、かやうの事ハ何とやらん候へ共、そなたの御心のなくさミにもやと筆のすさミに書付申候、夢

々他見有間敷候▽㊦く△、御愁歎察入候、乍去武道之名譽本意之儀候之間、爰以おほし延候て肝要ニ候、此方も哀膺〔㊦〕之あまりきこへさるこ

と如此候、殊染悪筆候、いか、に候へ共かなしミの至、然なから外見を忌たる計ニ候、やかて／＼火中投られへ

き事本望候、恐々謹言、〔弘治三年〕

五月十八日 義久（花押）

樺山藝州

（本文書ハ「旧記雜録後編二」七九号文書ト同一文書ナルベシ）

41 一門樺山は代々安藝守にて忠節家也、今の藝州幸久も太

刀をうたる、事度々也、されハ家の子郎等、あるひハ高名し、あるひハ打しにす、ことにちやくし忠副〔弘治三年四月十五日戦死〕今度於蒲生す、ミ出られ打死、不及是非事也、なげきの餘り〔㊦〕弥陀六字を哥頭にとりあへすつらね侍る、雖外聞恥と、心さしをいたす計也、

藤原義久

情ありてかたちも人にことなるを

さきたて、見るあなう世の中

むかひてハなか／＼かなしそれとのみ

ふてにとめおく人のなこりハ

あやなくも歎な侘そたらちねを

をくらすたくひ心ある世を

ミねの雲浦に塩やくけふりにも

見し面影の立やそふらむ

たかき名を残すハさすかうれしきも

はかなやわきて武士の道

吹かせのさそひし華の陰ならて

かゝるゆめをも見る世成けり

（本文書ハ「旧記雜録後編二」八一号文書ト同一文書ナルベシ）

○永録(録)元年九月廿三日

和漢

雲にふけなれも月をや松の風

貴久

秋夜永於年

九高

蛩韻似催句

意外

初霜ならし暮さむくなる

幸久

旅衣はるかに分る野を廣ミ

忠将

こゆへきすゑや山たかきかけ

芳林

瀑飛聞遠響

玄洞

村落簇疎烟

玄盛

驪景忘帰路

玄隆

尋花開雅筵

智弘

一盃鶯被勸

正成

雪もこほりも今朝やとけまし

忠元

谷かせに岩ゆく水も春みえて

房政

さそなけ色も浦のをちかた

兼盛

影薄曙窓月

九高

露置そふるきぬくの跡

貴久

心やハきりのへたつる中ならむ

幸久

こゑのおちくる空のかりかね

忠将

何となくしらふる琴もたゝならて

芳林

湘水載詩船

玄仲

翠竹似鳴玉

智鑑

緑陰宜讀篇

智璋

袖ちかく夜るは螢になつさひて

忠元

聞くらしつるうつ蟬のこゑ

房政

はかなしやいつを限の身ならまし

兼盛

餓思首陽賢

九高

道厥(道)古今一

玄盛

喝知無有先

正成

入かたき法に心をつくしきて

貴久

門ものふかし杉の下かけ

幸久

三輪の山尋て行ハくる、日に

忠将

河音すみて月いつるそら

芳林

舟とめて汀にふかす秋の風

房政

鐘寒江寺邊

九高

醉遊其李白

意外

貧樂独顔測

玄啓

山とのミ見えてやちりのつもるらん

幸久

もろ共にうかれとはなにわかれまし

幸久

經歳帯雲天

玄洞

おもひやりても今ハなくさめ

貴久

窓閑去云カ誦易

玄盛

春輝雲瑞霏

九高

実こんとたにかねてしらせよ

忠将

霞彩月嬋娟

玄盛

信為無媒断

正成

花ハ猶しの、めおしくうちかほり

貴久

跡つけかたき雪のかよひち

房 芳政

羽かせしつかにならす鳥の音

忠元

乘興廻舟好

意外

旅館動郷念

玄洞

入江をひろミなミのす、しさ

貴久

儒林警懶眠

九高

むら芦の見えミみえすミ暮そめて

兼盛

ミとり子を憐とおもふこ、ろさし

兼盛

射箔月張絃

九高

ふりすてやらぬ世はいつまでそ

忠将

崇枕蟲聲切

智弘

無奈婿姉恨

智璋

かりねの野へに秋風の夢

幸久

あかしかねたるよな／＼の床

貴久

なミたのミ出し都の形見にて

忠元

茅店待鷄拍

正成

つれなや命なに、かゝるか

貴久

隣家有蝶連

智鑑

自起放籠鳥

玄盛

酔吟如絮乱

智璋

吟闌聞杜鵑

九高

老色似花薦

九高

雨そ、く山さと人の夕まとひ

忠将

婦こぬむかしとはかりうち歎

貴久

こ、ろのなきやうきも思ハぬ

兼盛

ふるきミきりに残るやり水

忠元

久方の月のむら雲晴やらて

貴久

攀桂化登仙

九高

栖老葦間屋

玄隆

蕭索下枝葉

意外

門田にそよくかせそ身にしむ

忠元

水をのそみて猿やなくらん

忠元

民享賑秋実

玄啓

巴江流学字

智鑑

客遊賞月圓

玄洞

湖岫尖横鉦

九高

よミかハす哥の席に夜ハ深ミ(㊦)

貴久

陳八戰國跡

玄盛

こゝろくの糸竹のこゑ

忠將

はかりことある國そ安けき

幸久

此會合歡每

正成

千代もとや誰しも君を祈らん

貴久

政諄海内全

九高

かけにまふつる住吉の松

忠將

貴久十三句

正成六

明石かたたのむ行ゑに舟よせて

忠元

九高十三

忠元八

うら風をくる月の夕なみ

房政

意外五

房政五

霧暗閑鷗外

意外

幸久八

兼盛五

秋幽双鷺前

正成

忠將八

玄仲二

何邊姜笛遠

玄洞

芳林三

智鑑三

專對太才偏

九高

玄洞五

智璋三

奉勅梅香厚

玄盛

玄盛七

玄啓二

状元花氣鮮

玄仲

玄隆二

智弘二

春は猶心あるへき朝ほらけ

幸久

(本詩ハ「旧記雜録後編二」一一二号ト同文ナリ)

海山かけてかすむ難波津

貴久

43 〔勲功記〕

一永録三申十月、將軍義輝公より 御當家伊東家与爭戰

及二十餘年由候間、御和談被成候様御調儀として、上

使伊勢備後守貞運被為下向、於末吉 大中様御對顔之

節茂忠元并椋山安藝守幸久・肝付彈正忠兼寛(盛カ)ニ被仰付、

萬端御應答為申由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」一五四号ト同文ナリ)

44 ○永禄三年庚申、初伊東氏侵我邊疆(邊)、世結怨久矣、幕

府義輝使伊勢備後守貞運來成伊東於

公、十月、

公會貞運於末吉、以實壽庵(實壽庵) 為客舍、乃使忠元及椋山安藝守幸久・

肝付彈正忠兼寛(盛カ)就川井豊前守等應對之、忠元等有功居

多云、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」一五二号ト同文ナリ)

45 〔椋山安藝守善久筆記〕

○永禄三年十月四日、上使伊勢備後守殿下着、於庄内

末吉ニ 太守修理(貴久)太夫殿御參會有、御意趣之段者、日

向於飢肥伊東起弓箭、廿ヶ年餘り不極勝負之段達 上

聞、無為之御調儀与也、然者飢肥ニ伊東着、兩陣彼地

為公領被召置、可為和融之旨也、御返答之次第、使新

納刑部太輔(忠元)・肝付彈正忠・愚身椋山安藝守、十月七日、

伊勢備州御宿江參申、條々刑部太輔并也、

一上意ニ御無沙汰之儀、乱國又者依遠方非本意候之事、

一大友殿(忠元)江申談、九州を治、御奉公之事、

一北郷左衛門尉江御内儀之旨、至飢肥伊東蹴上之地有之

由備後守殿被聞召付候、彼地伊東江被遣候、可然之旨

也、更々此段承間敷事、

右條々被聞候、川井豊前守此等之御返事之時者岡元

被相添候、御返答上意与大友殿之前難分、嶋津殿被

思召候欵、爰元非本意と候、於當座安藝守雖憚入候

申上候、九州を治め、上意御奉公之儀ニ候、被聞

召分候得と申、罷立候、

一八日、備後守殿御宿江 屋形様入御候、御面談ニ而御

帰、

一九日、又両三人を以被仰條、

一如度々申入候、和融之儀、上意次第可為事、

一和談之儀、企弓箭を伊東可有分別之事、

一被屬無事者、大友殿茂同前可為和融之事、

一 所領沙汰之事、同名豊後守一向領掌有間敷事、

一 伊東へ可有手付之由、不致分別之事、

右之條々、川井・岡元被成披露御返答之次第、

一日向境目和平之儀、被任上意之旨、先以御喜悅之事、

一大友殿同前ニ伊東無為之儀者非本意、乍去備後守為上

使罷下上者可致其調儀与之事、

一 伊東飢肥境目所領向之儀、彼方へ少茂遣間敷之段、被

成御得心之事、

右、此三ヶ條被仰、川井方物語として、伊東飢肥庄

内前々分國之由申上之由、利東山殿へ申入、三ヶ國

之守護職之御判頂戴す、左右方之儀、更ニ上意にも

しろしめされす、備後守存知いたさぬ事共なれとも

なと、言をほくい、つ、けらる、則安藝守、田舎人

は上方之御尊意不知案内也、川井殿私御物語之條、

當座之御返答に候、嶋津三ヶ國之守護之事は頼朝御

代已来之儀、然者嶋津陸奥守忠國山東知行、伊東都

於郡一所ニ相殘候事無其隱、伊東飢肥庄内分國之儀、

更々虚言也、伊東至飢肥数度雖起逆乱、終に及恥辱

事眼前之□与、猶以伊東逆心之旨を被仰候者、偏に

上使御非儀之可有沙汰、先當意之御調儀と一々申

候之處ニ、岡元尤無餘儀之由欵、川井茂同意ニ得心

候、然ハ伊東江可有手付之由、不致分別之一ヶ條、

是又上使御納得之由候、雖然追而嶋津可被申欵とて

先々罷立也、

一 十日、又両三人上使御宿江參、御意趣之次第、昨日申

入候條々、皆々御得心之御返答致祝着候、就中飢肥境

伊東江少茂所領遣事有間敷之儀、御得心一段畏入候、

彼境公領之事、奉任備後守殿可致御相談候、此旨同名

豊後守江雖未相尋候、彼両陣引退候者可如吳見候也、

右之條々御返答川井・岡元、

一 飢肥被任御公領之儀祝着、備後守面目之至也、

一 伊東江催促を以て可被引両陣也、自然伊東於難泔者、

對上意不忠者也、至其儀者西國に仰付、可令成敗之事

無疑、此度嶋津殿上意御上聞也、猶直ニ可被仰とて、

備後守殿御前ニ両三人被召寄、以御面談蒙仰段、此度

為上使下向之處ニ、和平之趣嶋津殿御得心満足不少候、

然者伊東三ヶ國御判東山殿書出伊東に在彼一卷、備後

守披見之、雖然京都に茂其疑有、今又當國之沙汰一向

無其理之由、備後守信之、伊東守護号之事、更ニ不入之儀也云々、若ケ様ニ被仰儀シも於偽者、八幡御照覽云々、可蒙御爵与三度被仰、則地を御打、至末代伊東守護職之事不可有其證文、此度備後守此段於納得、惣領伊勢守則同前と堅被仰舍候、當家之面目不可過之者也、此等之為御礼、太守舍弟右馬頭殿(忠務)十一日ニ上使御宿へ御參入也、則備後守殿為御礼、屋形江御出候、然處ニ不慮に御酒被取持被催興、備州御腰物を太夫殿江被進、川井方取、村田越前守方江渡之、則太守御請取、自是茂御腰物被進、其後及乱酒、御とうきぬを互ニ被召替候、其時河井方之肩衣を拙者江被着替、其日風呂を焼せられ(アバ)之間、先風呂へとて御立候也、やかて此暮江、上使御宿江使者兩人為御礼參候也、夜に入、岡元方為御使、樽ニツ・折ニツ・三種安藝守宿へ従上使被下候、數通之御酒有、次朝上使御宿寶壽庵江安藝守致御礼、其刻河井殿へ天目、岡元殿へ脇刀進、則為物語申、今度數度被申承候條ニ之中、別而伊東江末代於飢肥境ニ手付有間敷候也、一ケ條堅申納之由申候、領掌無餘儀候、満足ニて三百町計候也、

一十五日、太守より備後守殿江御使被進候趣者、三ケ國御調達之事、次伊東方江飢肥之内永代遣間敷之由也、此等者安藝守江河井方内談を被遂候而之事也、御返事後代までの御證文たるへき由也、

一十七日ニ鳥之子一帖奈良墨ニて從備州被下候之条、為御礼御宿へ參候処ニ、河井被申候儀者、飢肥境御料所之事、伊東於無事者不及申、自然御下知を背候ハ、則豊後江罷登、大友殿江申談、嶋津殿御存分之ま、事成可申候由被申候、其時者飢肥之事者御公領之儀欵いか、と候、又ケ條當方伊東縁を結はれ候する内談之由、風説承及候、於其分者上使御取成可有との儀ニ候、此兩條御返答、新形(形)と拙者兩人して申候、

一伊東和平之儀於事成者無申事候、伊東背上意候て、大友・嶋津申合、剩上意為御奉公、山東退治之時飢肥御料所之事、猶以無餘儀候、

一伊東江縁之儀者更不承候、雖然ケ様之事家景中より其調儀もか候らん、承事者なく候とニて候、

一以次而申候、乍重言大友・嶋津申合事無其隠、伊東以調法、此段無相違様ニ備後守殿御取奉頼之旨候、先

河井得心目出度々、

一 上使御立之刻、上使へ河内茶はん・唐のほん進上仕候、

橋本毛せん遣、閉看を送給候、無指事儘不書御料所三

百町ニ申成、従上使美濃紙一束・京筆ニ對被下候、従

是しんのくま進上候、

〔永祿三年〕
十月七日

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五三号文書ト同一文書ナルベシ〕

46 〔正文在并付氏〕

罷越候以後者、聽而爰元様躰可申處、從路次河井相煩

候、于今散々式候、餘延引之条以飛脚令申候、

一 伊左御請之儀、彼入道殿種々儀雖被申候、其方御請依

嚴重候、菟角難被申候歟、昨日御請被申候、珍重候、

拙者大慶此事候、

一 雖先罷上度候、大事之御料所之儀候間罷越、様躰承度

候、又在々所々江自其方下知付候而、百姓召出申付度

候、然者下知等之儀御調候而可給候、自此方飢肥へ直

罷越可申候、豊州江茂從其方堅可被仰越儀肝要候、

一 今度御和談立見申候ハねハいか候、於飢肥自其方も

御年寄衆、自此方も年寄衆被相下、太方被取易各參會

候様調可申候、此等之趣可預御披露候、

〔永祿三年〕
十月廿八日 貞運判

椀山安藝守殿

新納刑部大輔殿

肝付彈正忠殿
御宿所

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

47 〔大口有村準之助家藏

後久仰家ニ預ル〕

○ 〔桐つほ問書の奥ニあり〕

新納刑部大輔

永録四年拾月日 忠元〔花押〕

48 〔勲功記〕

一 永録五戊戌年、眞幸院主北原又八郎兼守病死ニ而、院内

多ク者御領ニ罷成候得共、北原伊勢介兼正与申者横川

城ニ楯籠候ニ付、大中様溝邊迄被遊 御出馬、同年

六月、松齡様御大将ニ而御人数被差向候節、忠元伊

集院源助久春入道与先登仕、於城戸忠元合仕、終為

被攻陷由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」二二二号ト同文ナリ)

49 〔水祿〕
○五年壬戌、眞幸院主北原又八郎兼守卒、眞幸諸邑悉入

於 官、獨北原伊勢介兼正兼守別族、據横川城隅地畔

公、六月、

公陣溝邊、三日、使 公子義弘兵庫君等領先鋒軍往攻横川

城、時忠元及伊集院源助久春奮進先登、忠元持槍戰於

城門、遂陷之、兼正等自刎首死、此役忠元被疵有功、

○一横川召崩候時、内城攻之城於城戸口、伊集院玄巢元と

同道申候而合戦ひ申候、其時も手負申候、溝邊へ

伯圍様御供仕候時、兩人御遣候而之事なり、

一横川召崩之時詰之、於城戸伊集院元巢同心被申候而

鑓仕候、伯圍様溝邊へ御滞留之間に兩人御遣候時、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」二二八、二二九、二三〇号ト同文ナリ)

50 〔勲功記〕

一永録祿七子三月、近衛植家植公并御子 前久公御吹舉ニ

而、大中様者修理太夫より陸奥守ニ御受領被為在、

貫明様者又三郎より修理太夫被為任候、御宣旨御申

調、進藤左衛門太夫長治ニ為御持被差下候節、忠元茂御取成可仕旨、同十三日、右之 御両公より御銘々御判物被成下、于今家藏仕居候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」二七三号ト同文ナリ)

51 ○七年甲子三月、近衛植家及其子前久為 公與 世子

公貫明、請官途於

天朝、十四日 宣旨、公為陸奥守、前此任修理大夫 世子任

修理大夫、時稱又於是前日 近衛父子賜忠元御書各一通、使進藤左エ門太夫長治

來於使致之、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」二七五号ト同文ナリ)

52 ○其後久闊筆候、疎遠候、仍修理太夫受領并又三郎官途

之事、公武之時宜令馳走差下候、自然之取成肝要候、

猶進藤左衛門太夫可申候也、かしく、

三月十三日 植家御判(近衛)

新納刑部太輔とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二七二・二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

53 ○雖未申通候、令啓候、仍修理【實久公】太夫受領并又三郎官途之【長】

儀申調下候、自然之儀宜取成肝要候、猶進藤左衛門太【長】

夫可申候也、かしく、

三月十三日

前久カ御判

新納刑部太輔とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」二七四号文書ト同一文書ナルベシ〕

54 弘治水縁ノ間

費久公御代

○右居頭

刑部太輔忠元【加賀守祐久之子、後武藏守と云】

幣

又八郎【後ハ一珪と云、伊勢守康久之子】

初猷

八郎四郎忠秀【治部少輔之子、後治部少輔、後駿河守と云】

二猷

藤四郎忠明【尾張守忠光、後山城守と云之孫、後織殿助】

三猷

次郎五郎【加賀守祐久之次男、後五郎左衛門と云】

相伴

民部左衛門尉【後出雲守】

55 〔勲功記〕

永録九寅正月十六日、日新様 貫明様御連歌被遊候節

茂忠元被召加、十一句仕候、此等之儀者每度之事与相見

得候間、【逐カ】遂一二者書出不申候、

56 永録九年正月十六日

第十

賦何船連歌

織はゆる世やはた花のから錦

糸くりいたす春雨の雲

石はしる瀧は氷のとけ初て

空も長閑に渡る朝かせ

行やらて月もいさよふかりの聲

はね打かハす秋の夜からす

初しもの薄霧さむミ更終て

木すゑうつろふ里のをちこち

なかれ出る水みとりなる山本に

た、をのつから暮の涼しさ

ともすれハ風をもよほす雲浮て

いかならましや人のかねこと

待もうしもし忘るかとひ見はや

こ、ろかハリハ夜のまにもあり

事しけき昨日や去年となりぬらん

霞をくむそ里のたしひ

小松引さいの若葉を摘もちて

日新

忠金

昌宗

義久

忠元

珠玄

季久

忠知

武久

意外

忠辰

久朗

友治

久張

親治

國眞

經威

雪にぬれく野路のかへるさ	実親	思ふ事ひたや籠りに送りきて	季久
ふき送る風ハ袂にむすほ、れ	玉進	打いてかたき世とそなりぬる	珠玄
日もいりあひのかねのをちかた	昌宗	我なから身のつたなさ <small>(㊦)</small> のかへりみに	武久
出ぬへき月や尾上に籠るらん	義久	のほるくらゐもよしやなにせむ	忠辰
しけミかくれの山のさをしか	忠元	いりそむる此山かけの花の色	經威
かなしひをふかむるさとの夕霧に	珠玄	門よりゆかしふる寺の春	忠元
あたりたにもとなかめやる空	季久	ともし火ハ霞の内にほのかにて	義久
ふきもこよ思ふ其方の松の風	忠知	たれか月まつよひふくるころ	友治
すきしやいつち袖のむめか香	武久	すさましく浪寄海士の一むらに	珠玄
手枕は夢かと明春の夜に	意外	しほる、袖や秋もしるらん	國眞
た、くかすむ峯の横雲	忠辰	おもひかねころも今ハた打侘て	忠辰
別行かりかね遠し出て見む	國眞	旅にと出して聞かまほし	久張
船路やすらふうらのつれく	友治	ゆきかひも関屋の道のしけき日に	忠元
興つなミ立よりきおふ雨の日に	久朗	をくれさきたち立る小車	昌宗
すミかとたれかかへる芦の屋	經威	花見にハ誰も残らすいさなひて	義久
ならばせハさのミつらさやなかるらん	久張	おりてかへるやつ、し山ふき	意外
余所目忍ふに夜かれある中	親治	春ハた、こ、ろ心のなくさミに	親治
ことはりをしらてかこつハはりなしや	忠元	外かをわすれてまなふかしこさ	昌宗
親のゆるさぬこひのあはれさ	義久	打籠り出るかたなき窓の内	珠玄

人のかひの鳥や悲しき
 ゆふつけの聲になく／＼別きて
 おもへはかたミ袖のうつり香
 たちはなの花ハちり行夕風に
 打はらひつる雪の面かけ
 又いつる越「か歎」のしら山越てまし
 あつまちとをく身ハまとひつ、
 もとめえぬ行ゑもつらしすミ所
 をしへしやとり月にとハはや
 露なからあたしことの葉頼ミきて
 なにを秋とてかはる人も
 むしならハ聲に立てもうらミまし
 えにしありとや浮ふおしとり
 水までも法のなかれそ難波かた
 ね覚うるほす鐘など給そ
 あかつきをおもへハ春の名残りにて
 けふの三月のなとくハ、らぬ
 山さくらをそきハ心ありやせむ
 一木に来なく千とりも、とり

忠元 國眞 義久 忠知 武久 珠玄 經威 忠元 季久 友治 忠辰 珠玄 意外 忠元 珠玄 國眞 義久 珠玄 季久

そことなくあさたち行はひろき野に
 もとむるミツハかけかすかなり
 袖にせくなミたも月のうつろひて
 國へもいらぬ夜ハそ身にしむ
 萩の葉のそよともとふかとはかりに
 なくさめ草も種はこゝろよ
 よむ哥にしハしやうきものふるらん
 しけるむしろもおなし「@いち」「ハし」ふき
 身はかくていかて年月送らまし
 もろこしまてとおもふ船路
 かす／＼の手向をなすもことほりに
 とたへあらしとしきミつむ人
 折たくもしハし「心」かりの薄けふり
 すみつかむやハ山の下庵
 小夜時雨ふることをのミよすかにて
 かたれはかたりあかす友とち
 秋風のしらへことさらすむ月に
 かたハらさひしきり／＼すなく
 夕霜にをきや替ると露寒ミ

久張 忠辰 忠知 忠元 昌宗 珠玄 經威 忠元 親治 武久 友治 意外 季久 國眞 義久 友治 珠玄 忠知 忠元

ねてのあさけをおきて行道

意外

かりそめに見しもおもひハ浅からて

珠玄

花もうつろふ人「下する、」

季久

つくくくと日もなか雨の打そ、き

武久

むかふみきりの春のしつけさ

義久

池水やさ、なミ寄る風立て

昌宗

岩ほもやまもうこきなき陰

忠知

日新一句

友治六

忠金一

久張四

昌宗六

親治四

義久九句

國真六

忠元十一

經威九

珠玄十二

実親一

季久七

玉進一

忠知六

武久六

意外六

忠辰六

久朗二

(本文書ハ「旧記雜録後編」三三四号文書ト同一文書ナルベシ)

57 「正文在高山山下善之丞」

一永禄九年丙寅十月、又泊之役被仰、其年御寝所中ノ殿

七間作立テ申候、同年号十年丁卯三月、御屋形義久御

光儀、御供之御老中川上左近将監殿・新納武藏守殿、

國衆喜入撰津守殿・山田ノ大野治部太輔殿曆々御供ニ

て、泊之御假屋一夜御留り被成候、先ツ坊ノ御仮屋江

御着被成、一乘院住持頼忠法印、是者貴久・義久様御

師匠ニヨリ、一乘院江御禮被成候、坊津地頭上原長門

守殿、御仮屋山崎但馬、泊仮屋御帰宅、鹿籠野之御馬

ヲ日新様并大式殿御同心被成候、嶋津又五郎殿鹿籠依

御知行御會尺御申被成候、

58 「長谷場越前入道日記」

一菱刈方御退治の事、永禄十年の仲秋之天ニ至てハ、

貴久様ハ眞幸院に御越山被成ツ、兵庫頭様のまし

くく、御軍勞の御禮を被仰へき為ニ御光儀有て、其

儘飯野ニましくく、修理太夫義久様の御発足を御

待居被成ツ、世上ニ武略之物音者、小林表に御出勢

と風聞させ、扱又横川之城麓を數萬騎之軍兵者被打通、

此事を見るよりも、菱刈方者伊東・求麻衆に告知す、時を不移境目ニ注進して、今や遅しと待居たる処ニ、東邊を打て西篇をと軍勢道を振替て、般若寺越ニごふし木越へ忍び通りに打出て、比者永禄十年丁卯十一月廿三日之夜ニ入て、無月空と申せ共、方々より御佳例の神火をともし、難處の道もさわりなく、菱刈の院中の馬越と云へる住城に、諸軍兵ハ懸着て、我先にと切岸ニ攻上り、屏涯ニて先手の人衆者手負死人に成る處を、御大將軍修理太夫義久様の御手勢諏訪山の高上ニ指登せ被成者、陸奥守貫久様の御人衆を徳邊の岡に御打上ヶさせましゝて、寄手の兵物方々より我先にと詰上り、即城を攻落し、南方衆も一手柄仕る、其中ニ辻大藏左衛門尉・有馬軍弥左衛門尉・久留軍兵衛尉屏涯ニ詰上り、垣を越んとせしか共、城主井手籠殿(重徳)河入道・同兵部少輔・同弥四郎指合て切て落せハ、其手ニて空く成る、相續く兵ものニ飯野の御人衆宗徒の兵もの被指合、(重徳)此前三諸所の軍兵も落ちあひて攻め戦ふ處ニ、御大將武庫様之御詰上かり玉ふ故、御手柄ニ敵を打せ給へハ、諸軍もきおひ申也、御供の閉目たる財部典内(重徳)

左衛門尉・東郷兵部少輔も一手柄仕り、高名を被逐る、した城ニ而阿多掃部助・宮原石京亮・新納四郎次郎高名被仕、扱又所々の兵ものも思ひゝくに敵打て、井手籠父子三人を初として、数百人の打頭を詰の城ニて被取也、無比類いくさばを申計そなかりける、此下の板城戸ニて村田右衛門尉無吳儀戦死被致也、かの御てたてを菱刈両院の者共が見るより、難叶心得て、同十一月廿四日夜中に、本城・湯之尾・曾木・一山・青木・山野・羽月・比良泉八ツの城を差捨て、大口の城一ツニ取籠る、求麻の續きを待事者依兼諾也、同廿五日ニハ、本城・曾木・湯之尾・一山彼城数に御手勢を指し籠らる、山野・羽月・平出水江ハ義席より被討入、然りとハ申せ共、此方よりの御下知也、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二三九二号ト同文ナリ)

59 〔箕輪伊賀自記〕

一 去程ニ菱刈方横川ヲ被下、此御恩ヲ可存ノ処ニ、無程挾野心、横川ノ町口ヘ功者ノ者共ヲ出合セ、竊ニ隅薩ノ軍衆ノ帰陣スルト、手負ノ数ヲ日記ニ付ル、風情疑ハシキ心中也、然処ニ實ニ野心ノ色見ユルコト多カリ

ケレ、一揆ニ與力シテ構邪儀不思儀也、只補表儀奴原
 不成敗、無程彼表ノ殃ヒト成ラン、早々退治可有トソ
 定リケル、去程ニ永祿十年丁卯八月、伯耆入道眞幸院
 へ打越、兵庫頭殊成軍勞仕給ヒケル間一禮仰ラレ、暫
 ク逗留アル處ニ、修理大夫義久去年小林ノ城ヲ攻落サ
 ル事、無念至極ニ覺ル也、此度小林立ト披露シテ御馬
 ヲ出サレケレハ、數万騎ノ軍兵横川ヲ打通ル、菱刈見
 之、時ヲ不移此由伊東・相良ニ告知ラス、我身ノ上ト
 不知ケルソ愚ナレ、兵法ニ云、虎ノ泪(詞也)ヲ出ル、東辺ヲ
 打テ西辺ニ行ト、軍勢道ヲ引替、般若寺構子木越ニ発
 向シテ、同十一月廿四日ノ早天ニ馬越ノ城へ押寄、吐
 氣ヲ動ト作リカケ、我先ニト切岸ニ攻上ル、屏際ニテ
 先手ノ人々大略手負打死ニナル、義久ノ御勢諏訪山ノ
 高峯ニ打上セ玉ヘハ、貴久ノ御勢ハ徳邊の岡に差上セ、
 時ヲ不移切登ル程ニ、南方ノ住人ニ辻大藏左衛門・有
 馬軍弥左衛門・久留軍兵衛尉屏ヲ越ントセシ処ニ、地
 頭井手籠駿河入道・同兵部少輔・同彌四郎馳合セ、手
 痛ク防ク程ニ、皆ソコニテ打レタリ、兵庫頭攻上リ玉
 へハ、飯野ノ宗徒ノ兵、其外諸所ノ軍兵落合テ、我モ

くト攻戦フ、飯野ノ住人財部傳内左衛門・東郷兵部
 少輔高名シタリケリ、下楯ニテ阿多掃部助・宮原右京
 亮・新納四郎二郎高名ス、伊集院彌六左エ門(後美)・新
 納刑部太輔折目ノ合戦セラレタリ、下城ノ木戸ニテ村
 田右衛門尉戦死ナリ、其外所々ノ軍兵思ヒくニ合戦
 シ、分捕シテ呼合フ、詰ノ城ニテ井手籠父子三分頸ヲ
 取、敵五百人打果シ、勝吐氣動トアケニケリ、菱刈方
 横川・湯尾ナトコソ薩摩口ナレハ、蜜々ニ用心シケリ、
 般若寺構子木越ノ逆戸下シ、思ヒ掛モナカリケル馬越
 ノ一城落チケレハ、難叶ヤ思ヒケン、一日ノ内ニ湯尾・
 本城・横川・曾木・羽月・平泉・山野・青木・一山落
 去ケレトモ、大口一城ニ取籠リ、求摩ノ加勢ヲ待ケル、
 明ル廿五日ニハ、本城・曾木・湯尾・一山ニハ薩摩ノ
 番兵ヲ相籠ラル、山野・羽月・平泉ニハ義虎ノ勢ヲ可
 被相籠由仰ラルレハ、出水ノ勢共打入ケル、薩摩ノ勢
 ヒ申計ナシ、去程ニ菱刈方求ルヘ加勢ヲ乞タリケリ、
 相良ノ頼房此ヲ聞、此度菱刈ヘ合力セデハ叶マシ、求
 廣・八代・芦北ノ者共不殘ツクヘシト觸渡セバ、其
 勢六千余騎ハヤ大口ニ馳籠ル、逃散タル地下ノ者共モ

爰ヤ彼所ヨリ馳集テ大口ニ楯籠ル、地下旅都合一萬余騎トソ申ケル、城ハイヨク強ク成テ、左右ナク可攻様ナキ、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二三九三号ト同文ナリ)

60 榊山玄佐自記

一 菱刈天道ニそむく故欵、〔相摸守重為入道〕 天眠死去、無程當菱刈も早世、

〔天膳亮隆秋ナラシ〕

其脇菱刈左兵衛尉と云者玄佐迄云様、菱刈童男有、是〔鶴千代、后ハ伴右工門重廣〕

を菱刈と召立可給、新知行之所々皆可奉上、大口之人

衆へ未談合、彼城求摩塲之間令用心、大口人躰其外菱

刈之老名敷者共心底逼となれ者、能々申調可致御奉公、

以神判談合之折節、菱刈老名敷之者共猶三之山へ云合

せ、又栗野・山内にて落すを見付、從栗野進上す、扱

ハと 伯圍様飯野へ御発足、先在御千句、其内兵庫頭

殿・新納武蔵守・肝付彈正忠以談合菱刈江召向、玄佐

雖其人数、菱刈へ初内談之事故各々被成隔心、玄佐も

大口之城を先不被召取者、即時ニ求广・八代之人衆可

走籠と内心に思故、被成二心之者、扱御出張馬越之城

を 伯圍様御大将ニ而、兼日先忍仕跡〔御後〕とて寄付候得ハ、

忍衆俄心替候欵、無其儀に指寄、各々碎手合戦、高名

共無比類、城を切取、〔永禄十年十一月廿四日也〕 伯圍様 太守義久様其夜彼城

へ御在陣、從求摩・八代衆馳籠、雖然羽月・平泉・山

野を最前從此方致御覚悟者、大口之通路求摩より成間

敷を、此三ヶ所義虎御番衆を被成、敵方を和けらる故

大口は手強なる、かくて彼羽月一所を御給也、〔義虎〕 最前玄

佐・同兵部太輔鹿兒島光明寺致御供、平泉へ走入、其

俣ならず、又平泉江中務太輔殿・新納殿・榊山兵部太

輔御番之由被仰付、山野へハ所々方々之衆、此時玄佐

も平泉へ可罷籠承、難成申上、義久様・中書・新納・

榊山兵部太輔若輩也、玄佐御頼之由、直ニ被仰付候間、

領掌仕罷籠、其後大口手強成て、羽月麓柵々へ皆仕拂

候時、薩州御驚候欵、羽月も御進上与也、羽月江ハ肝

付彈正忠御番、兵庫頭殿菱刈へ御移〔御と〕ニ而、中書者横川

御賜、飯野へ御番とて正月十八日帰、同廿日、馬越衆

依打亡敵成勢、山野・平泉・羽月絶通路、然ハ諸人者

在番替、玄佐前之十二月より次之十一月迄終無帰事、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二三九四号ト同文ナリ)

61

〔長谷場越前自記〕
一 去程ニ一山口の足輕衆、十二月廿九日無兵儀して大口

の城麓に指懸る処ニ、求麻・大口衆(傳者)与衆儀をして、四
 五手計り打出て、太刀を取て雲霞の如く攻懸る、西の
 原河口ニハ市来備後守・平田加賀守・伊集院形部少輔(家利)
 一同ニ指勘サへ、合戦を致といへ共、敵大勢ニ懸負(入懸)て一
 枕ニ討死す、其俣ニ攻崩し、一山の城麓に寄来ル處を
 弓・鉄炮にて大手負ニ射成す故、大口江引退く、是を
 寔ニ安すれハ、卵を以石を打か如く也と人々申相ひに
 けり、

(本記事ハ「旧記雜録後編」一四〇一号ト同文ナリ)

62 箕輪伊賀自記

一山口ノ足輕共、同十二月廿九日ニ無評議大口ノ城ノ
 麓ヘ差掛ル処ニ、求麻・大口ノ勢共モ三千計打出、黒
 煙ヲ立テ攻来ル、西原川口ニ市来備後守・平田加賀守・
 伊集院刑部少輔一同ニ差忍へ、合戦ストイヘトモ、敵
 大勢ナレハ打負テ一ツ枕ニ討死ス、其俣ニ攻崩シ、一
 山ニ寄来ルヲ鉄炮ヲ以大凡手負ニ射成シケル故、皆大
 口ヘソ引退ク、

(本記事ハ「旧記雜録後編」一四〇二号ト同文ナリ)

63 長谷場越前自記

一永祿十一年戊辰正月廿日、馬越之軍兵打出て、大口に
 懸野伏をさせらる、敵勢ハ四五手程出合て、矢師稠
 敷仕る、敵方こわく見及て、味方の多勢有る中ニ進ミ
 出て、河上左近將監と名乗て、飛田の瀬ニ指勘サへ、粉
 骨の合戦を被致て、一足不去ニ戦死也、懸りける処ニ、
 敵ハ猛勢、功者といへとも、御大將軍武庫様之御指勘
 へ被成ツ、矢たばねをときくつろげて御征矢を被遊、
 先手大手負ニ成しかバ少か程ぞ引退く、此時に御方の
 人衆を御助け、其俣ニ御尻拂ひ被召てハ、羽作り瀬と
 云へる難所の大河を御渡し有りけれハ、遠矢下総守・
 財部典内左衛門尉と入来院筑後守御邊の御供被申、此
 外余多の兵ものも御供ニ被參、鹿兒島衆も少々續き軍
 勢を被致、其中ニ伊集院右衛門兵衛尉と名乗ツ、でん
 どふの合戦し、相續武者衆迄及難儀處也、懸りける刻
 ニ、千阿弥(傳)堂(院)の小路に兵ものを被指せ、是を見て味
 方衆ハきおひを成てそ戦ひける、亦爰ニかたき猛勢懸
 来り勝負を決する処ニ、御大將軍兵庫頭義弘様の御指
 勘へ被成てハ御太刀を被打せ、求麻・大口衆つ、き相
 ひ、世ニ無隠レ長鎌をつかひ懸け奉る、もろ手五尺ニ

余^④大月の御甲ニ、無隙打て乗せけれハ、御一大事と

見得しかど、元来御面を振り給ず向ふかたきを討留て、
逃るものニ者手を負け、敵數十人被討せ、御側ニて長
野仲左衛門尉・下島甚左衛門尉無吳儀戰死を被逐、伊
東右衛門尉・有川雅樂助御供を被閉目、誠ニ一騎當千
と者懸る事をや可謂と諸軍兵被申処也、此趣を御太將
軍義久様者御覽て、由来御馬ハ逸もの也、一文字ニ懸
ヶ付させ玉へハ、御供之軍兵も我もく^{とつ}と防戦す、懸
る處ニ 貴久様の御手勢数千騎を御見次被成者、各軍
勞を被仕、彼を見るより敵方ハ恐を成てそ着留る、其
日ニ御旗之役人ハ梶原名字の人なるが、御邊の御供ニ
未練して永代御内を被拂、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」四二〇号ト同文ナリ)

64 勲功記

一永録

(孫)

永録十卯年、菱刈領主菱刈重猛伊東方江一味ニ而、此
御方より三之山城被為攻砌、前以彼方江為告知置候故、
御勝利不被為在、其上重猛死後、其子鶴千代幼少ニ付、
同名左兵衛尉重任存付ニ而、押領之地を差上可致降參
与之相談茂為致由候得共、老臣共納得不仕、猶伊東方

江致内應候多罪難被差置、右ニ付、又ニ三之山可被相
攻向ニ觸させ置れ、同年八月、大中様 貫明様飯野
江御出馬ニ付、同十一月、不意ニ被押寄せ、同廿四日
城攻ニ而、城將井手籠駿河守重之・其子兵部少輔重房・
孫弥四郎重陣等式百餘人被為討取、菱刈之御手初ニ、
先一番馬越城より御領ニ為相成由、其節忠元抽衆相働、
及數度勇功を振ひ、自身ニ茂為蒙矢疵由御座候、左候
處、大口地頭菱刈大膳亮隆秋等此御威勢ニ辟易仕、曾
木・平良^{本城}之事・湯尾・羽月・平泉・山野・青木・市山
之八城其夜皆打捨、大口城に為引取候間、同廿五日、
大中様 貫明様馬越城に被為入、則御手分ニ而本城・
曾木・湯尾・市山江者夫々番手被差遣、平泉・山野・
羽月ニ者出水之義虎より可被相守旨被仰付置候、然處
大口城少勢ニ而難防存、相良義陽江加勢を乞、折柄出
水方不審之山野方より球摩・芦北・八代之軍兵三百余
を大口城ニ招入レ、時々市山城を侵伐仕候間、同十二
月廿九日、市山守將市来備後守家利・伊集院刑部少輔
久慶等於西原遂防戦、家利・久慶等致戦死候ニ付、其
後市山之御番可仕者無御座、其砌忠元者馬越城江御供

仕居候處、從 大中様忠元差越御番可仕、小身ニ而者
 難勤筈与蒲生之御藏入等拜領被仰付、尤大口入御手候
 上者、直ニ地頭を茂可被仰付旨、段々難有蒙御意、市
 山城江罷移、市来・伊集院・河邊・田布施之軍衆に加
 下知、在番為仕由御座候、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」三八八号下同文ナリ)

65 [長谷場越前日記]

一同二月廿八日ニ、馬越ヨリ大名衆一山へ見廻とて被打
 越、此次ニ敵の手振を見ん為ニ、小苗代原を見切りツ、

足輕衆を被差出処ニ、大口衆ハ是を見て、四千計を二
 手に分て懸け来る、去程に小苗代原表を馬衆と加治木
 衆ニ市来・河邊・伊集院衆の請留て手を碎き矢射す、
 其中ニ肝付彈正忠諸軍兵に下知を成して辛勞を被致、
 於爰ニ新納右衛門佐疵を蒙り引退く、然処ニて鎌田尾
 張守ハ河原毛馬に鞭打て、敵相ひ左右ニ懸分て下知を
 加ハうる処ニ、敵方ハ是を見て射落させんとせしか共、
 運ハ天ニ有りけれハ、矢先を拂ふ計也、此事を無念ニ
 や思ひけん、肥州八代の住人に牧野次郎左衛門と名乗
 て、奥指の征矢ヲハケツヒケル処ヲ、市来衆ニ山伏眞

連坊と名乗て鉄炮を取合せ、眞中打て伏せタリけり、
 此由を見るよりも、伊集院の住人ニ田實右京亮と名乗
 て、するくくと走せ入て、頸を取て指上る、求麻・八
 代・大口衆ハ今日ニ手柄之程を見せんとて、一山衆ニ
 目かけして、我先にともミにくくんでそ攻来る、一山
 の城地頭新納刑部太輔とて、名譽の武兵を被召置る、
 のかるまし処を兼て思ひ切れと、御先聖日新様の御詠
 哥なりとて白坂口に指勘へ、肥後八代の住人に的場五
 藤と名乗て、眞先ニ切て懸る処を、新納刑部太輔請留
 て、粟田口作の太刀三尺一寸抜ひらき、鏢本をくつろ
 げて、南無愛岩(石)や八幡と、引重てそ打たりける、さす
 かにこふ成る五藤方も打散れ、痛手負ひて退きぬ、續
 く兵もの落合て、さんくくに合戦す、新納刑部者表に
 見得る太刀疵を数ヶ所迄蒙る、此場にての脇鎗者河畑
 藤七兵衛尉仕らる、春成外記者射通の征矢を被仕、去
 間求广衆ニ者、鎗前と聞得たる東藤七左衛門ニ相續(續)
 し若武者の愛甲助三郎・佐牟田名字同心ニて城戸口ニ
 切入るを、鎌田壱岐守と税所右衛門兵衛尉・四本源太
 兵衛尉指合て打留る、夫より大手ハ引退き、搦手口に

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二四三二号同文ナリ)

攻来る処を矢衾作りて射る程ニ、手負に成てぞ開きける折節ニ、馬越より為御使者と三原右京亮并長谷場織部佐被指越、其時之上意ニ者、新納刑部太輔軍忠之御感也、亦一山ニ在番被致軍勞ヲ御礼ニて、彼是以て忝覚得ける、

一同二月廿八日ニ、

馬越ヨリ一山へ宗徒ノ人々見廻トテ

打越レケル程ニ、此次テニ敵ノ手姿ヲ見シタメニ小苗

代原へ打出、足輕雜兵ヲ大口表へ差出シケル処ニ、大

口ノ城ヨリ是ヲ四千余騎ヲ二手ニ合テ驅出ス、一山ヨ

リモ新納刑部太輔打迎トシテ出ラレケルガ、小苗代ニ

参リ、南無樂師悲願たのもしやと伏拜ミ、矢立硯ヲ取

出し、堂ノ軒板ニ哥ヲ一首書ントテ、壁ノ貫ヲフマヘ

軒ニ取付書ントシケル処ニ、早敵詰入ル由告ケレトモ、

遂ニ哥ヲ書取ントシケルヲ、郎等ニ久保カ筑左エ門・尾

崎能登ナト云者、和殿ハ犬死シ玉フカトテ引落、曳ス

リ退程ニ、敵即追掛タリ、白坂口へ差忍へケル処ニ、

八代ノ住人ニ的場ノ五藤兵衛ト名乗て眞先ニ切テ掛ル、

刑部太輔受留テ、三尺余ノ太刀ヲ拔ヒラキ、南無愛岩(俗)

八幡大菩薩トテ引重テソ討レタリ、サスカ剛ナル五藤

兵衛打敷レテ、痛手ヲ負テソ退ケル、刑部太輔モ五藤

兵衛ガ打太刀ニ面トモニ疵ヲソ儲ケケル、春成外記ハ

弓ヲ得タル者ナレバ、矢束トキユルメテ引詰差詰散々

ニ射タリケレハ、數多敵ヲ射伏タリ、連ク軍兵落合テ

散々ニ攻戦フ、求广ノ鎧ノ達人ト聞へケル東ノ藤左エ

門、相連ク若武者ニ愛甲助三郎・佐牟田守念ト名乗テ

慈ノ中へ切テ入ル、鎌田壹岐守・税所右衛門兵衛尉・

四本源太兵衛ナト究竟ノ兵、數度差忍テソ打留ケル、

寄手敵ヲ矢衾作テ射ケル程ニ、悉ク手負ニナル、夫ヨ

リ敵モ引退ケル、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二四三二号同文ナリ)

67 『長谷場越前自記』

一永祿十一年三月廿三日の事成に、求广・大口に入院。

祁答院と東郷衆ハ兵儀をして曾木の城を攻れ共、國中

ニ無其隱(景種)兵物宮原筑前守とて、城地頭被差迫メ、同名

ニ越中守とて是も劣ぬ武兵にて、大手搦手面々ニ請取

て粉骨を被致、御太将者佐多殿ニて、若武者共を相具

して渋谷黨之者共が攻来る処を散々ニ防戦し、手負死人さしすて、切り岸ニ詰上る處を、御方の兵もの懸相ひて、こゝかしこにて太刀打し、下知を成てそ勇ミける、城内衆を見るよりも難叶や思けん、渋谷衆を押へ勢ニ指置て、求广・大口の軍兵者馬越の遠見を追拂ひ、城麓ニ鉄炮数を打こミて、無指る事引退き、一山城江寄せ来る、新納刑部太輔者あら手ニ而おはせしか、敵の手立を見るよりも、疵養生ハ依時ニとて、物の具對て城戸口へ被討出、其日の遠見衆吉田治部少輔・西田主馬首ニて有りけるが、若手の兵もの同心して軍させんと進出で、白坂口ニ指合て、吉田治部少輔に西田主馬首者傳等ニ合戦す、續く兵もの各致手柄者、於此表も利有間敷と見切ては、永福寺口へ一手ニ成て^(⑩)けける、御方之軍兵我もくくと進ミ出でソ矢師をいたしける、其中ニ茂本田掃部兵衛尉・石神名字・河野玄蕃允相徳「イ鬼」と石塚名字同心す、市來來に間世田刑部左衛門尉・鎌田外記・長野民部少輔・濱田右京亮・上床源六兵衛尉・日高甚五郎・伊地知新三郎同心す、懸りける処ニ、求广衆と名乗て五拾騎計之其中ニ、赤毛のかさに三か

月打たる若武者が眞幸先に懸りける處を、各鉄炮取構へ、爰を専度と被打せ、然りと申せ共、永福寺へ攻入て、彼大将ハ稠敷矢軍せらるゝ處を、本田掃部兵衛尉・川野玄蕃允・長谷場弥四郎進ミ出で防き戦ひける程ニ、彌四郎の鉄炮にて敵の真中打て伏たりけり、是を見て御方衆ハ打取らんとせしか共、後の多勢を入れ替へて、手負ハ取て引退けて、箱崎の八幡馬場ニ衆泊りす、慈の兵物相引ニそのきにける、かくて月日も過行は、同年の五月上旬に山野・羽月・比良泉御番替ニ成りけらし、此刻を見切ツ、大口よりハ懸野伏をぞ仕る、彼行を日新様者聞食及ひ玉ひて、先々山野を相良方ニ被遣、一節和睦を被成召、天慮を報る事有らハ、負て勝負道理^(⑪)御方をもと殺してハ、弓箭の御行悪かるべしと頻に被仰出で、如上意事成て、相良ハ山野を渡さるゝ、然処に同八月十九日、致手替趣者、大口より打出て堂崎之通路ニ陳取構へ支ける、同日ニ伊東方よりも飯野の内桶比良と云へる処ニ陳取て、加久藤・馬関田表の百姓村放火シテ緩怠を仕る、此由を聞召し、貴久様・義久様者御遺恨ニ思召し、菱刈表の諸陳より

兵ものを撰んで御加勢をそ被成ける、就夫釣り仕し方をたくませられ、伏勢をさせられて足輕衆を被差出処に、大雨降り来て、更ニ手立も不事成、打續き霖雨にて、菱刈諸陳の軍衆も徒ニかへさるゝ、彼折節を見及んで、大口より打出て田中河内に伏仕方をたくミツ、伊作衆の番替り、川上丹波守・堀之内名字を被打取者、馬越よりも續き相ひ、鹿兒島衆ニ大膳坊致手柄戦死也、其より敵も引退く、角て年月移り行、求广・八代より大口ニ加勢とて太山を打越してくたけたる難処や、長陣につかれつゝ、薩州出水の住僧ニ感應寺の西堂ニ頼ミ入り、和平の侘を言上す、度々ニ及ひける間、御憐愍有る處ニ、如何なる子細ニよりけるや、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二四三四、四四〇、四五二号ト同文ナリ)

一同十一年三月廿三日ノ事ナルニ、相良・菱刈・入来院・東郷(秘)・邪答院内談評議ヲ示シ合セ、曾木ノ城へ押寄ル、地頭職ニ宮原筑前守ヲ居へ置ル、同名ニ越中守トテ劣ン勇士アリ、相加へ置ル処ニ、一揆ノ与黨寄来ル由聞ヘシカハ、佐多山城守ヲ太将トシテ軍兵トモヲ相込ラ

ル、渋谷黨ノ者共押寄、時ヲ作テ攻掛ル、慈モ思ヒ儲ケタルコトナレハ待受テ相戦フ、敵モ手負死人ヲ事トモセス切岸ニ攻登ル、城中ノ兵矢衾ヲ作テ、一人モ遁サシト散々ニ射タリケル、渋谷黨ノ者共悉ク手負ニナル、城ノ兵心痛ク防戦フ間、難叶ヤ思ヒケン、攻悪ンテソ引退たり、宮原カ殊成粉骨ナルトソ申ケル、渋谷ニ後見シテ居ケル求摩・大口ノ軍兵共馬越ノ遠見ヲ追拂ひ、城ノ麓ニ鉄炮ヲ打込せる、仕出たる事無クシテ一山ノ城へ寄セ来ル、刑部太輔先日ノ軍ニ手を負ひ養生の時分ナルガ、敵の行を見るよりも物の具取て堅メツ、城戸口へ打出ラル、其日ノ遠見番吉田治部少輔・西田主馬允若武者共ヲ相具シテ白坂口へ打出、勇り雄ノ敵ノ先カケシタル者共ニ馳合テ相戦ヒ、各手柄高名セラレケル、敵(水カ)養福寺へ攻入ケルニ市来衆馳連ク、本田掃部兵衛・石神左吉・河野玄蕃允・鬼塚源三・長野民部少輔・日高甚五郎・伊地知新三郎ナト馳合(秘)戦ケル程ニ、次第ニ慈馳重レハ、烈キ矢軍暫クシテ漸ク敵モ退ニケル、皆々辛勞是非ナカリケル次第也、五月上旬ヨリ山野・羽月・平泉番替ニソ成ニケル、此刻ヲ見

切ツ、大口ノ城ヨリモ野伏ヲソカケタリケリ、
(本記事ハ「旧記雜錄後編二」四三五、四四二号ト同文ナリ)

一同八月十九日ニ大口ヨリ打出テ、堂崎ノ通路ニ陣ヲ取
 構ヘ、深水三河守ヲ大将トシテ、菱刈カ家来ニ足輕司
 ノ板橋半助・二宮囚獄介ト云者共ヲ案内者トシテ相込、
 折々野伏ヲカケサ、ヘタリ、同日、飯野ノ内桶比良ト
 云所ニ伊東勢ヲ打出シ陣取、加久藤・馬関田表ノ百姓
 村ヲ放火シテコソ居タリケル、其時イカナル者仕タリ
 ケン、落書シテ伊東陣ヘ立タリ、伊東陣糧ハ尽タリ
 桶カ比良飯ノホシサニ飢肥ノユルサヨ、伯囿入道殿
 仰ケルハ、兵庫頭ハ先飯野ヘ帰り、眞幸ノ固メ仕候得
 ト有ケレハ、忠平ハ眞幸ニソ帰陣被成ケル、菱刈表ノ
 軍ヲ少々相分ケテ、飯野ヘ加勢トシテ遣サル、其ニ依
 テ伊東陣ヘ偽引陳士ヲ巧ミ、伏兵セントテ足輕共ヲ差
 出サル処ニ大雨降り、更ニテダテモ不成、夫ヨリ打
 連キ降ケレハ、菱刈軍衆モ徒ニシテ少々被帰処ニ、其
 折節ヲ見及テ、大口ノ城ヨリ打出、馬越・田中ノ河内
 ニ伏兵ヲソ仕タリケル、伊作衆番替シテ通ケルヲ眞中

ニ取込、川上丹波守・堀之内二郎左エ門ヲソ射取ケル、
 聞之馬越ヨリ馳ツ、ク鹿児島ノ住人は枝大膳坊無比類
 打死なり、夫より敵も退ニケル、日新入道敵ノ行度々
 ノ仕方ヲ聞シ召シ、此弓箭ナカラヘハ人ハ多ク滅テ、
 後ノ為あシカルヘシ、於長陣ハ陳ノツカレ人モ退屈ア

ルヘキニ、敵其隙ヲ打ト云事アリ、先一ヶ所ヲモ相良
「与ヘカ、又去渡スカ」
 方ヘ相去、一節和睦シテ時刻ヲ待玉ヘ、天慮宜キコト
 アラハ、負テ勝ヘキ道理也、能ク談合仕給ヘト仰ケル
 処ニ、求摩・八代・葦北ノ大勢共難所ヲ打越、長陳ニ
 退屈シテ私語ケル、相良頼房モ如何ト思ヒケル処ニ、
 伯囿入道 日新ノ仰ニ随ヒ、先和平セラルヘキノ由仰
 出サレケレハ、薩戸守義虎嚙トシテ野田ノ感應寺ノ和
 尚ヲ以山野ヲ相良ニ渡サレ相去、和儀ノ調法ヲ仰ラル
 レハ、相悦ヒ和儀トソ成ニケル、
(本記事ハ「旧記雜錄後編二」四五三号ト同文ナリ)

「大口土濱川西市丞寛書」
 ○永禄十年丁卯十一月廿四日、馬越之城貢崩為被成ニ、

兵庫頭様般若寺越より逆戸におろしよせ、馬越之城貢
 崩被成、城に籠候衆五百餘騎打取被成也、其日之内ニ

横川・本城・曾木・湯之尾・羽月・平和泉・青木・市山迄一日ニ御手に參たる也、雖然大口之城ニ者求摩より入番八千餘騎城ニ相籠罷居ニ付、其折節御詰被成事不罷成候故、永禄十二年之五月迄ハ三年大口之城こたへ被居たる由也、其十二年之五月六日ニ、戸神にて求广よりの入番之内百餘騎打取被成ニ付、求广上下共ニ相良殿ニ申候者、いらざる菱刈殿へ加勢被成、此節もむねとの衆はめ被成候、今分ニ而者求广ためニも罷成間敷之通訴申ニ付、入番衆も引取、薩广江捧城を下城申候由候、其十三年に、新納刑部太夫殿と申候へとも、武藏殿名を御給被成、大口之地頭被仰付たる也、此事御家記にも見得申候、あら／＼書写候、其年より大口江諸所より被召移衆多々有之候、兵庫頭様其時分ハ栗野之城に御座したる由候、某親紀伊も栗野より大口に罷移候、おことニもつちのとのミの年大口へ移被成衆皆以有之、但移衆御諏訪御祭頭衆之古帳に有之、

(本記事ハ「旧記雜録後編」三八九号ト同文ナリ)

71

【勲功記】
一水録（様）

十一辰二月廿八日、上様馬越城に被成御座、嶋

津忠長・肝付兼寛を市山ニ被遣、大口城可被相攻御相談忠元江被仰聞候、被罷掃砌、中途伏兵茂念遣敷、且両城敵城之物見茂可被致ニ付、忠元小苗代原迄送参り、互ニ相別候、以後忠元儀者薬師堂江立寄、暫致徘徊、徒然ニ、牡丹花下睡猫心在飛蝶与申文句を壁板ニ樂書仕折柄、敵不意ニ駈出、物見之兵を追立、就中竹添丹後与申者杯一番間近く駈参候ニ付、忠元家来久保勝八行重馳来、早々覺悟仕候様申聞候得共、右文句可書取含ニ而忠元少も不相動、尚靜に書終候を、丹後者幸にして堂下に駈付、直ニ鑓を以左脇を突詰候故、勝八側より見兼、則忠元を引落し為申由、夫故右之樂書筆先引捨候なりニ而、其板薬師堂江相納有之候処、先年出火有之、燒失為仕由御座候、其節忠元初而刀を抜き、忽向敵を切拂、別而防戦仕砌、川畑藤七兵衛・春成外記等馳續、抽衆相救候得共、敵多く相増候ニ付、能程ニ相戦可引取与見計申内に、市山江留守仕居候鎌田彦岐・税所右衛門兵衛・四元源太兵衛等迎として馳来、相共ニ抽戦功、其節忠元敵三人を打候、其内彦人者東藤左衛門与申有名之士杯討取、又於上之原も式人討取、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二四一九号ト同文ナリ)

自身ニ茂六ヶ所為蒙疵由、此日忠長・兼寛茂於中途敵ニ出逢、難儀之躰ニ候処、馬越城より新納右衛門佐久饒・鎌田尾張守政年等人数召列させ迎に被差遣、皆能為被引取由、左候而、此度忠元戦功并数多蒙疵候事共大中様被聞召上、則三原右京亮・長谷場織部佐而使を以、右之御褒美且手疵之御尋共難有為被仰下由御座候、其後菱刈・相良之大將共渋谷方江茂加勢頼遣、同三月廿三日、渋谷方より多勢を曾木城に差遣攻掛候得共、宮原筑前守景種・佐多常陸介久政等在番仕居、手強く相防候ニ付引取、直に市山城江寄来り、其比迄者忠元手疵未夕平愈も不仕候得共、則甲冑ニ而進出、吉田治部・西田主馬ニ士卒相付、敵を白坂ニ為押置、且本田掃部兵衛・河野玄蕃・間瀬田刑部左衛門・鎌田外記・長野民部・濱田右京・上床源五兵衛・日高甚五郎・伊地知新三郎・長谷場弥四郎等を永福寺江差遣、為致在番候處、本田・河野・長谷場等段々防禦仕、追却け為申由御座候、

72 〔寺院由緒書出之内〕

市山村之内

成就寺末

一小苗代山

永福寺

開基年月不知、古来より小苗代薬師香花供来申候、

一寺内ニ宗外院と申三世之住持開基之寺為有之由申傳

候、當分廢壞仕、何茂無御座候、

市山村之内

一小苗代薬師 永福寺之西八町許ニ御座候、

但木像高サ三尺式寸

右、傳教大師之自作ニ而、一國一薬師之靈佛与古来よ

り段々由緒書記御届等申上候、古帳留差上申候、

一仁王門

但仁王木像左右共高サ五尺七寸五部

右、古代より之旧佛ニ而、名作之由申傳候、永禄年間

小苗代原合戦之砌、仁王門之扉に新納武藏殿被致樂書

候処、的場五藤と申敵追来り鐘突懸、別而危く見得候

を、久保勝八と申家来馳来り、武藏殿を引落為申由、

其節樂書之引摺り候俣之扉、先年迄者致捨護為有之由

候得共、如何様本堂亦者永福寺之間江捨護有之候半、

両所共火災ニ付、右扉も致燒失候由申傳、写迎も無御

座候、

一先年者南福寺と申寺有之、薬師之香花を供為申由申傳

候へ共、年間由緒相知不申候、本堂之南二王門之内南福寺与申地名之唱為有之由、當分ニ而者為存人茂無之程之事ニ御座候、

一仁王門三敷三間 茅屋根 石礎

右、萬延元年申六月ノ寺院由緒書出しの内也、

73 〔長谷場越前日記〕

一永祿十二年三月十八日ニ、蒲地越中守比良泉江被打通

処ヲ、深水頼金在番陣衆出合て手功ヲ致、證據ニハ主從拾七人討果シ、既ニ弓箭を取出す、扱平泉之御格護一大事ニそ成ニける、後ニハ山野有り、前ハ大口崎陣也、何れを見るも不安、道者不通ニ成る間、平泉の在番衆可被練取、其為ニ羽月迄迎勢をぞ被遣、彼の在所之御番衆ハ肝付彈正忠、城地^①ニ者新納刑部太輔被指廻して御意趣段々承り、御返事ニ言上也、平泉を於御指捨者、羽月一城計リニて大河を相隔て持間敷処なり、如何ニも手堅く御持せ可有と申上る、彈正忠并刑部太輔ハ先手ニ平泉江百日御番を可致、此外の兵ものを可有御勤メと夜中に諸勢を指返す刻や、御両殿様聞召、

御感を被仰出て、御側衆を諸外城ニ皆以て被遣御頼と

有りけれハ、忝き上意とて数千騎計り進ミ出て、御番替りの日限を被定、扱こそ永祿十二年巳五月六日ニ、

一番の伏草者鳥神の尾ニて御太將軍家久様を被成ける、

二番の伏草者稻荷山ニ大野駿河守・宮原筑前守三千騎

ニて被伏せ、請ケ伏草を羽月の表町口に被備へ、角て

番衆ハ如毎被打通処ニ、大口と求广陳よりハ是を見て、

思ひくニ懸出て、足輕余黨の者共が荷物取んと悦び

て、我先にと勵まして鳥神の尾ニとく遅く懸上たり、

家久様は御覽して、所好の幸哉、皆打取れとの御下知

ニ而、狼烟の燂を立させらる、如兼儀ノ走せ合て、一

合戦を被致、栗野衆ニ前田豊前守太刀始仕る、其太刀

下ニ而敵余多被討せ、其より敵を切崩し、追討ニて被

討取懸る頸百卅六、此外ニ生捕一人被搦メ、打捨頸ハ

数不知、をぐる大口ひそめつ、泪の露ハ置増り、畏^②

れ催す計なり云々、

(本記事ハ、「旧記雜録後編」二四九〇、四九五号下同文ナリ)

74 〔箕輪伊賀日記〕

一三月十八日ニ、蒲地越中守平泉へ通ラル、処ヲ主從十

七人打果シ、已ニ弓箭取起セリ、去レハ於今平泉の御格護も一大事と成ニケル、後ニ山野と弓箭は大口さき陣也、通切れて通路不輒、無了簡ソ思ハレケル、然ハ先彼平泉ヲモ相去て、相良カ情欲ヲモ補ヒ、後日其仕合ヲ以追伐ヲ加ヘハ必御利運アルヘキカ、先一節御宥候得ガシ、善ヲ急ニシテ悪ヲハ延ヨト申事ノ候得者なと評議區々ナル處ニ、肝付彈正忠・新納刑部太輔同心シテ申サレケレハ、敵ヲ退治スルニ武略様々也、然ニ彼相良カ躰ヲ見ルニ、心驕テ貪欲不道者也、山野一所ヲ相去テ無事ノ調法アリト云ヘトモ、未タ百日ヲモ満たスシテ又蜂起セリ、彼両所ヲ賜フ上ハ、無程横川迄奪ンコト疑ナシ、左モアラハ、坂ヨリ上ヲ領分トシテ、加治木・帖佐ヲ真下ニ見下シ、弥以情欲やマジ、如此ナラバ真幸モ自ラ相良領分トナラン、大ヲ以小ヲ制スルハ易シ、小ヲ以大ヲ制スルハ難ト云、求摩・八代・葦北ニ今又牛屎・菱刈・真幸迄モ持連ケ、分限タラハ加追代トモ輒退治シガタシ、其上平泉ヲ差捨ラレハ、羽月一城ニテ大川ヲ隔持テマシキ所也、於今ハ平泉在番シカタク所ナレトモ、此兩人ニ於テハ是非ニ百日ノ

在番仕ベシ、必百日ノ中ニ勝負ノ安否ヲ決スル事必有ン、兵ヲ御頼給ヘト申サレケレバ、太守聞召、誠ニ神妙ナリトテ御感アリ、諸軍勢ノ中へ仰出サレケレハ、數百人ノ兵進ミ出望申ケリ、依テ平泉在番ニソ定ケリ、彈正忠兼寛・刑部大輔忠元番大將トシテ、三月ノ末ヨリ在番ヲソ務ラル、斯テ月日ヲ送ケル、其頃相良家ノ者共ハ過半黒韋威ニ黒毛ノ笠大數波ニ大立拳、三間カ、りの長柄の鎧真中取て、鎧先ヲ揃ヘ突カ、ルニ、面ヲ向ヘキヤウナシ、幾程モナク慈ノ足輕利ヲ失ヘハ、勝ニ乗テ恐ル、心更ナシ、然ニ薩戸方功者ノ人々はヲ見テ、勝ニ乘驕ル敵ヲハ滅シ易シ、能々伏兵ヲ謀テ是ヲ討ニ、何ソ難キ事ノアラシヤト申ケレバ、大將此儀ニ同シ玉ヘハ、宗徒ノ人々評儀シテ伏兵ヲソ企ル、同十二年五月六日、一番ノ伏兵大將ニハ新納刑部太輔・肝付彈正忠富神ニ三千騎ニテ伏レケリ、二番大野駿河守・宮原筑前守羽月ノ麓ニアル稻荷山ニ三千余騎ニテ伏ラレタリ、請兵ハ町ノ今ノ所ニテハ此ハ注ナルカ、ナシ、塔崎ト大島村ヘノ下リ口并木ツレ右ノ方島ナリ、羽月ノ町口其保ニ、伯圍入道・義久・歳久・又四郎幸久・

圖書頭忠長其外一門宗徒ノ人々其霄ヨリ打寄テシツマリキツテ居タリケル、偽引ノ大将ニハ中務太輔家久、雜兵四五百人ニ兵糧運送ノ風情シテ、糠俵ヲ馬ニツケ、或ハ人ニ背負セテ、軍兵三十余騎ニ(警カ)驚固サセ、平泉サシテ通ラレケル、大口ノ城ヨリ是ヲ見テ、今日平泉▽
 ⑩番替△ナルソ、追落シ荷物ヲ取ント足輕雜兵トモ思ヒノ、ニ馳ツ、ク、先キ陣ノ大将深水參河守モシ武略ニテモアルカト制シテケレトモ、吾不劣ト宗徒ノ人ヲ初トシテ数千騎馳來テ家久ノ勢ヲ追カケタリ、家久所好ノ幸ト思ヒ、差忍ノ、防キ戰フ程ニ、栗野ノ住人ニ前田豊前介太刀初トソ名乗ケル、一合戰シテハ退キ、一防キ防キテハ退レケル程ニ、各軍勞申モ愚也、一ツノ伏兵近クニテハ家久已ニ打レ玉フヘク見ヘケレハ、伏兵所ヲスエ兼テ、一度ニ動ト起ムトシケルヲ、彈正忠・刑部太輔未可起ト怒リ迫テ、團ヲ以テ横扇シテ下知スレハ、今起ラントシケル三千ノ伏兵又ハツタリト伏潜ム、彼兩人ノ武威ノ程ヲ後ニ感セヌ人ソ無リケリ、家久色々會釈シテ偽引玉フ程ニ真中ニ引入タリ、三千ノ伏兵一度ニ吐と起セハ、逞兵精兵一度ニ動ト起合セ、

真中追取籠攻打程ニ、相良・菱刈カ勢悉ク敗北シテ、宗徒ノ者切掛ル頸百三十六人、雜兵ノ首八百余人、其外切捨ハ數不知、家久ノ功名是非ニ及ハヌ処也、伏兵ニ遠々ト引入ケレトモ、足カルキモノハ迹ノヒヌ、或ハ老躰、或ハ身濕クシテ、宗徒ノ者求廣・八代ノ名ヲ云ヘル人々皆悉ク打レタリ、前四年ハ度々勝利ヲ得、勢ヒ以ノ外ナルガ、遂ニハ斯テ滅レケル、去レトモ討モラサレタル者共大口城ニ馳籠テ、漸ク城ヲハ持堅メテゾ居タリケル、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二四九一、四九六号ト同文ナリ)

75 『大村重頼古戦覺書』

一五月六日、菱刈平和泉ノ戸神カ尾ノ一戰ニ相良衆式百余騎討取被成候て、菱刈大口ヲ御知行候夏、其後新納武州被召移候事、
但菱刈龜壽殿旗下ニ被入、知行少ク給候事、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二四九七号ト同文ナリ)

76 『雜抄本ニミユ』

一一番ノ伏草ハ鳥神カ尾大将中書家久、二番伏ハ稻荷山大将大野駿河守・宮原筑前三千余騎也、大口・求廣衆敗軍ニテ追討に百三十六首ヲ被取トアリ、八月十八日、

大口ノ城ヲ卷一戰候、敵降參候故、菱刈方命ヲ助ラレ、
九月(ヤ) 日大口ノ城内ニテ太平ノ吐氣被相行ト也、

(本記事ハ「旧記雜錄後編一」四九八号ト同文ナリ)

77 [樺山玄佐自記]

一菱刈者 義久様馬越ニ御座有而、御分別ニて、次之年
中務太輔殿平泉戸神の尾の合戦被得大利、敵之頸百六
切捨不知數、其後大口之城も渡上、求摩堺和平に成り、
入来院・祁答院・東郷・千臺御存分之御知行也云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編一」五〇〇号ノ抄ナルベシ)

78 [友野甲斐入道覚書]

一菱刈外神か尾ニ而中書様御合戦之砌、伊集院善左衛門
殿主取ニ而、佐敷表江兵船六七拾艘申遣候処ニ、連々
舟持申候ニ付申遣候、四本越中守殿同心候、佐敷計石
破申候云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編一」五〇一号ノ抄ナルベシ)

79 [長谷場自記]

一眞幸ニ取りし桶比良の伊東陳も引崩す、爰社勝利の時
刻とて、比者永祿十二年八月十八日より大口城を取巻
て、東西南北走廻り、秋き作りを被拂せ三日中の御出

勢、諸大将衆ニ至まで手自作をそなかせらる、求广・

八代衆と大口衆指相ひてふせきのけんとせしか共、つ
り付てハ被射殺、又寄せ付てハ被討取、敵方の者共は
しほりはて、そ見得にける、數ケ度の軍ニ仕負宛、相
良菱刈迷惑に罷成り、頼に侘を言上して、菱刈方の命
を被助下て、同九月中旬ニ大口の番衆を引く、求麻・
大口の者共が心の内そ哀成る、慈の兵ものきをひつ、
勝て甲の緒をしめて慶事ハ無限、同九月廿日ニ者大口
の内城ニて太平の吐氣を被作、鎌田尾張守の仕寄之段
々者一入殊勝ニ見得ニけり、扱社負てかつへしと上意
有りける 日新様之御事を恭敬禮拜申ス也、菱刈方ニ
平の城を被下て、其余りの外城江者地頭を堅く被指置、
國家太平なりけれハ、御太將軍貴久様ニ義久様を奉
始メ、御開陣ましくせバ、諸軍兵致供奉、蒙御感計
也、

(本記事ハ「旧記雜錄後編一」五〇七号ノ抄ナルベシ)

80 [箕輪自記]

一斯菱刈表モ大口城大滅つしたる由聞へケレハ、伊東眞
幸ニ取りシ桶平ノ陳モ引崩テソ退ケル、是ソ勝利ノ時

尅ヨトテ、同八月十八日ヨリ三日出勢シテ、大口ノ城へ押寄せ、東西南北馳廻リ、秋作ヲソ拂レケル、郡司・郷司ノ大名ニ至迄、自ラ鎌ヲ手取テソ薙レタリ、両家の者共防ントシケレトモ、前ノ勢ヒニ劣リタレハ、外ニ打出防ク事不能シテ凋リ終てぞ見ヘニケル、其時相良老名諸事談合シテ申ケルハ、頼房ヨシナキ人々ニ与カシテ多クノ侍ヲ失フコト、相良ノ家滅却ノ瑞相ナリ、此弓箭長クハ如何程ノ者カ滅ヘキ、殊ニ島津殿ハ国ノ太守分限ト云、旁以無益也、其上文明ノ比相良為續ノ時、大口ニハ島津出羽守久遠、平泉ニ同伯耆守豊久御座ヲハ、為續互ニ相防戦ト云ヘトモ、遂ニ和談シテ御恩力ヲ以、無程八代ノ郡ヲ知行シテ、今迄モ如此シテ、ソノ古ヲ思ヘハ、不忠イタスヘカラスト、遅クモ思ヒ知レタリ、仍テ和平ノ嚶トナル、同九月十四日ニ求摩ノ如ク引入ラル、同廿日、大口ノ城ヲ受取、於同城泰平ノ吐氣ヲソ作ラレケル、相良申サレケルハ、菱刈ノ家ヲ本城ヘ残シテ賜リ候ヘ、頼房カ三年大口在番シタル其證シニ、哀レ於此面目ヲ取セ玉ヘト詫ラレケル間、去ハ對相良カノ家ヲ残シ玉ントテ、本城一所菱刈ニコ

ソ下サレケル、其時大口ヲ新納刑部太輔地頭職ヲ給テ、即武藏守ニソ成ニケル、真幸・菱刈・牛屎皆御退治アレハ、此度マイリタル所々ノ城共皆地頭ヲ被仰付、大將帰陳シ玉ヘハ、諸軍勢皆陳ヲ引、御分国ノユ、シサ申計ハナカリケリ、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二五〇九号ノ抄ナルベシ)

81 (長谷場越前日記)

一永禄十三年午正月五日ニ、隈ノ城ヲ新納伊勢守ノ被請

取云々、川ヨリ向ヘ高城・水引ニ中郷・西方・京泊迄

義虎ニ被進セ、又大口ノ内ニモ山野城ヲ被遣、彼是分

限ニ被召立云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二五三三号ノ抄ナルベシ)

82 (敷功記)

一永禄十二巳三月、去々年羽月城之警固者義虎ニ被仰付

置候得共、大口城より敵兵度々寄来、外曲輪等攻破リ

候ニ付、番手御断被申上、致在番人無御座候故、忠元

并肝付兼寛江被仰付、市山江者中書様御在番ニ而、忠

元等者羽月城江被召移候處、敵兵猶相侮、却而掠取企

相聞得、忠元・兼寛申合、伏兵ニ而不意ニ討勝外者無

之与市山江參謁、中書様ニ茂示談仕置、同年五月六日、大野駿河守忠宗・宮原筑前守景種者人数召列、未明より打立、稻荷山与諏訪山ニ相伏罷在、忠元者戸神ヶ尾ニ忍ひ居、兼寛者白木河内ニ相扣、いつれも相圖を待合罷在候、左候而、中書様釣手之人数被召列、市山城より御忍出、数百之人馬に兵糧を付させ、堂崎より平泉江付越躰ニ被為下知候處、如案大口より足輕共罷出、道を相遮り候付、中書様御打出被追拂候得とも、敵も為可相救大軍駈續候儘暫被為相戰、能時分ニ偽りて被為走候處、敵弥勝ニ乘、戸神尾之西迄追掛參を見計り、中書様御返し戦有之、忠元響を吹せ、是を相圖ニ忠宗・景種一時ニ起り、互ニ鬨を合せ候塩合ニ、忠元横より切出、兼寛も又突出、前後より挾て相撃、敵首百三拾六討取、大口城茂此敗軍より余程兵勢為相減由御座候、左様ニ成立候故、同八月十八日、猶大軍を被遣、大口城被為攻囲候處、菱刈・相良も必至与困窮仕、和睦之願申出、御許容被為在、九月十日、相良帶刀・深水太郎左衛門兩人を質として差出候付、同十四日、困茂被為解、玖摩方之軍衆茂退去仕候故、同十八日、上

様皆城中江被為入、鎌田政年江被仰付勝吐氣取行ひ、左候而、御兼約且是迄多年之軍忠至極之御感賞ニ而、忠元江大口地頭職且菱刈兩院之惣押迄被仰付、四拾餘年為相勉茂此日より之事に御座候、

但右之相良方菱刈加勢として大口江為馳籠節者、誠ニ一大事之御難戰に成立、義虎番手之御断為上時分、山野ニ者喜入撰津守季久江在番被仰付、其節季久被存候者、此度於無御勝利者、夫限 御家者可被為絶、然者 貫明様茂 大岳様之御血脈ニ而、其儀者季久茂同前候間、若禿申事候ハ、何卒 御家者御永續被為在、其替り喜入家御禿可被下旨趣、伊勢并愛宕(岩)杜江誓願被申上、右通御勝利被為在候ニ付、其上願之一筋を以、則季久者私領喜入四拾町其外諸所掛持迄茂皆御物ニ差出、嫡男龜次郎者為致出家、老母妻子者鹿兒嶋唐湊江為致借宅置、元龜元午六月より打立、伊勢与愛宕江致參詣被罷帰候處、貫明様立願成就被仕候、御感賞不斜、如本御家老被仰付、私領も本之通り被成下、直ニ嫡子龜次郎も還俗ニ而、三郎四郎与名茂

為被下趣、季久子撰津守忠政書留ニ相見得、是ニ
而其比之御難戰恐察被仕申候処、前件之通忠元等
雄略を以御勝利有之候間、右通為被仰付 御感賞
之程茂被奉恐察事ニ御座候、且忠元市山城江在番
仕候砌、諏訪之鎌一刃自何方共不相知飛來、軒ニ
繫居、大口城御領相成節茂亦同様ニ飛來、旁之奇
瑞ニ者忠元茂別而感悦仕、本より麓江諏訪社立居
申候其側ニ、右之鎌を勸請候而、飛諏訪大明神与
崇敬仕、毎年七月廿五日祭方為仕事代々例祭にし
て、今以内藏家より年々不怠祭來事ニ御座候、扱
又菱刈兩院与申儀者本城・馬越・湯尾・曾木を太
良院与相唱、則隅州菱刈郡之事ニ御座候、又大口・
市山旧名入山・羽月・平泉・山野を牛屎院与相唱、是
者薩州伊佐郡之内ニ而、其餘ハ祁答院ニ相付罷在
候間、太良与牛屎ニ付居候地を菱刈兩院与唱來候
筋ニ御座候、左候而、其院与申訳者、上古一郡之
内ニ而山川等有之、百姓共便利不宜處江者、郡司
共役所を双方ニ相立、年貢等収納仕、其役所を某
院与相唱、其支配ニ相付為申場所右通相分レ候間、

只今何方組与藏付郷を被分置候仕來共、此遺風ニ
可有之与申事ニ御座候、

(本記事ハ一日記雜録後編二四八九号ト同文ナリ)

83
〇十年丁卯初、

〔水禄〕

公之攻三山也、菱刈大和守重猛陰黨伊東、預泄其謀、

故不拔退、重猛卒、同族左兵衛尉重住在奉重猛之子鶴千

代、時年五歳、後伴
右工門重廣此、謀歸

公侵地以臣事之、老臣不聽、猶應伊東、於是八月、

公如飯野、聲言起兵復伐三山、乃十一月二十三日、還

攻馬越城、二十四日、忠元及新納近江守武久・伊集院

美作守久宣・有馬豊前兵衛純秀飯野士人・村田右衛門尉經

平・町田新左衛門尉忠繼等奮進攻城、斬其將井手籠駿

河守重之・重之子兵部少輔重房・孫弥四郎重陣等二百

餘級、古今戰為
五百餘級、遂陷之、此役忠元槍戰四頭勇功、躬蒙

箭創、經平・忠繼死之、於是菱刈大膳亮隆秋等畏

公兵勢、夜委會木・平良・湯尾・羽月・平泉・山野・

青木・市山八城皆據大口城、以拒

公師、二十五日、

84

公等乃入馬越城、分遣兵衆使成八城即此・曾木・湯尾・市山、而使島津義虎別分其兵衆成平泉即・山野・羽月、各為外援、隆秋寡弱恐不能保、乞援於相良義陽、義陽乃募於玖麻・葦北・八代、遣兵三百餘、入大口城助菱刈氏、十二月二十九日、市山成將市來備後守家利・伊集院刑部少輔久慶等及隆秋師戰於西原皆死之、時忠元差從
 公成馬越城、乃
 公遣忠元成市山城、且賜采邑於蒲生、口自命之曰、大口陷則以汝為地頭、汝其勉之、於是忠元從馬越徙市山城、市來・伊集院疑家利・久之誤・河邊・田布施兵屬焉、

一馬越詰之城にて度々鎗仕合申候、一度ハ先に新納江州と仕候、一度ハ伊集院差作州と仕候、一度ハ飯野衆有馬豊前兵衛此人と両度仕候、其時村田右衛門戦死被仕候、町田新左衛門との親ニ而候も打死、此軍にて候、某右之脇ニ而手負被申候、右流ウラを膺ウケ候ニ而射切申候、一菱刈崩之時、大口一城持こたへ候処ニ相良衆走籠り、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」三九〇、三九八号ト同文ナリ)

85

手堅く寄騎被仕、手に餘りたる時分、市山之御番を新納武藏ニ被仰付候、其時者如何ニ茂少分限ニ而候得共、伯圍様重畳忝御意迄を以、如形之御奉公相勤候、蒲生ニ候ひき御藏を被下、心易く御奉公申候、馬越より頓而市山ニ罷移候、

一馬越於城一度ハ新納江州、宮内之桑波田同心仕候、又伊集院作州其後飯野衆有馬奉膳兵衛此人とハ両度寄合仕候、拙齋ニ之肢ニ狩俣ニ而手を負候つれども、そこをはつさず被相閉目候、於彼城殿同四度、馬越被召崩候得共、大口之城持こたへ、求摩之衆三百程入番仕候、其時大口之地頭ハ菱刈大膳殿、市山之城市來・伊集院・田布施・川邊衆御番難成之由被申候ニ付、武藏守御番可仕之由、於馬越 伯圍様以御意御番仕候、其刻於蒲生知行被下候、大口御手ニ參候ハ、武藏守に地頭可被仰付之由御定御座候、以其首尾多年地頭被相勤候、

○馬越黒坂寺由来帳抄
 釈盛良天文十一己亥年誕生、薩陽鹿兒島郡伊勢氏人也、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」三九一、三九九、四〇〇号ト同文ナリ)

隨宝成就寺開山俊盛剃髮、俊盛之上足又宗族也、從

竜伯公賜當寺於盛良、傳曰 公既欲令誅伐菱刈郡而催軍兵先向馬越郭、城主菱刈殿一姓出籠弥弥郎、雖為無勢勵一戰切腹、于時永祿十一丁卯年霜月廿有四日已尅攻落、當家感悅何事如之哉、 龍伯公賜馬越地頭於鎌田貫盛、在盛良鹿兒島上件傳聞、一戰在可達陳使志、馬越郭沒落之砌被采矣、然處 公欲攻大口城命新納忠元、忠元敬唯々而取構市山城於陣、夫大口城自求摩軍兵如雲霞走聚、而楯籠大勢、剩取構崎陣輒可攻樣無之、然以使僧懸引給、使僧損事數度、或割口或切耳、或刺鼻或握舌、或排眼或切腕、如斯故其後斷絕使僧、音信不通、而普通兩歲、其内少々戰無量也不可勝計、敢難辨勝負、皆 公為何欵以武略亦復欲令通使僧、各承而評議、然後被忍入足輕於圈内、奪兩童拵裝束結構、相添使僧可遣議評相定也、雖然使僧無之、然所貫盛言誘出、粵号盛良法印在之、言可然、 公不斜有御感、以直命憑給盛良、良不顧後畏言懸一命於的欲令使、 公嘆善哉、使僧意趣曰、弓箭者互兩大将異恨也、足輕族狼藉兩童、定父母啜歎不可有際限、此等為令返參云々、

於道路幾度軍兵走向欲放矢、雖然盛良砥智惠力、被忍辱鎧、駕慈悲驥非疾非徐、涌辯才泉、件之意趣吼高声、童輿過道路、終無災難到城邊、雖然可通塚中方便無之、空城邊與童蹲居、然處從城中勇士一人誘出曰、何等之在子細問被來、盛良具述、如右勇士速疾走帰、在良又來曰、城中告可被來由、盛良進而入于塚見大将、不驚不憚述意趣、大将聞之使乎使乎褒慰勸群類觸耳、感涙湿袖、盛良普廻智才、窺大将氣色敬白様者如斯等、使僧重而可致事可在之、左様時尅可賜留矢口由矣謹言、大将聞之、在暫答曰、可停為驗指傘可來、是則他不紛驗也云々、其後盛良指傘數度雖為往來、豈無禍終以哆成和與、菱刈殿下城、元龜元己巳年、 公御感不斜、况下至軍兵卷旗、弛弓弦、拔捨甲冑、扣手并聲歡喜、然後 公定大口之地頭於新納忠元、次賜黑坂寺于黑坂三町三段於盛良、御感狀之直判在之、是則懸命之地也、故當山繁榮相似前代、歸依衆人、上從君臣下到匹夫匹婦群居云々、

86 ○菱刈(⑤至治平)〔氏既平〕、義久公命新納刑部太輔忠元建立寺

〔於〕大口麓、號岳順庵、為〔川上〕久朗菩提寺、〔其後〕寺社領欠落之時此寺廢却、見久朗譜、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」一四一四号トホガ同文ナリ〕

87 ○菱刈四郎との曾木就被差上、當時在所等無落着候、就

夫即達 上聞候、然者從最前抽被成御奉公候、為其忠花北一所先々可被差遣之由被仰出候、早々可被仰達候、追而御加扶持者從 上意候、聊疎儀有間敷候、恐々謹言、

十二月廿日

〔伊集院〕忠金 (花押)

〔川上〕意釣 (花押)

〔三原〕重秋 (花押)

新納刑部太輔殿

忠金

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」一四三〇・五三一・五七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

88 〔或旧記〕

一 忠元大口之内下之城に居城之時、大口之敵ニ相良頼房 其外加勢有て合戦度々也、或時忠元出陣の刻、大口之内白坂之小苗代薬師堂ニ参詣にて、堂に樂書いたさる、
〔永祿十一年辰二月廿八日と系圖にあり〕
時敵打出候由申來候付、其段忠元ニ申候得共、堂の戸

89 〔ハリ紙〕

〔川上左近將監久朗傳ニ云、

首をこし木にさがらして見ぬ
無用かな人の弓箭によりふさの

と一首書付、矢文にして頼房の陳へ射込被申候得者、夫より頼房退陣にて、大口御手ニ入たる由申傳候、

菱刈至平治、 義久公命新納刑部太輔忠元建立大口

麓寺、岳須庵ト号シ、為久朗菩提寺、寺社欠落刻此

寺廢却、

右之通にて、久朗者永祿十一年辰二月三日三十三 歲也、法名随岳良須居士ト号ス、

(本記事ハ「旧記雜錄後編一」四一四号トホボ同文ナリ)
(本記事ハ八六号トホボ同文ナリ)

90 大口

一 諏方大明神 竪四間
横四間三尺

右者、大口之内小木原村之諏方を御城近所長峯ニ新納

武藏勸請、

右之通寺社奉行所佛閣帳ニあり、久仰寺社奉行動之

節、拔書記置、

91 「大口郷神社由緒調帳之内」

里村之内長峯
一 諏方大明神

神体木座像、左右男女二体ツ、皆高壹尺、佛師大

塔良政作、

右者、新納武藏殿御地頭時代、大口之内小木原村之諏

方を御城近所長峯ニ御勸請ニ而、別而御崇敬為有之由

申傳之趣書記、帳留ニ相見得申候、永祿十二年巳九月、

大口落城入御手、則武藏殿御地頭被為移候由、然処其

翌々元龜二未年より諏方社祭方古帳相傳居、右を以相

考申候得者、元龜元年より二年ニ懸御建立ニ者相違有

御座間敷候、右未年之古帳為御見合、本書之俣書写差

上申候、外ニ新納武藏殿時代建立ト書記候先年書出候
留も見當、是亦差上申候、

一 去ル嘉永三年戌十二月社頭出火、神体迄も及焼失、其

後如本社殿・神体等再興仕置申候、右出火之節、古棟

札類焼失ニ而、延宝年間再興之棟札写此節帳留ニ而見

當、写差上申候、

一 毎年七月廿八日祭日ニ而、前晚より夕祭御座候、

一 御祭米三斗五升御物より御手形を以被成下来候、尤御

祭ニ付而者、古来より之規模有之、毎年五月朔日、頭

屋座本并神事奉行・幣役・三献之役其外掛役ニ等取調

申渡置、右掛役ニ引受於頭屋諸事致手當、毎年無中絶、

于今御祭仕来候、左候而、武藏殿御以来移地頭ニ而被

成御座候節者、御地頭御社參為有之由、其後者御地頭

代御代參ニ御座候、尤廿八日御社參ニ者旧式ニ而、于

今所郷士中惣御供仕来候、且又先年者神馬茂御厩より

為被相下由申傳候、當分者所ニ而為相濟来候、

一 寶殿五敷四間、舞殿五敷四間、拜殿四敷五間半、御供

所四敷三間半、石礎・茅葺所中修甫仕来候、

一字佐八幡・西原八幡合所三社之内ニ御座候、

古帳左之通

一諏方大明神

左右

一御社殿小板葺礎

竪横一間
三ツ戸作

一新納武藏殿地頭時代建立

一右上屋茅葺礎

竪四間横式間三尺

一廊下右同

竪式間横九尺

一舞殿右同

竪四間横式間三尺

一拜殿右同

竪五間三尺横二間
ひゑんあり

一御供所茅葺堀立

竪式間三尺横二間

一御經屋右同

竪二間三尺横九尺

一祭日七月廿八日

一祭米三斗五升從

公義出

(左右カ)

右同

一善神王大板葺礎

竪横五尺

一新納加賀殿地頭之時再興

一右上屋茅葺堀立

竪横九尺

一鳥居二口

右同

右者、大口之内小木原村之諏方を御城近所永峯ニ新

納武藏殿勸請之由、座主諏方坊 神主ニ之宮清左衛

門

右之通帳留相見得、ニ之宮清左衛門者延寶年間之者

ニ而、當勘解由先祖ニ而御座候、

右、萬延二年申六月、神社由緒しらべ申出候帳ニあり、

写載置也、

92 〔写家蔵〕

里村ノ内麓

一飛諏訪大明神 御城より東之方

御祭月七月廿五日

右者、大口御當家ニ不罷成内ニ、新納武藏守殿市山之
城被責取在城之節、外廻ニ諏訪之鎌沓ツ飛来、其後大
口御手ニ入、又々諏訪之鎌沓ツ飛来、飛諏訪与崇、武
藏殿已来代々信仰ニ而、毎年新納刑部より七月廿五日
ニ祭有之候、

92の1

〔久仰考フルニ、本文ハ元禄年間比之書出ニモ候欤、刑部久
敦ナレハ、元禄十年正月ヨリ十六年五月迄之間の書付なら

ん

93

〔大口郷帳内〕
鎌飛諏方大明神 麓諏訪之側ニ鎮座

新納武藏殿大口御攻被成候砌、諏方之鎌飛來、御手ニ入候由、夫故鎌飛諏訪大明神と御崇被成、麓諏訪之側江社御建被成、于今新納氏子孫内藏殿より年々七月廿五日祭有之候、

五日祭有之候、

※【久品欵、左候得ハ、寛延二年九月より宝曆四年九月迄

之間之書付ならん、

久儻ナラハ、明和八年辛卯二月ヨリ天明五年乙巳十二

月迄之間之書付ナルヘシ】

94 【久仰附録】

大口案原村諏方社同所

一 飛諏方大明神 神体鎌古物

右者、天保十四年卯五月廿八日晚、何となく鳴物いた

し、村中茂不審存居候処、同村居住郷士蘭牟田與兵衛

夢相ヲ受、六月朔日、諏方江致参詣候処、社之脇へ右

之鎌有之、則神主より御鬮申受候処、諏方大明神と申

事ニ而、本社脇の方へ小社村中より建立仕置申候、尤

祭本社同日ニ仕申候、

右、万延元年申六月、御用ニ而神社由緒しらへ帳内

ニ有之候間、爰に抜抄し置也、飛諏方与唱候得者、忠元君御勸請之諏方社与心得違ん為也、

久仰

95 【正者在大口郷】

○ 元龜二年辛未七月十六日

しめおろし之分

一 酒米 一斗

一 飯米 一斗三升

一 花米三升 此内一升ていのしめ、又酒さやノ口ニ四

合、又贅棚ニ四合、又大戸口ニ四合、河注連ニ四合、

門しめニ四合、以上三升也、

外数行爰ニ略写す、

○ 肴之分

一 百文 地頭くミニ肴錢

前後数行略ス、

○ 御頭之人足積日記

三町分

三人巻斗

● ● 新納五郎左衛門尉殿
● ● 佐藤弥四郎殿

伊集院弥六左衛門尉殿

前後数人略ス、

十八町分六くミ

新納刑部大輔殿

春成殿

元龜二年七月吉日

97 「正文在大口郷」
○元龜三年七月吉日

一御諏訪之段錢反米之日記

米三升五合錢四十文
一町五反分

新納五郎左衛門尉殿

此間数人略ス、

十八町分
錢三百廿文
米五斗八升

新納刑部大輔殿

外数人略ス、

(本文書ハ「旧記雜錄後編」六三三号文書ト同一文書ナルベシ)

96 「敷功記」

一元龜三申五月、松齡様飯野御在城ニテ、伊東勢を木

崎原ニ被為迎、御大利之節茂忠元承付、直ニ大口よ

り人数差立、御加勢為仕由御座候、右飯野御城御移徒^{⑧徒}

之砌、御祝として忠元茂被召呼候ニ付、大口より吉松

般若寺越を參候処、途中ニ而盜賊取懸候付、其者共を

仕詰參候故、御祝之御席余程延引罷成、松齡様殊之

外御待兼被遊候處へ參^{⑧上}故、遅刻之詔御尋ニ付、盜賊

切伏せ罷通り候次第申上候得者、別而御賞美ニ而、其

刀者何様之刀ニ而候哉与御尋ニ付、先年拜領之溝之

有之刀ニ而候与申上候得ハ、御移徒^{⑧徒}之御祝ニ火之唱を

避申候儀、忠元者武事ニ不限萬事ニ心入有之段、詔而

御称賛為被遊由申傳候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」六二二号ト同文ナリ)

98 「大口郷案原村ニアリ」
案原村之内

一天満天神

神体木座像高サ七寸五部

右、新納武藏殿建立之由申傳、厨子内裏ニ左之通書記

御座候、

大宮司久甫新介

奉造立天神宮 當旦那藤原忠元

大工 宇戸藤助 藤原忠重

元龜三年みつのへ八月廿五日

一 祭日八月廿五日、上之原門江糶壹表相付、外一竈村
中一升出米ニ而祭仕来候、

一 寶殿四敷壹間半、拜殿三敷三間、村中より修甫仕来
申候、

一 寶永年間以後之棟札段々有之、略ス、

右、萬延元年申六月、神社由緒書出しの節之帳内ニ
あり、

一元龜己酉二月、是より以前、肝付領主肝付河内守兼續

入道省釣謀叛ニ而、祢寢領主祢寢右近太夫重長等与與

黨仕、此比迄十二三年、御敵對仕、難被及手時分、極

御内分八木越後守昌信を寶持院ニ被添遣、密々重長ニ

遂面會、可成丈ヶ和睦を申勸め置、猶又忠元并伊集院

右衛門兵衛久治・上原長門守尚常も同様渡海被仰付、

是亦重長江致面謁、必肝付方を相離レ、可被為盡忠節

儀、第一之後榮ニ可相成与細々申論候而、重長致信服

候ニ付、同廿一日、忠元等三人直に誓紙相渡、其上同

廿六日、貫明様御判物并御家老喜入撰津守季久・伊

集院右衛門太夫忠金・平田美濃守昌宗、よりも誓文被成

遣、同三月、重長降参仕、同十日、右馬頭征久・圖書

頭忠長大軍被召列、祢寢城ニ御討入、段々肝付方与被

及合戦、彼表も御領ニ相成、其手初ニ者忠元等右通勲

勞為仕由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二六五五号ト同文ナリ)

100
○元龜四年癸酉、初肝付河内守兼續據肝屬郡叛

公、禰寢七郎重長等以邑應之、春

公遣寶持院及八木越後守昌信、往説重長陰附 公室、

二月、

公又使忠元及伊集院右衛門兵衛尉久治・上原長門守尚

常亦往説之、令負逆黨和降曰、汝其決之後榮可知也、

重長聽命、及二十一日、忠元等盟重長于禰寢、二十六

日、

公及重長盟、於是重長遂以邑降、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二六五六号ト同文ナリ)

右同 御城内帳

屋敷八百式拾七坪半

新納太右衛門

新納嘉右衛門

市木

同上

惟宗家諸

民部 屬島津氏、

家諸花押

續花押藪卷第六

水戸府下丸山可澄輯

士庶

〔伊集院忠金不見得、
写し落か、可糺事也〕

太田

藤原盛親

稱民部左衛門尉、
屬島津氏、

元龜四年二月廿一日
以下八人連署

盛親花押

島津氏家臣禰寢清雄家藏

河野

越智清通

備前 屬島津氏、

清通花押

同上

伊集院

藤原久治

右衛門尉 屬島津氏、

久治花押

同上

上原

日下部常尚

長門 屬島津氏、

常尚花押

新納

藤原忠元

刑部 屬島津氏、

同上

忠元



喜入

藤原季久

稱攝津守、屬島津氏、

同上

季久花押

同上

平田

平昌宗

稱美濃守、

元龜四年二月二十一日、以上八人連署、

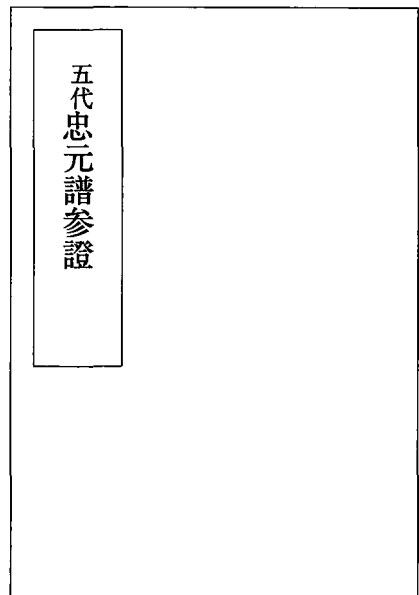
昌宗花押

同

右之通板本ニ御座候、祢寢家之祖右近太夫重長、はしめ肝付省釣之黨ニて御座候得共、竊ニ其黨を離候而、御當家ニ御降參被成砌、前以之誓紙ニも可有御座候、何卒全文御摸写被成置候ハ、一簾之御文書ニ御座候

半与奉存候、尤太田ハ本田之誤、市木ハ市来之誤ニ可有御座候、盛親ハ休兵衛など祖欵、市来ハ鶴田之市木と申事候、薩州家之家老ニも此名御座候、同人欵、独河野子孫差而不承、餘ハ皆不及申上候歴々ニ御座候、

(表紙)



103の1

〔在真本小松家〕

○ 一ヶ条儀於洩申者、

上者梵天帝釈四大大王、惣者日本国中大小神祇、別而者當国鎮守新田八幡大菩薩 開闢正一位九社大明神
 覺島諏訪上下大明神 稻荷五社大明神 天満大自在天神々
 爵冥爵各身上可罷蒙者也、仍起請文状如件、

元龜二年二月廿日

(本文書ハ「旧記雜録後編」二六六〇の一号文書ト同一文書ナルベシ)

一二月廿日、義久公国老及三使・副使裁誓紙畀重長、然依密事、當其時不書姓名、故同月二十一日書姓名以見畀之、左附之、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」六六〇の2号ト同文ナリ)

元龜四年式月廿一日

伊集院右衛門大夫

忠金

平田民部左衛門尉

盛親

河野備前守

清通

伊集院右衛門兵衛尉

久治

上原長門守

常尚

市来民部太輔

家諸

新納刑部太輔

忠元

喜入摂津介

季久

和睦既成矣、故〔義久公〕裁誓紙〔賜重長、且国老及

三使・副使等共畀誓紙於重長、各載關於後〕、

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」六六〇の3号文書ト同一文書ナルベシ)

104 [同]

起請文

今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、最以珍重存候、就夫者、互於子孫之茂隔心有間敷事、付自然雜說之時者、是又左右方可披合事、

右條之有偽者、

奉始梵天帝釈四大天王、惣日本国中大小神祇、當国鎮守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 魔島諏訪上下大明神 天満大自在天神御部類眷属御爵可蒙者也、

仍起請文如件、

元龜四年 癸酉二月廿六日 義久公御判

衾寢殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」六六一号文書ト同一文書ナルベシ)

起請文

一 肝付ニ相離、一途之可有御忠節之由、尤以目出度存候之事、

一 自今以後、互永々御相違有間敷事、

一 和議之雜説之時者、自他可申披事、

右之條々令違犯者、

奉始梵天帝釈四大天王、惣日本国中大小神祇、當国鎮

守新田八幡大菩薩、殊者開門正一位 覺島諏訪上下大

明神 天満大自在天神御部類眷屬各御爵可蒙者也、

仍起請文如件、

伊集院右衛門太夫⑩大

元龜四年癸酉式月廿六日

忠金判

平田美濃守

昌宗判

喜入撰津介

季久判

祢寢殿

▽⑩御宿所△

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」六六二号文書ト同一文書ナルベシ)

尚々高橋方適被越候処、急候而ふたくと會尺など

不申口おしく候、然者從肝付被仰遣候御懇切之段々、

頃ハ日防州無何事候哉、御床敷候者御參會之時可得

⑩黄御意候、恐々、

○如貴意之任無題目、連々御無沙汰罷過候、失本意候、

聊非疎略候、仍落馬之儀被聞食付預御尋候、忝候、今

度者不思議存生仕候間、必遂拜面可得尊意候、氣分未

尔々候、雖然次第快氣仕候之条、大慶不過之候、江州

無何事候、御越之砌於御立寄者可忝候、猶期後信之時

候、每事、恐惶謹言、

同刑部太輔

長月廿五日

【年間不詳】

新納四郎左衛門尉殿

(忠充カ)

まいる御報

忠元(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

「正文在川上式部久董家」

○誠年甫之御吉兆、重疊雖申事舊候、猶以不可有休期候、

珍重々々、抑為此等之御祝詞御嘉札、千秋万歳目出度

令拜領候、仍從是茂五明致進献候、寔表祝儀計候、何

様以拜顔倍御祝言可申加候、慶事、恐惶謹言、

正月九日 刑部太輔忠元 (花押)

村田越前守殿
〔年間不詳〕

河上上野入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」七〇一号文書ト同一文書ナルベシ〕

108
〔正文在飯野士井尻神力坊〕

○此間御番參候て、種々御懇志之段難謝候、明日如御約

束之、無足衆廿人餘申付可差籠候、然者五日之分差飯

之事被仰付候て、堅固之御分別所仰候、諸事相當之儀、

乍不申御両所之仰付肝要候、御働之御隙明次第直如其

方之人々參御番之日教閉目可申候之間、以面上之可得

御意候、御事恐々謹言、

八月廿五日 忠元 (花押)

〔上包〕

ノ

新納形部太輔

神力御坊

中野四郎 (左門) 尉殿
〔御宿所〕

忠元

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」三三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

109
〔在井尻神力坊〕

○猶々對相良家依干戈働路次不任意時分候、爰許御

納得專用候、如此之時義被添心、兩度之使僧御祝

着之由、能々可申之旨候、

〔本文忠元傳ニ不构と雖とも、前文之儀ニ對したるものと及吟味、写添
仲陽之比、以祐清坊 忠平様御内縁之事被申上候、則

達上聽候、御返事之趣當國之鉾楯最中、謂彼謂之、一

向難事成、殊更海陸不自由候、春之御返事茂以今御同

意候、聊不可有取成候、堅可被停止候、巨細彼方可有

口上候之条、令省略候、恐々謹言、

八月十式日 忠智 (花押)

神力坊

御同宿中

〔上宛〕 河上左京亮

神力坊 忠智

御同宿中

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」三三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

110
〔長谷場日記〕

一同十一月中旬ニ、比良床へ開渡して御陳所をさせらるゝ、

御大將軍に右馬頭様・中書様をはします彼の御陳所と

申ハ、境目二河よりくニ廻り・市成・恒吉と、又者

肝付内輪の所々を不残ニ通用す道をふさぐ在處にて、
尔も難所を抱へたる牛根の城より奥に通りにて、往来も
更ニ大事成る比良床陣の後巻を賣んとて、伊地知・肝
付両家之勢者寄せ来る、茶園か尾ニ向ひ陳を取ん為、
天正二年正月三日の事成るに、拂曉より聞取として、
功の兵物被討出てをばにあまりける間、早や敵合を
仕り、年頭ニ御吉左右を被申上、懸りける處ニ、御方
陳の軍兵ハ我先かけんと被討出、其中ニ一番の御太將
に者又五郎様、御供の兵ものニ上原長門守、此外宗徒
の人々者何も劣ぬ武兵にて先陳を被成けり、亦後陳の
御太將にハ左衛門督年久様三千余騎の勢にて、猪の鼻
ニ打上て、如何にも進んで見得給ふ、御本陳之御手勢
拾萬余騎ニ而被討出、此外の三陳衆手寄くニ勢を被
出てけり、肝付衆是を見て、敗軍も理り也、陳具足も
取捨て、跡を先ニと逃行く者ハ運の究めとしられたり、
爰を以て御太將軍義久様之一首の御詠ニ被遊處也、
弓も牛根もをれ矢そと引替て甲そぬかばやかて安樂
と矢印ニ被書付、牛根の城内に射送て、追付間の垣を
いわせらる、懸りける處ニ、大口衆酒瀬川奉膳兵衛

尉と久留伴五左衛門尉とて兵もの有りけるか、夜ニ紛
れて野頸の山に忍ひ入り、牛根の城の切岸を堀崩す仕
合せを、城内衆ハきつと見て、為方なさは無限、城地
頭ニ備前守是を見て、爰を専度と防け共、深く堀入る
事なれハ、岸中より二筋三筋ニ堀り破り、屏涯近く攻
上り、大口の住人伴五左衛門尉と奉膳兵衛尉は是迄參
して候也、〔本ノマ、〕痛屋備前守其外之城内衆、明日ニ面上して
合戦いたしなバ、御頭を給て軍神に手向けへし、同く
者今生にて御奉公有りしが〔マ〕ハ新納武藏守ニ告知せ、御
取成を申んと大音揚て名乗りける、此事を聞か〔マ〕に力
に不及降參す、御詠哥の尊さを軍陳旅褒美を致す計也、
去る間、新納武藏守牛根の城江被打入、相一日支度さ
せて下城を取り成し、地頭を先に指立て、在番衆相添
て肝付へ被送、鹿兒島の浄光明寺の其阿上人を御使僧
ニ被遣、懸りける處ニ、肝付よりの捧げ物廻り・市成・
恒吉城、伊地知方の進上ハ田上と垂水、高城ニ新納を
指加へ、手前の先非を被改、御太將軍義久様を始奉り、
大小名衆此外之御評定衆ニ至る迄、御慈悲之慮にて御
赦免被成、御高恩不浅子細とて、伊地知・肝付悦事者

111
〔勲功記〕

更ニ限もなかりける、然者主将を始奉りて諸軍勢ニ至迄、数百艘の兵船を河に纜引着て、敏く遅く取り乗りて、順風に帆を上て我國指て走せ渡らる、彼を是を聞く人ハ、上中下諸共ニ忠ニ進む計也、又伊地知重興ニハ下モの城を被下て、家を残し置れけり、角て新城を鎌田出雲守に地頭職を被仰付、◎上高城も是ニ付く、垂水ハ河田駿河守の地頭也、其謂者此度の兵道の役者にて、既ニ御利運被成者、是を忠に被下処也、牛根を伊集院右衛門兵衛尉の地頭にて、田上の事ハ根占重武忠節にて被宛行恩賞者也、就夫世上に名利を被得宛、弥増ニ御奉公被申上候事、

(本記事ハ「旧記雑録後編二」七〇八、七二八号ト同文ナリ)

一天正二戌正月、去冬より肝付方安樂備前守兼寛牛根城を相守候ニ付、金吾歳久様軍衆被召列、平床迄御出陳被成居、此月十八日、被為攻囲候得共可落躰ニ無之、何卒見立ハ無之哉、貫明様より忠元江御意被為在、則畏而為召列人数之内、逆瀬川奉膳兵衛武安・本村筑前守・久留伴五左衛門ニ申付、嶮岨之岸を堀穿、城内

二道を通し可攻入手段仕候処、備前守兼寛も是ニ者難防得、同廿日、弟彦八郎兼貫を人質ニ差出候間、是より茂忠元嫡子刑部太輔忠堯を城中に差入、互に取替相濟、兼寛等和睦候而下大隅之様退去仕、同廿二日、忠元城内ニ打入、城祝共為仕由、左候而、此牛根之城御領ニ為成事共者珍敷智謀与、餘程其比も称美為仕事之由御座候、左候而、此比者肝付も省鈞并嫡子左馬頭良兼茂死後ニ相成、其弟三郎四郎兼亮代ニ而、右之牛根計に無御座、前年正月者住吉原之軍ニ、北郷時久より肝付勢四百三拾餘人被討取、其上前文通祿寢重長も降参仕、只下大隅之領主伊地知重興与日州之伊東義祐計肝付ニ與黨仕、兵勢も余程弱目ニ成行、折柄肝付方之親族同名越後守兼純之母与忠元之母并浄光明寺其阿西嶽と者皆兄弟ニ而、父者新納周防守久友なり其阿者其以前高山之道場ニ罷在、兼純者重興之躰、彼是縁引も御座候付、忠元与申合、其阿を御使僧ニ被仰付、重興与兼純江篤与申諭置、兼亮茂和睦可仕旨申勸させ、此年二月、重興茂下大隅五ヶ所差上、降参奉願、下之城一所被成下、同廿五日、嫡子伊地知三郎九郎重昌鹿兒嶋御内江参謁

仕、御禮申上候故、兼亮茂押領仕居候内より市成・廻
今之・恒吉ニケ所を差上、御和睦之願申上、其通被仰
福山・

付候由、此等之諸所御領ニ為相成も、右通忠元縁引為
有之故、手初為仕筋御座候、此年 貫明様御武運長久
之誓願ニ、忠元十躰愛岩を大口里村ニ建立仕置、今以
毎年六月廿四日例祭之由御座候、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二七一六号ト同文ナリ)

112 「○天正二年正月降牛根之城」
〔樺山玄佐日記〕

廿日、從牛根為人質彼城之人躰安樂備前守弟彦八郎致
參上、從夫新納武藏守一男刑部太輔城内へ被差籠、及
日暮肝付番者下大隅へ被送遣、廿二日、新納武藏守
も城内へ被罷籠、同廿七日、城祝御登足也、凡從昔亡
敵謀計張良術其外古今其數雖多、堀險岨之岸作道類更
奇妙也、是哉神代も不聞トハ申侍覽、此事武藏守以才
覺、逆瀬川奉膳兵衛尉・本村筑前守・久富伴五左衛門
尉三人之調達欵、是偏 太守様依御慈悲、受天道之恵、
叶神慮之擁護御座候事、諸人萬民奉仰之而已、

天正二年二月八日書之

玄佐

(本記事ハ「旧記雜録後編」二七三〇号ノ抄ナルベシ)

113 一伊地知才右衛門系圖云、前田土佐守重通居所不一、或
移申良・踊・飯野・倉岡・國分・都於郡居之、死于隅
州小濱云、随大将新納拙齋、牛根及下大隅城責有功、
則褒賞之、而采地賜前田詳也云々、

〔前田肥前守重悦子〕
〔地末〕

114 「上井日キ」

○天正二年甲戌八月、忠元以御使衆在覺府、先是鹿籠與川邊爭
論不已、十四日、公使上井覺兼等諮決之於忠元及鎌田尾州
云々、

115 「上井覺兼日記」

○天正二年甲戌八月、
〔上文略ス〕
河邊と鹿兎と口事、川邊に盗人孫左衛門事より起候而、
川邊より使者金田殿・折田殿ニ而申出候時、河邊者平
田新左衛門殿、鹿籠ハ左馬頭殿云々、
一十四日、如常出仕申候、かこ・川邊口事之儀披露申候、
同日、新納武州・鎌田尾州江談合候、從鹿兎〔嶋と〕川
邊へ留候間、疑ニ可返預之由承候、如何候する哉と彼
兩人へ御尋候へハ、盗人を討候上は、たとへ盗物眼前

御座候共かへるましく候、況無御座候間無了簡処を、
左馬頭殿是非返⑩遺之申候へと承候者無理之由候、此
等之旨披露申候て、又左馬頭殿へ申候へハ、最前同御
返事にて候、

一此日、川邊・鹿兒六ツ敷事、伊勸もし・拙者御前ニ披
露申候云々、

一十六日、如常出仕候云々、

一此日、從中書様御老中迄御内儀之御侘言候、御使者新

武州・拙者申候、隈城西〔午カ〕手名ニ四十町計御格護候、就

夫人乱候之間、隈城と六ツ敷事度々出来候、笑止ニ被

思召候、然者此度入来院殿、山田・天辰・田崎上候由

候、山田之事ハ三十町名にて候、雖然此前方分之時、

半分ハ此方へ付候、其残卅町迄者有間敷候得共三十町

にめされ、天辰・田崎彼十二町取合四十式町計ニ而候、

是を隈城に御格護之所領ニ御くりかへ候得と被仰候、

二言とハおほせ有ましきにて候、次ニハ入来院此度一

ヶ条之儀、中書様も御申之事共候、自然此所領御望ニ

而、ヶ様之事共仰付候など、世間囁申候てハ御迷惑た

るへし、爰元も御老中御分別次第と仰候、御老中御返

事ニ者、近頃可然様ニ存候、乍去御前之様を不存候間、
卒度御内議請候する由候、それも御分別次第と中書仰
候、

九月

一四日、出仕不申候処、御談合にて候、参候へと承候て、

未刻計殿中へ差出候、飯野口御弓箭之御談合ニ而候、

兵庫頭殿、又ハ北郷〔時久〕一雲之御存分を然と被聞召候ハて

ハと候て、新納武劬・鎌田尾劬・本田野州〔親貞〕・上原長州

彼衆御使被申候、

一五日、入来院殿より云々、

一此日、又御弓箭御談合ニ而候、我々も殿中へ罷出、御

談合承候、霧嶋之御圖次第、御弓箭たるへきよし相定

候、

一六日、如常出仕申候、此日上使江月齋御寄合〔候取成〕⑩被成

候、早々殿中御座候へと之使ニ者拙者被遣候、上使者

頼娃飯屋ニ宿候、我ハ意趣申候而頓而罷帰候、殿中御

門迄ハ頼娃飯屋閉月と申者案内申候、奏者伊地知勘解

由左衛門尉御門迄出合⑩被申候、足中あまうち迄はかれ

候、夫より唐戸の御座候座より下之座ニ奏し被申候、

平鴨居よりかミより上使ハ入候、奏者ハ平鴨居より下より被入候、従夫對面所ニ而御寄合被成候、主居ハ御屋形様、御次喜入撰州、其次平田濃州(光悉)、客居ハ上使、其次橋院ニ而候、御膳は三め迄參候、御引物種々參候、御酒三返にて御湯參候、御肴者度毎ニ參候、御前御宮仕者新納刑部太輔・本田紀伊守、客之前ハ高崎兵部少輔・梅北宮内左衛門尉、いつれも手長ハ無御座候、其外宮仕(國兼)・伊地知勘解由・川上源三郎・上原太郎五郎(重親)・伊地院源介(集)・拙者ニ而候、以上此衆迄ニ而候、又あるむきにてんしん參候、御肴・御酒勿論なから度々に參候、客人立処ハ御さうめんにすへかへて御さかな參候、其肴くたり候ハぬ内に御盃上候するとて、宮仕持て出候処被立候、貴殿様なけしの下迄ニ而御禮被成候、酉刻計より戌時計ニ御座終候、

一廿六日、如常出仕申候云々、此日従和泉使者ニ而候伊勢守殿・指宿周防介(親意)・知識彈正忠、彼三人飯屋へ御寄合中、為使本田若州・伊地知勘解由・拙者三人被遣候、意趣者、当時世間雜説申散候、殊ニ去月始之比、喜入久屋齋此方へ被罷越候、其砌承事ニ、彼雜説中書様御

前より被仰儀候間、急度義虎申木野へ御越候而可被仰開候、若又不被仰開候ハ、其時御身上可被相終之由候通、彼久屋齋喜入撰州江被申候間、本若州以、中書様へ此由御事問共候、貴殿様より被仰候つる通、又ハ中書少茂▽(知)彼儀△無御存通、直ニ和泉之使者江物語候、勢州御返事ニハ、少茂如斯之校量於山北不承候間、同心之人衆を帰候而、義虎之御分別、又ハ久屋之分別承候する之由御返事候、其外高城・東郷境之雜説色々我々三人江物語被成候、

一廿八日、如常出仕申候、此朝従天草之使僧來迎寺被懸御目候、天草殿より進上物御太刀一腰・厚板物二端・馬代三百疋進上候、使僧私之進物中折三束・御扇一本と見得候、

一此日、和泉使者之宿へ伊勸もし・拙者為使被遣候、其趣者、当時和泉と天草儀絶之事候、然処天草之使僧此方へ取成申候処、寄合中如何ニ存事候、雖然弓箭などの行にてハなく候、先代大岳様より已來、御當家江深重(甲上候)ニ而候上者、其後聊中絶候、従爰者如先例言上可(願注)此事加賀守筆記にもあり、合せ考へし、有之由、新納武州迄長文ニ而被申候、其上御老中迄之

書狀、彼両通勢州御披見候へとて被持せ候、臆而拙

者讀候て、和泉之使者へ聞せ申候、彼状写候するると

飯屋へ留候、御存分次第之由申候、次二者天草と和泉

和平之儀、從義席はいつ方ニ而も候へ、少し所領をは

渡候ハ、無事可有之由候、彼使僧へ新武州前より尋

候へハ、其儀者成間敷由被申候、雖然涯分義虎御存分

彼来迎寺へ可被仰由、勢州へ兩人ニ而被仰候、勢州御

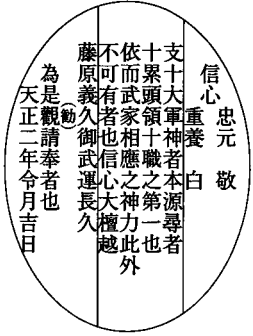
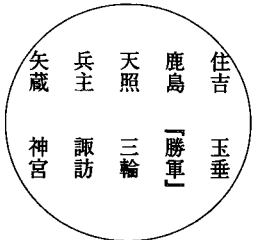
返事ニ御慰勲被承事忝由候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」七七一号トホボ同文ナリ)

116 ○天正二年甲戌、忠元創建十體愛宕軍神於大口里村、(省)今距

地頭館西
南十町許、以禱

貫明公康寧云、今篠原等覺院掌其香火、以六月二十四日為例祭、



(本記事ハ「旧記雜錄後編二」七一七号ト同文ナルベシ)

117 「大口郷土篠原氏系圖」
政重

篠原普賢院

慶長十八年癸丑四月七日生、慶安五年壬辰、被定大

口愛宕座主、開基小院、号愛宕坊普賢院、時大口地

頭新納加賀守忠清也、按天正二年甲戌、地頭忠元建

像勸請処也、至是再興之、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」七一八号ト同文ナリ)

118 「大口郷神社佛閣由緒帳之内」
大口麓

一愛宕

但天正二年甲戌、大口地頭新納武藏守忠元建立ニ而御

座候、

一祭米之儀者、高四石分私家代々名前高ニ相加置、右

之所務米を以、毎年六月廿四日茶立仕来候由緒之次

第左ニ申上候、尤先年より御檢地等之節も御竿入無

御座候、

一寶殿三敷三間、石礎籠所三敷式間、茅齋所中修甫仕

来申候、

一山号院号等左之通、

愛宕山 勝軍院 薬師寺

外之ケ条略ス、

右、愛宕山由緒取しらへ御届申上候、以上、

萬延元年
申二月

別當

案原恵法院

御郷士年寄衆中

119
〔安養院蔵〕
○鹿兒嶋

御諏訪領

坪付

薩州牛山院之内

浮免

大田名

八段

河しま

以上

天正三年乙亥

新納武蔵守

二月吉日

忠元

安養院

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」七七七号文書ト同一文書ナルベシ〕

120

○〔泉徳寺安置〕
本尊勝軍地藏

木像長壹尺八部 蓮花座高三寸五部 後光高壹尺

四寸

〔右後光裏ニ〕

謹奉調刻勝軍地藏大菩薩之尊像、以青峯山泉徳禪寺之
称本尊者也、右志者、大檀那忠元并忠恒武運長久、家

門繁昌砌也、于時天正三年乙亥菊月廿八日、住山小比

丘華巖意曇造立之、

〔蓮花座ノ後ニ〕
華巖意曇再興之、

〔右厨子之後ニ〕
奉寄進圖子一字、

泉徳現住

于時寛延三年庚午極月廿六日 源隆代

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」八一六号文書ト同一文書ナルベシ〕

120の1

右者、泉徳寺本尊後光之裏にあり、以前より大形に

て不見當、萬延元年庚申六月、公用もて本尊等の

由緒糺されし折委敷探索せしに、右由緒見當れり、

されは泉徳寺の事近代當家に傳ふる所、皆忠堯戦死

ニ付、龍伯尊君より為懸命地賜ひ、一字を建立し泉徳寺と号し、菩提所となせし趣、且は忠元深き思慮ありて哉、父の加賀守祐久を大檀主と崇め、泉徳寺殿と号し、次に忠堯を大仙寺殿と称し、吊祭厚く整はれしと見へたる各古牌あり、又弥太右衛門忠増朝鮮渡海の道すからも、泉徳寺殿または宗心（新鶴忠堯）の御たち日には念佛さんまひにして、行かれし事をも見へたれば、吊祭いと厚かりし事とおもひしに、右之通天正三年大檀那忠元并忠恒とあれば、以前より菩提所なる事疑なし、されは、公賜ふ所の趣意、如何なるか其證を得ず、然るに付、久仰按する処、前文通り天正三年本尊等再興、父子の武運をも祈りし事、現在なれハ菩提所なるもおのつからなり、然は忠堯の戦死を、公深く感じ給ひ、右寺地を懸命として永く當家へ給ひしならんか、近代懸命の地として拜領といふ事普く傳へ来れば、是則其明證ならん、姑く爰に愚考を添置なり、又此泉徳寺の号、寛正六年十一月十五日田代氏文書に、薩摩國牛山院坪付に青木一反千徳寺の前とあり、然れば往古より現在の寺な

らん、是も證授（據カ）の為記置なり、

121

○「祥雲寺安置」
本尊脇立觀音

木座像長七寸四部（長臺より卷尺五部、後光迄卷尺三寸五部）

蓮花座并後光アリ、

「右後光ノ裏ニ」

彫刻尊体以安置、現住釋氏華岩意曇

天正三年乙亥十一月吉日

「右同」

奉寄進鰐口一ヶ

天正六年戊寅八月彼岸同敬白

「右蓮花座之後ニ」

奉彫刻廣大靈感觀世音菩薩々々

※安置新々寺々堂、右志者、大旦那藤氏忠元并忠恒武運

亨通、家門繁昌、專祈本願之妙々々、佛々々一々安泰、

（忠堯初名）

于時天正三年乙亥十一月二日

青峯山泉徳現住華岩意曇敬白

（本文書ハ「旧記雜録後編二」八一九号文書ト同一文書ナルベシ）

※（願注）

「
細工
重藤

此所江切り組ミアリ、其内ニシルス」

右者、祥雲寺本尊脇立観音後光并蓮花座裏に書記す所なり、前条泉徳寺本尊由緒札の節、同断見出せり、仍て考ふ所も前に同じ、又いふ、此観音蓋し泉徳寺本尊の脇立にて、祥雲寺建立の砌り分與せしならん、仍て今是を泉徳寺に安置す、

〔弥太右工門忠増朝鮮渡海日記〕

○文祿元年壬辰弥生朔日、御出馬可有之由相定候得共、

其日はさしのひてありけるに云々、五日には大口も御立なされ云々、六日云々、けふは泉徳寺殿御たち日なれば、念佛さんまひにしてちやうじやうといへる坂をのほりく云々、六月十三日ニは古都をとをり、三りほと行て川の邊に野陳をシタリ、宗心の御立日なれば、念仏を心にふかくシメテ、はるくの道を過ぬるに云々、上下文略、

〔下井覚兼日記〕

○天正三年 十一月

一三日、朝之出仕不申候而、稻荷御祭禮御供ニ参候、貴殿様御支度御袴片衣ニ而候、御供來も同前候、御代に御幣取候役者川上源三郎殿ニ而候、是ハ烏帽子上下

ニ而候也、御劔者伊集院右衛門兵衛尉殿也、御幕之役者白濱周防介也、奏者八本田下野守殿・拙者也、御前之宮仕本田刑部少輔・伊地知縫殿助也、御手長伊地知勘解由左衛門・市来備前守也、於宝持院御座配、御次撰州、次ニ伊右衛門大夫殿、客居（伊集院忠棟）談議所法印末弘（家明）、釣江、次村田越州也、御點心之時ハ川上武州・新納武州など参候也、

一四日、如常出仕申候、一乘院御参也、梅一荷・折御雜掌なり、於對面所點心御寄合ニ御座配、御次撰州、客居上一乘院、次樺山殿御子息也、昨日鑄流馬閉目候間御参候也、同前ニ寺山四郎三郎殿も御参候、是ハ（御）座ニハ無御座候、三献目ニ一乘院持参之御酒参候、祇候之各召出候也、

〔本記事ハ「旧記雜録後編」二七七六号ノ抄ナルベシ〕

〔箕輪日記〕

一天正四年丙子、高原ヲ可攻トノ評議アリ、其故ハ高原

ノ内ニ竹崎ト云所アリ、白坂式部丞領分トシテ要害ヲ構ヘ居ケルガ、薩戸ヘ参上申ベシ、先高原ヲ急々ニ攻玉フベシ、案内者可仕由ヲソ申入ニケル、仍テ薩隅ノ

軍勢高原へ発向ス、小林・温水・三山ヲ跡ニ置キ、野尻ノ城ヲ側ニ見テ打通り、高原ノ城ノ野頸ノ原ニソ打
出ラル、大将ニハ義久ヲ奉初、兵庫頭忠平三万余騎、
異ニ二 霧嶋越へ山路ノ大将ニハ右馬頭幸久八千余騎
万トモ、
ニテ打越ラル、竹崎表ノ大将ニハ北郷入道一雲八千余
騎ニテ出勢ス、都合其勢三萬^{異ニ}四萬、六千余騎、同八月
十六日、高原ノ城ニ押寄、十廻ト取巻テ、各陣ヲ取ラ
レケル勢ノ中ヨリモ弓ノ手達ヲ撰ミ出シテ射付ケ、火
矢ヲ射サセラル、高原ニモ究竟ノ者トモ籠居タレハ、
城戸口ニ出合ヒ、爰ヲ専度ト防キ戦フ、此ニ曾於郡ノ
住人ニ柏原將監ト名乗テ、幸春口一ツ橋ヲ打渡リ、臆
セス詰入合戦スル、連々兵不劣ト、橋詰ニテ我モノ
ト合戦アリ、大手ハ隅薩ノ軍兵攻入テ、操ニモンテ相
戦フ、新納武藏守ガ一男刑部大輔片手ニハ小楯ヲ取テ
差カツキ、打刀計ニテ城戸口へ攻入、纏頭ノ合戦シ、
楯ノ端ニ鍔疵切疵数多受ケ、シハラク戦ヒテソ退レケ
ル、無比類コソ聞得ケル、高原下城ノ時、高原ノ足輕
大将シケル漆豊前介トテ勇敢ノモノナルカ、先一番ニ
新納刑部太輔ト尋テ見參ニ入り、御師サ花ヤカナリト

褒美シテコソ行ニケル、其外隅薩ノ勇士トモ合戦高名
シテ嘗ルモノ多カリケリ、以下略文、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」八八一号ノ抄ナルベシ)

125

【歟功記】

一天正四子四月、近衛龍山様御下向ニ而、貫明様初

(前久)

上ケ御歌會被為催候節、忠元も為被召加由御座候、同
年八月、皆様御出馬ニ而伊東方之高原城被為攻囲、

同十六日、城中より茂防出合戦有之砌、忠元嫡子刑部
太輔忠堯其年式拾三才ニ而、大手之城戸口より片手者
小楯をかつき、打刀計ニ而詰入、其日冠頭之合戦仕、

数多為蒙手疵由、左候而、伊東勢も防方難及手、同廿
三日、落城仕時分、城中足輕大将漆豊前介与申勇名之
士、先一番ニ忠堯之姓名を問尋致面謁、無比類御働感
入趣、致褒美候而立退為申由御座候、右之落城より三
之山・温水・須木等之七城も皆引拂退去仕、同廿八日、
於三之山城川田駿河守義朗江被仰付、勝吐氣被為執行
候節も、忠元儀者諸一所持兼持參太刀之列ニ而御太刀
進上為被仰付由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」八五〇号ト同文ナリ)

126 〔天正〕
○四年丙子四月、近衛殿下前久、法号龜山客於覺島、

公開勝會特饗 殿下、時多文雅士陪為歌者、忠元與焉、

127 〔加治木大村市兵衛重頼自記〕
○詠月前郭公和歌

郭公有明の月のひと聲に倂きゆる花も紅葉も 忠元

清書ニ全文可入事、

128 ○夏日詠月前郭公

倭哥

修理大夫義久

くもりなきこゑは御空のほと、きす

さなから月のミヤことりかな

詠月前郭公

倭哥

〔近衛殿〕

前久

こゝろあらはこよひハわきてほと、きす

こゑのかきりを月になかなむ

夏日同詠月前郭公

和歌

〔伊勢〕 因幡守平貞知

あくるまでとほそはさ、し月のミか

こゑもさたかになくほとときす

詠月前郭公

和詞

釈其阿

もろともにおもひかはすやゆふ月夜

いつれはさそふ山ほとときす

夏日同詠月前郭公

和歌

〔イニ武田〕

竹松丸

よひのまのひとむらさめのそらははれて

月にこゑきくほと、きすかな

詠月前郭公

和詞

〔樺山〕

沙弥玄佐

人傳のそれたにあるをほと、きす

雲井の月の夜半のこゑ

夏日詠月前郭公

和歌

〔川上〕

上野介久隅

ほと、きす月に啼よの明る間ハ

ゆめうつ、ともわかれさりけり

夏日同詠月前郭公

和歌

〔島津〕

左衛門尉歳久

誰か世にき、もつたへむほと、きす

みやこのほかの月になくねを

詠月前郭公和歌

〔北郷一雲〕

沙弥梁新

わすれめやこゑも雲井のほと、きす

月にかりなく秋は有とも

夏日同詠月前郭公

和歌

〔島津〕

圖書助忠長

人も見ぬ山路の月のほと、きす

夜よしとたれにつけて啼らむ

夏日詠月前郭公

和歌

〔喜入〕

撰津守季久

見ぬさとの月はいかにと時鳥

夜半の寢覚の空に問はや

夏日同詠月前郭公

和歌

〔近衛殿御内〕

重慶

このまよりもれいつる月のひとしほに

なく音をそふる山ほとときす

詠月前郭公

和歌

〔高城〕

沙弥珠長

みすもあらぬ雲まの月のかけよりも

しのひ音たとるほと、きす哉

詠月前郭公

和歌

〔近衛殿御内〕

沙弥栄訓

明かたの月にすきゆく郭公

なを一こゑをのこせやまの端

夏日同詠月前時鳥

和歌

〔新納〕

武藏守忠元

保登と喜須在明濃月之飛度聲仁

於毛賀氣幾由類花茂紅葉衰

夏日同詠月前郭公

和歌

〔近衛殿御内〕

景親

ありあけの月にこゑきく郭公

すたれおろさてうちなかめつ、

夏日同詠月前郭公

和歌

〔了廣口〕

備前守久秀

むら雨のことのしらへの聲よりも

た、月になくやまほととぎす

夏日同詠月前郭公

倭哥

神重兼

折しもあれはし居の月にひと聲は

やまの端つ、きほと、きすかな

天正四年卯月十四日會

〔天正四年卯月十四日〕御會也

〔本詩ハ「旧記雜錄後編」二八四号ト同文ナリ〕

129
○山〔種〕

晴残る霞の上の山まつや雲を根さしニ誰か植けん

其阿

風吹ぬ柳か枝の朝露ハ咎ある程の糸かと思ふ

歳久

〔榎山〕
花見

白雲の尾上につく松原や梢も花の色にみゆらん

〔栄訓〕

〔卯花カ〕
松藤

時しらぬ雪かとそ見る玉河の里のかきねをうつむ卯花

〔卯花カ〕
〔松藤カ〕

幾春も替らぬいろやときハ木の花〔種〕ある池の藤なミ

〔栄久〕
〔調カ〕

江登

飛虫〔る〕心ありてや夜る光る玉江の浪の名にハよすら

ん

夕立 〔梁新〕
〔重兼〕

雲晴て名残涼しき夕立は近まさりする秋を知とや

萩 珠長

色くの花ハあれ共秋の野ハはきのにしきにしく物そ

なき 〔竹松丸〕
〔梁新〕

鹿 月残るのちの行ゑの明るより尾上に帰る棹鹿の聲

浦月 浦風の更行月の影きよミ渚の玉もひろふ計に 〔忠元〕

水 〔河月〕 水の面に影をうかへて行月をしからみ留る海瀬とも哉 〔河〕

水 〔水〕 わたる夜るの嵐やかかけつらん氷のはしとなれる朝 〔忠元〕

川 木枯につれなくみえし杉村も木末ハ雪に色かへてけり 〔忠元〕

杉雪 かつ積りかつハこほる、〔足〕竹のは末の雪の明ほの、 〔久秀〕

竹雪 色 〔久秀〕

待恋 さねこ〔ぬ〕と契りもをかぬ人ゆへに暮行空に先またれ 〔秀久〕

131 〔上井覚兼日記〕
一天正四年丙子仲秋廿三日巳刻計、城を去渡候、伊東新

130 〔本詩ハ一二八号トホボ同文ニツキ省略ス〕
次郎番頭ニ居候、皆々具足仕合罷迎候、此方より被送

契恋 〔ぬ〕
〔け〕る

我なから契り置こそはかなけれ底をも知ぬ人の心に 〔入備〕
〔忠長〕

恨恋 中墻の隔ハつらく葛のはのか、るうらみハいかにして 〔景親〕
〔義久〕

別恋 鳥かねに立別行袖の上を哀ともしれ有明の月 〔重慶〕
〔久隅〕

眺望 難波江の打詠むれハ村蘆の末はをつ〔た〕ふ奥〔つ〕釣舟 〔前入〕
〔景親〕

祝言 梓弓やを萬代のためしにハ君か御影をけふや引まし 〔義久〕
〔重慶〕

天正四年卯月十四日 當〔座〕度 〔重慶〕

131 〔本詩ハ一二三〇号ニヨリ校訂ス〕

130

131

130

131

130

131

130

131

130

131

130

義もなく候、又伊東より迎も不来候、

一廿四日、三之山打捨敵退候間、鎌田尾張守御番ニ被差籠候、并須木も捨候間、宮原筑前守御番被差遣候、

一廿五日、忠平三之山へ御籠被成候、數ヶ所之人衆御供被申、此日 太守様野尻為御覽之、あと瀬之上まで御出なり、御供之人衆不知其數、

一廿六日、各御一家衆又諸地頭差揃被成御談合也、

一廿七日、同前御家景中俗出之參上不知其數、

一廿八日、 太守様三之山へ御出被成泰平之時有、川田

駿河守祝被申候、三之山内城御庭ニ 太守様御しやうき^⑩御座候、數萬軍兵奉守護候通、其後御三献參候、

御配膳山田新助・三原右京亮、御三献過候而、各持參之御太刀也、其衆忠平・義虎・征久・年久・家久・忠長・椋山殿・北郷殿・佐多殿・頼娃殿・喜入殿・▽^⑩大野殿△吉利殿・伊集院右衛門大夫殿・平田左馬介殿・入来院殿・東郷殿・川上源三郎殿・伊地知周防介殿・伊地知民部太輔殿・平田平次郎殿・伊集院魯笑齋・新納武藏守殿・比志嶋殿・川田殿・北原殿・肝付彈正忠殿・本田因幡守殿・拙者、大略如此候欵、次第八不存

候、此晚飯野江御光儀也、

132 ○大口郷古木原村稻荷社之鰐口に左之通あり、

奉掛稻荷大明神御寶前

薩州牛屎院大口木崎之村

天正五年八月吉日施 島田親辰敬白

右鰐口差渡シ三寸七八部也、

右者、天保十五年辰九月、久仰直參の時写し置、

鰐口銘は木崎之村とあり、堂社は古木原村にあり、為考此由記し置なり、

133

〔正文在加治木士長谷場次右衛門〕

○今度言上仕候之處、

〔別而とも〕

御懇上意、忝面目之至候、併各御取合故候、畏悦不少、殊近比見事御馬被下候、外

聞之至不可有此上候、秘藏可吳于他候、仍薩州當方和

談之儀被成御吳見候欵、就夫被仰遣候之趣得其意候、

於子細者、至新納武藏守殿申談旨候、定而可被聞召候

哉、益可被添御心^⑩之事所希候、於向後深甚可得御意

候、毎事御指南可為大慶候、恐々謹言、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二八七号ノ抄ナルベシ)

(天正四年)
十一月六日 鎮尚(花押)

喜入撰津守殿

河上前上野入道殿

村田越前守殿

平田美濃守殿

伊集院右衛門太夫殿

上包
メ 口裏ニあり
進上伊集院右衛門太夫殿

太夫鎮尚

天草

到来天正五年丁丑二月 日

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」八九六号文書ト同一文書ナルベシ)

134
【殿功記】

一天正五丑春、右之城詰肝付勢乍致出陣、立見仕居候付、

伊東方与合戦不仕内者、降參為仕詮茂無之旨被仰出置、

相應之爭戦ニ成立、伊東勢福嶋迄押寄せ可攻取風聞内

場江相聞得、追々駈續、志布志迄者 御出馬茂被為在、

福嶋邊ニ大軍馳集候故、伊東勢茂難叶為引取由、其節

肝付之家督三郎兼護後者左馬介兼道与申候、江者高山一所被残置、

其餘之領地始良・大始良・内之浦・申良・北原・鹿屋・

135

【正文在大口郷】「丁丑款」
○天正五年丑かのとの 六月

地頭請用之日記

廿三日

一米一斗五升

一味噌百文

一もちの米一ツ三百文

百引・平房・松山・大崎・志布志・福嶋等者皆被召上、御領為相成由、右之内志布志之儀者忠元先祖以来之旧領ニ而、譜代召仕候家来筋之子孫俣木某与申者共相残罷在、忠元十三歳ニ而立退候以後者初而討入、右筋目之者共も面會為仕由、此等之子孫今以彼地ニ罷在、當分者又木与書、家来ニ仕置候も御座候、同年十二月、貫明様初上、何れも様伊東御退治として日州江 御發向、同十一日、伊東義祐居城佐土原を打捨、豊後之様出奔有之、其節者嫡子刑部太輔忠堯罷立、忠元儀者玖广之相良義陽兼々大口之隙を被窺居候付、玖广境御番為勤居由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」九〇六号ト同文ナリ)

廿五日

衆申請用之分

外之行略ス、

廿三日

地頭請用之分

一 飯米一斗五升

一 酒之米三斗

一 一つミのかひ物

一 あ八ひ廿九はひ九十文

一 糸ひ廿八八十文

一 しほ十四文

一 たいのうを大小三かけ・米六升

一 さかて宿ちん廿八もん

以上二百十二文

一 濱之市之かひ物

一 糸ひ一こん百五十文

一 とひ魚五十文

一 かつほの魚二百文

以上四百五十文

一 とひうほとうかう百七十文

廿五日

衆申請用之分

行數略ス、

○ 地頭御參之分

一 内之まつりくハへ三こん

一 つのたる一ツ 「本行地頭御參之時之入用共見分兼候得共、先
爰に写し置、久仰」

外之行略ス、

136

〔御日記狀、写家藏〕

○ 天正五年丁丑十二月七日、正宮へ御社參、脇元迄御

越着御飯屋へ御宿、左衛門督殿御三献被成御上、御太

刀進上〔ナシ〕之、從其御會尺半、從曾於郡上原右衛門〔殿
か〕佐前

より、戌刻以使野尻之地頭福永丹波守御奉公之故、子

ニ而候者人質ニ上可申之由候之条、打立申候通意趣〔也〕

時之中に、又々上原長門守被申上、人質就必定、直ニ

打立申候、此等之段從途中使を上申由也、依之續衆之

事、御家〔衆狀〕〔外城景〕之事者不申及、御一家・國衆・一所

衆及不移時刻、從脇元〔景外城〕以使僧飛脚被仰渡、此夜奉行中

各從脇元濱市迄押渡也〔移〕、喜入撰州御供也、八日、從脇

元御出船、御供衆海陸不知其數、大方御座船之廻舟數

五十艘餘、正宮へ御進物之船別而一艘、町田伊賀守

上乘也、長濱之沖通迄典厩之為御使者町田周防介小船

にて被參、其後小嶋之沖迄為御迎典既被成御參、御船着津之所江陸地之人衆被參、於御宿數返之御酒之刻、從野尻御左右、武庫様野尻江御籠之由也、其後兩使伊東番衆無楯強義五六人程被打留云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編二」九四八号下同文ナリ)

〔御日記款、写家藏〕

○天正六年戊寅正月元三之御嘉例如旧式、二日、縣より

使者土持相摸并書狀・鎧甲・御刀進上、土持之事累代伊東江被押隔、無奉公相似候、雖然不違旧規之筋、近年以來順路之儀申入候之処、剩伊東御退治之上者、弥可奉得尊意事不存別儀候段、先以早速同名相摸守ニ而申上由也、三日ニ者、諸外城之人數出仕早、四日、從山毛敵方より之廻文數通取集進上、此日山毛江山田新介御使者也、同日到土持豊後也佐伯紀伊入道より之書狀、又大友殿之父子之書狀取合、拾通程奉行衆迄被持せ、文言者日州之錯乱無是非、就其伊東三位入道父子孫之身軀腹をもきらせられ(一ツ候)欵、又如何被成行候哉無心元由、大概此趣也、五日、又從所々之御祝言也、同日為年頭之御(出門)、依吉方 兵庫頭殿へ御光儀、

終日之御酒宴也砌、御太刀・御腰物御進上、六日ニ者、自天草方日州属御安利候為御祝義、使書并鎧一領進上候、此日新納武藏守まで上津良方より為御勝利之御祝使進上、七日、此日從天草方新納武藏守迄天草之事向後可申入之条、為其砌官途受領之間可申請、自身可致參上之事者、遠遠太儀之様候之条、必以使節可奉得尊意之由、先以内義也、天草方へ雖可被成御直書、依繁多奉行中より返章也云々、九日、此日伊東ノ物内都於郡・佐土原を始め、城々之本衆無餘義者百人計、薩隅之外城へ五人十人ツ、覺悟させらるへき由談合也、十日、兵庫頭殿御寄合御酒宴也、十一日御吉書云々、十二日、歴々御寄合、十三日、妻方八幡へ御社參、十四日、大賢坊從三ヶ城被罷帰御返事、無二心奉公仕由也、此日從土持使者之前被申上、豊州佐伯より就伊東退治、此節毎々到縣使をさしこさる、自然人數打入様候てハ、御為ニも成間敷候間、先々御暇申、彼堺相調申(可)之由、左候ハ、從爰元一人同心、自豊後越口、其外立柄(等)みせき(り)申度由也云々、

〔天正六年〕
一九月廿九日、從大口新納武藏守書狀到来、趣者、從相

良方至武藏守被申、大友宗麟日向表江雖一行之企候、一口迄ニ而者巨閉、扱ハ肥州方之衆、猶以被頼思由候て、又々八代迄眞光寺使僧下着候、一圓難成申候得共、自然自別方洩^⑩得候而者、得御意相良之事候之条、如何之由、懇意之儀被申事候、右江者御着陳頃初而承候由也、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二一〇〇四、一〇〇六、一〇四一、一〇四二号ノ抄ナ
ルベシ)

日州新納院高城耳川合戦日記 川上左近將監「久辰」

一天正六年寅九月拾一日未ノ刻、山東へ就御行之儀被成御発足、御劔本田紀伊守、御旗役三原右京亮、御旗指者色紙金右衛門其外御供衆鹿兒島之人數迄を被召列云々、是ヨリ略文、

十六日、従大口新納武藏守使僧、意趣吉田刑部少輔被聞せ、此日數根入道山東御番罷立候之通為可申上之伺公、此日從穎姓小四郎津曲宮内少輔被申子細、白濱周防介被聞せ云々、〔以下前後略文〕

廿二日、吉田平次郎前より御発足目出度由、使僧を以被申上、此日菱刈表之衆新納刑部太輔・町田三郎五郎^(入道)

白濱式部少輔・菱刈孫三郎方、此衆を始山東江罷立候通為可申上伺公也、

廿九日、高原鎮守江為御代宮内坊社參、此日都於郡之長知寺家之祝千疋進上、此日從義虎野尻迄御発足目出度被思召由、老名數中迄として御書状被仰通、彼飛脚石之陣所江罷通也、此日従大口新納武藏守書札到来、

大方趣者、頃日從相良方到武藏守使僧を以、大友入道宗麟日向表江雖一行之、原より一口迄ニ而者難閉、扱ハ肥州之衆猶以頼思召由候、又々八代迄眞光寺与云使僧下着、加一圓難成申候得共、自然從別方洩聞得候而

ハ、得其意相良之事候条、如何之由、懇意之儀被申事候、一ニハ右^⑩之御着陳皆始而承候通、又ハ栗野・横

川江雜務之儀、武藏守助定頼入候由、此三ヶ条無題目、此日紙屋之地頭稱留新介從石之御陳以同大膳亮、御発足目出度奉存候由被申上、此日鹿兒島衆從去八月始、山東御番手衆町尻之御座所若無人數衆にや候半与、老名數中以御分別各參上也、御陳者依猛勢其内を奇々高城・財部塩目江被差籠、此日新納殿鷹ヶッ進上、此戌之刻、從穗北野邊名字之方以被申上ハ、穗北野心之衆

多々候、其内より忠三人ハ無異儀被為擷取由也、
「十月」

二日、從豊後守殿石之城属御手裏候御祝言、使僧を以被申上、此日從高原上原長門守三男彦千代丸御酒持參、此日從老名敷中以書状、山東番手衆從爰者三番替之賦たるへき由被申上、鹿兒島衆之事ハ依御座所事候之間、此節者五番替ニ賦分候、諸所一番衆者 太守様鹿兒島江被成御帰宅日より可為日限談合由也、此日石之城輒被召執候御祝儀、以使僧申被成、此晚羽月猿渡掃部兵衛（借迄）以使者同前之御祝儀被申上、從新納武藏守茂同前ニ被申入、此日加世田片浦之山下造酒佐以何公、御國料（借銀）中國鉄山帰帆之由、御案内役人迄申入候、袷之表ニツ、鞆之皮ニ・御樽壹荷上申也、

〔本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇四七号ノ抄ナルベシ〕

〔正内平治記〕

一八月十八日ニ美々川ヲ越、常住坊ニ打入、軍ノ手分ヲ相定、十万騎ノ軍兵十月十九日ノ早天ニソ打立ケル、サシモノ曠原山林モ兵士ニセカレテ隙モナシ、新納院高城ニ打入、十萬余騎ノ軍兵總陣ヲカタメ、野頸内原田間松原（借）ヒくニ籠りける、其頃山田新介有信ハ五

百餘騎ヲ隨て高城ヲソ守リケル、其外三州ノ勇士千余人替く守護シケル折節、太守義久主の御舍弟中務太夫家久ヲ大将ニテ、鎌田政近・比志島國貞・吉利下總守・新納忠元・日置越州・松浦筑前・肝付・菱刈・福永・野村・梅北某・檢見崎常陸を始、逞兵突氣の勇士共其勢六千餘騎ニて高城をそ守りける、翌レハ十月廿日、大友十萬餘騎高城ニ押寄、城外の民屋百余間一片の煙と燒拂、去とも高城ニは人有共見得ず、城門をも開かず、簀一流も立す果り返（借）て音もなし、大友か勢勝ニ乗り、軍列ヲなし、簀を立、弓矢を連ね、射騎に習へる將士、步戦ニ熟せる諸卒共、高城の小勢成を侮りけぬ、秦青か過雲の曲、右軍ニ曲水の盃取くニ杜見得ニけり、城中よりも打出てく戦て、互に勝負を争ひける、大友か大軍城の四面を囲ぬれハ、味方の兵渴ニ臨んで喉を湿すへきやうもなし、或時古牆の陰処より打有一滴湧出せり、軍ハ是ヲ掬して社暫の渴を凌ぎ（借水）けれ、二三日を經るに隨ひ、其水流猶増りて、五月の空の庭潦、晴ても残る風情也、

〔本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇四六号ノ抄ナルベシ〕

【勝目兵右エ門覚書】

一出水の義虎ハ肥ノ口なれハ、彼の口の堅として參陳し給ハす、大口ハ新納武藏守肥後求麻の境目なれハ、出陳御免あり、住番とぞ聞こへける云々、【前後耳川ノ軍ヲ記ス、是ニ略文】

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇六一号ノ抄ナルベシ)

【長谷場越前日記】

一御大将義弘公・左衛門督歳久・右馬頭・圖書頭・河上上野守・北郷一雲・同次郎・薩摩守・喜入撰津守・新納武藏守・伊十院右衛門太夫・同名美作守・新納越後守云々、【前後耳川合戦ノコトヲ記ス、是ニ略文】

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇五八号ノ抄ナルベシ)

【勝目兵右エ門覚書】

以上耳川軍ノコト是ニ略ス

一十一月上旬に武功有者とも二三十人寄集、物詣ニ事よせて久峯の觀音堂ニ出會ひ、小陳士卒を談合す、心かけたる若者共聞付く寄ル程ニ六七百人ニ成ニけり、何と是ほどにおもひきりたらん勢にて、一手立せざらんや、其手立之様ハ二三人も川原の陳ニ忍入、尾山の法印星野ニ取合談合して、此六七百人の者共カ川縁の山ニ付て忍寄、(烽火)逢火を約して内より城戸を開き、内外

取合、寅の刻計ニ同志合ひの誌へして、白八巻ニ小幡腰幣取付て向ひ、忍入ニ切入て、敵評儀もせざる其内ニ、此や彼にて打取り追拂ひ、坂引破り高城に取合ハ、定て慈方の大軍馳續くへし、川原の陳を焼拂ひ、驪て根白坂ニ引挙り、向陳を取、陳士を出、敵の通路を掛切ハ、慈ハ強く敵ハ弱り、夜崩して引へきか、左なくハ降を乞て和談するか、別の事ハ候まし、御家八目出度成へしと評定一決して、伊地知伯耆守を以て申上けれハ、義久年来の者共なれハ、御家をおもひ身をかるんす、されとも仕損す事もやあると思召、暫返事し煩ひ玉ひしか、手立の様を具ニ聞召て、能武略仕へしとゆるされける、自夫今日よ明日よとする処ニ、兵庫頭始として右馬頭・圖書頭・川上上野守・肝付彈正・伊集院右衛門兵衛・上井伊勢守・鎌田形部左衛門尉・新納刑部太輔・上原長門守・伊集院美作守・奈良原狩野介など、地頭ハ川上參河守高城へ打寄て、武功有者共なれハ、伊地知丹後・逆瀬川奉膳兵衛・富山備中其邊(れ)の案内能存知たるハ召出し、境目の様躰委く相尋、兵儀有て伏兵を企ル、十一月十日の夜ニ入れれば、雨少

止もなく降ニけり、時雨けるをも御佳例とて、夜半ニこそ打出らる、しかも冬吹烈して難忍折節なれば、勇ミける八方と照しけり、是を見る者伏拜ミ、我もくくと勇ミけり、去程ニ奈貫と陳の間ニ伏へし、路次近き所なれハ大勢ハ難成とて百四五騎忍ハせて、^{⑩受}爰の大將ニ肝付彈正忠・新納刑部太輔・伊集院右衛門兵衛尉二千余騎別府村ニ卧居たり、懸手司ハ逆瀬川奉膳兵衛・富山備中・伊地知丹後守、已上三百計ニて待ける処ニ、同十一日の午の刻計ニ、豊後ニ通る番帰り案内ニして通りける、馬上三人、上下三百計通りを中ニ取籠、吐と時を作り懸ければ、一人ハ馬ハヤニ逃延たり、馬上二人、以上七十三人討取て難駄物を追落し、慈鏡を成ニけり、敵陣より是を見て猛勢馳つ、く程に、無勢ニてハ難仕師なれ共、力なく請留て一戦せんと勇む処ニ、其夜高城ニ山潜を遣し内通有けれハ、家久日出ニ櫓ニ上り見玉ひて、如何様内端ニ子細あり、敵ハ大勢野頸ニつ、く、時の声をあげ陳ニ掛る風情せよと仰けれハ、城中よりも打出て時を作る、其其風情しけれハ、敵續（符カ）き戻り高城へ押寄んとす云々略ス、

143

【勲功記】

（本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇六一号ノ抄ナルベシ）

一天正六寅十月、豊後國主大友宗麟大軍召列、伊東氏を

案内として新納院高城ニ押寄せ、地頭山田新助有信を

攻囲候段、鹿兒嶋江相知レ、同十一月

貫明様初上、御兄弟様御救として 御出馬、同十二日、

^{⑩石}右之城下ニ而大軍被討破、耳川迄追討相成、敵六萬人

為被討取節も、忠元儀者前条同断玖摩境御番ニ付、嫡

子忠堯江御供為仕候而參陣不仕、出水領主嶋津義虎も

同断ニ而、肥後口警固ニ付出陣無御座、其比玖戸より

日々大口を相窺申事故、忠元計策を以、義虎并忠元嫡

子忠堯与平泉地頭伊地知民部少輔重康等ニ致示談置、

忠堯与重康を両手ニ相分け、いづれも人衆召列、山野

之内ニ伏置、忠元釣手之人數召列、玖戸境迄出張候處、

玖摩之物頭早牟田城之介人數引立追掛ケ候ニ付、忠元

偽走、能時分取返候を見合、忠堯・重康茂一時ニ起合、

右之城之介を中ニ取巻、主従七人為討取由、此方ニ者

出水之伊地知左近將監重範蒙手疵、重康中間一人城之

介より為被討由御座候、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇一五号ト同文ナリ)

144 (ハリ紙)

「祐春殿御自筆御問書之内

一 義弘公と新納武藏と豊後入御評定有、忠平に豊後入を御止め(ママ)やれ長くおくもへハ後は義久右同ミたりに勿語、

145 「正文在大口郷」

○天正六年つちのへ 六月廿七日

御諏訪御祭禮之段錢反米之日記

二十町分

式斗二百文

又三斗二百七十四文

三十二文

新納武藏守殿

前後人数略ス、

146 「伊地知孫兵衛御名重範日記」

○天正元年六款ニ、求摩之鐘先早牟田城之介殿ヲ、新納武藏

守殿山野と求摩境ニふか下タと申處ニからくり寄せ、

御討被成候時、十六歳ニ而初具足仕候、郎等後より切

申候間、腰に手負申候、新納刑部太輔殿・伊地知民部忠堯・重政祖父重

少殿伏草起合被成、主従七人討果被成候、于今城之助康

殿石、ふか下タに立候而御座候、民部少殿中間を城之

介殿切殺被成候、其時出水之薩州様より為褒美御腰物義虎

兼光拜領仕候、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇一六号ト同文ナリ)

「口上」

147 「勲功記」

一 天正七卯春、此前より天草城主天草尾張守入道紹白よ

り、先祖代 大岳様之御時、御隣好為申上一筋も有之

由ニ而、忠元迄書中、且彼地之来迎寺を使僧にして申

上趣有之候得共、出水之義虎康与不和成天草ニ候間、為

致和平可然与忠元江被仰付、其比来迎寺大口江為致滞

留候事茂有之、彼を以先天草方を申論置、左候而、忠

元并般若寺為御使出水江罷越、出水与天草を為致和平、

其時分又大友宗麟行儀不宜、簾下段々心替之者有之由

相聞得、此御方江者將軍 義昭公より大友退治ニ付御

沙汰も被為蒙候得共、肥後路差支候ニ付、忠元鎌田寛

柄与申談、達 貴聞置、先義虎江申含、天草入道紹白、

志岐彈正忠入道麟泉・上津浦上総介鎮貞・栖本上野介・大矢野某^①、其比島衆五人と相唱候城主を出泉江招寄せ、忠元より篤与申諭、五人共皆 御家江可致御奉公旨降服為被仕由、是肥後國御領ニ為罷成開發ニ而、專忠元・寛栖等之勲功と申事に御座候、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇八三号ト同文ナリ)

148 [喜入氏家藏]

○猶々愚身事、信長一段之入魂之事候、様躰不可有

其隠候間、不及申候、新武・新彈ニも言傳申度候、

馳走共難忘候由、可有傳達候、以參可申候へ共、

急便之条無其儀候、期後音候、

※

遙久不能書信候、抑日州之儀被任存分之由其間候、疎

重々、大慶此事候、尤則差下使者、可及祝義之処、敵

地相擇候ニ付、無合期所存之外候、可然之様取成頼入

計候、將又愚身事、信長一段懇切入魂、不混自余外間

実儀、施面目儀共候、於様躰者可心易候、委曲貞知可

申下候、次日州被任本意候之条、鷹共数多所持之由無

隠候、此節所望候、匠作へ懇望申候間、猶以取成可為

本望候、於自分も一居至馳走者可為祝着候、万一同心

候者、義虎迄被越候者此方へ可相届候、内々申遣、其
手筈候間頼入候迎之儀ニ、一日も早々所希候也、かし

こ、

〔天正六年〕

〔七〕

卯月七日

〔季久〕

嶋津撰津守殿

〔近衛龜山公〕

〔花押〕

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一〇八六号文書ト同一文書ナルベシ)

※ (願注)

〔天正五年十二月、伊東義祐出奔、跡日州一圓御領地ニ成候事

之御祝義也〕

149 (ハリ紙)

(本文書ハ一四八号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

150 〔大口土濱川西市丞覚書〕

○天正七年五月中旬ニ、菱刈両院之衆三千余騎を催し、

新納武藏殿はからひにて水俣之ほうの川内忍ひおとし、

やかて岩牟禮に城をかまへ、ほうの川内と指合持せた

まふ、肥後宇都・隈元おかのほり、ために通路ふさか

り候間、矢崎与申城、武藏殿・尾張殿大将ニ而、十月

十五日ニせめ落被成也、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編二」一〇八四号ト同文ナリ〕

151 〔在飯野土黒木平左エ門〕

一天正七年七月七日ニ、兵船八拾程ニ而左敷叶石与申所

ニ手形御出被成、同八月ニ水俣江御陳御付被成云々、

外ニケ条爰に略ス、

飯野

于時慶長五年二月朔日

水源庵印有

152

〔写家蔵〕
○肥後之内矢崎城入手裡事

〔馬張守政年入道〕

馬越城主鎌田〔法師〕寛栖与忠元俱謀、而欲入肥之後州

於太守手裡、先往出水密語薩摩守義虎、義虎應諾、招

志岐氏・上津浦氏・天草氏於出水、群議細密、而天正

八年庚辰、催軍衆往出水、蟻數多之舟船、定行伍之先

後於未發、解纜於蕨嶋、先渡天草島陬、詳考時刻可否、

襲矢崎城、忽以陷焉、▽〔次〕陷網田城△由是漸々迨于

豊肥筑前後六州、實顧其本源、則所以兩輩之出方寸、

而擴 太守之武勇、振日域之四方者也、

〔右嫡家所蔵の系圖にも見ゆ〕

〔本記事ハ「旧記雜錄後編二」一一一四・一一三七号ト同文ナリ〕

153 〔一〕態用一書候、仍前日當方質人之事、為伊集院下野

守事預入魂候ツ、其時分者御出勢之由普申續候、其上

無二覺悟候条、不及口能一人申付候處、鎌田寛栖・新

納武蔵守方自中途帰陳之由槌相聞候之間、質人之事先

以相留候、城親賢悴家之事、諸至阿蘇家干戈取結夜白

無油断躰、隈本江御番手衆見知之前候条、諱御疑心之

儀者不可有之候、但又急度惣勢於渡海者、以前可預御

左右候、其刻和泉迄可指遣候、聊不可〔有〕緩候、此旨以

御承知御取合肝要候、尚彼使僧可申達候、恐々謹言、

〔天正八年〕
卯月十六日 顯孝〔花押〕

伊集院右衛門太夫殿

進之候

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一一三六号文書ト同一文書ナルベシ〕

相良義陽窺大友氏、圍我高城欲取大口、忠元堅守、故

義陽與阿蘇惟前築寶河内以寇于藩、乃 公使平田又次

郎命忠元、急進襲之、五月十三日、忠元遣子忠義與又

次郎俱帥兵衆、往圍其壘、又次郎及本村十介・園田掃

部奮戰死之、十五日遂拔取壘、早水金右衛門・山下伊

賀守・同氏早左エ門等有功焉、皇將東駿河守、未幾又陣于釘野・岩牟禮岡畷、亦委而遁、

一勝目兵右エ門覚書

豊後の國大友入道宗麟、日向へ大軍差下サルトイヘトモ悉ク打滅シ、生残タル者トモ漸々豊後へ帰り入る、

出陳の競ひ盡終て浅増かりし消息也、如何成者かシタリ⑩シ、落書シテコソ立タリけり、豊後衆ハむくらも

ちニそ似たりけり土持出て日ニ向ひ死す、薩广衆のふみころは⑩ナシせる田原殿少も口の聞所なし、其外数々

の哥を讀、悪口謗言シテソ立ニケル、去レハ肥前の龍造寺高信⑩出陳以前より敵ト成ケレハ、筑後・筑前・肥

後人々ニ心々ニ替りゆく、如此成ハ隈元の城越前守親政飽田・詫磨・河尻ハ大友家の公領成を蹴あけて知行

セラレケル、宗麟⑩是を聞玉ひ、然らハ城親政を退治スヘシトテ、豊後よりも大将を差越れ、肥後⑩口いまた大

友家を候ひケル、國中ノ一揆同心シテ隈元押奇攻戦ふ、大友方度々打勝けれハ、城の親政身の大事と成ぬるに

や、只薩广の旗下に參へきそと思ハレケル、斯思立ヌレトモ、海陸トモニ隔遠路自由ナラサレハ、商人ノ傳

ニシテかくと申入にけり、太守義久聞召、薩广口ニモ非ス、奥肥後ノ儀なれハ往還輒らし、互ニ約諾を成といへとも、加勢もナルマシキコト也、如何スヘキト思

慮し給ふ処ニ、鎌田尾張入道觀西此由ヲ承り、近國ノ大名郡司ケ様に申入事、他國ノ覺外聞宜キ子細なり、

御扶助ヲ被加候ハ、先足輕共ヲ差上せ、以後ニおいて肥後退治計策ノ其為ニ可然もや候ハんと被申けれハ、

太守一門宗徒の人々を召集、評定ヲソシ玉ヒケル、先薩广守義席へ調法し給ふへき由被仰⑩更、參ハ義席内縁成

ハ先志岐方を繰付、其續きく、巢本・神津浦・大矢野・雨草嶋中五人ノ人々を繰付れば、出水へ打越へ義席へ

對面シ、自是已來薩广の御旗下とそ被申入ける、依之遠路をしのかといへとも、隈本へ仰せらる、鎌田入

道觀西ニ田尻荒兵衛尉を相副へ、其外足輕三百余人相具して、見切トシテ隈元ヘノボラル、出水の警固共を

類船し、隈本の高橋の津ニソ着レケル、城の親政出合、叮嚀ニ賞翫し、世上の体ヲ談合シ、宇都へ申遣れけれ

ハ、伯耆の鑑高も聽て御慈ニソ參られける、近國ニハ相良、阿蘇家敵たるに依て、葦北表の海路風波を不嫌、

抛一命、敵中を武略して舟を乗上せ、肥州表の夏共具

に談合して帰宅せられける、自夫次第ニ肥後の通用安

かりき、誠に忠臣の至り也とそ申けれ、相良修理亮頼

房ハ其比より改名して義照と名乗れケル、去々年豊州

勢日向着陳の折節、大口表江色々念を掛られケレトモ、

武藏守忠元日向表の出張を差許され、大口へ住番セラ

レケル間、思ヒノ俣ニ難計シテ、今日よ明日よと時刻

ヲ候れける處ニ、豊後陳敗軍となれば、今ハ早、手持

あしくそ見えニける、されとも阿蘇家に一味して未隨

薩广ニ、依て天正八年五月十三日に、新納忠元計ニテ

菱刈・牛屎両院の軍兵三千余騎を催し、朴の河内の城

を攻落さる、麩椀野の岩牟礼といふ処に城を構へ、両

城差合ひ持せ玉へハ、相良彌敵と成にけり、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一〇八〇、一一一九号下同文ナリ)

156
【古物語】

一ふふの川内御せめ之刻、拙齋御くろう被成、桜川の城

御受取被成候、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一一二〇号下同文ナリ)

157
【樺山紹輝日記】

一天正八年庚辰、相良捨護のほうの川路忍取る、初より、

大口衆寄々人衆番候つれ共、懸番不調にて忍なとも付、

外ニ垣城戸なども、夜毎ニ引散す躰にてあふなき時分

ニ、樺山番所にて年を越候間、忠助自身罷渡為得心忤

者を少々差遣候而、遠見聞取無由断申付候間、次第ニ

敵遠く成行程ニ、此方より野伏をうつミ籠矢を射させ

て候之間、敵六ヶ敷思ひ成□砌、年の夜水俣城江コミ

矢、十一日、つなきの城ふもとへかくれ居て、築瀬名

字之者油断して城戸を明出けるを打取、壹人捕候而來

候、如此候而、二月之末ニ、水俣・つなきのあいにて

しかた仕候而、先々罷帰候、然処天正九年辛巳四月、

肥前龍造寺肥後南之関ニ着陣、同十三日、隈部ニ寄す、

①次 廿日之比、赤星殿落城、是ニ付て隈本之番も難成し

て無了簡、其故相良水俣を覚悟し、豊福迄持之間通路

難成也、先々水俣江御陳可被召之由候て云々、

(本記事ハ「旧記雜録後編二」一一四八、一一九五号下同文ナリ)

158
【長谷場越前日記】

一修理太夫義久様を可被奉頼之由を、肥州隈本の郡司城

賢入道一栗・同十郎太郎・同越中守親政也、
越前守父子三人同心ニ而、商人の傳節之言上を被致、

其故は海陸共ニ國々を相隔して、往還ニ不輒處也、右之旨趣を御請付者如何有べきかと御遠慮深重之砌ニ、鎌田尾張守入道此由を承り、從他國ケ様ニ言上致事外〔政年〕聞宜き子細也、被加御扶助候ハ、御番衆ニ足輕少々遣して可然もや有んとて、計籌其為に薩摩守義席より御才覚可有と、内縁中ニ相續き、〔彌正忠入道麟泉〕志木の島方被續付、其つゝきに巢本方〔上野介〕・神津浦方〔上総介鎮貞〕・大矢野方〔尾張守入道紹巳〕・雨草方島中ハ不殘御奉公とそ被申上、然者遠島を凌ぎ、城方に被御通ける間、上意之趣畏而承り、忝之由言上す、就夫鎌田尾張入道為見切と肥州隈本へ被登せ、田尻荒兵衛尉同心す、此外ニも薩隅日の足輕衆三百余騎を給て、出水警固衆類船之高橋之津に着岸す、隨而城方ニ出合て、世上の躰を對談し、近國の大名家ニ便方を蜜通す、相良に阿蘇家ハ敵方を致す故、芦北表の難海風雨を不嫌して、船を浮へる計ニ而海上を乗り上せ、抛一命事ハ守臣法、如此寄々の國中を武略して、亦ハ忍難渡宛小船波浪を乗り下して鹿兒島ニ參上し、御談合事終り次第ニ兵船取仕立て、薩州・肥州之通用ハ安中也、去間御一門ニ佐多常陸守為御番大將隈本江被登せ、川上

三河守栗野衆中を同心す、上原長門守〔高常〕・宮原左近將監〔景種〕者飲肥之衆を相具て出張す、頃者天正八年庚辰六月上旬ニ、薩摩出水の米の津湊を出船して、方々の島中を知略して、肥州隈本之内高橋の津ニ着岸也、翌日ハ城内の宮内ニそ被籠、城越前守父子三人を始として、地下之功者ニ蜜談し、萬方ニ山くゞりを被差越、俊長坊〔切切〕是也、被申試処ニ、阿蘇家之披官ニ御舟ノ宗運は難洪入道〔網〕を被致、彼等ニ與同す、矢崎の城主中村一太夫・青田の城主同名ニ太夫、北目ニハ合子藏人・小代上野守〔総一〕・大津山之者共ハ龍造寺に一致して、豊後方ニ罷成り、敵對を仕り、種々の謀略を被廻ける処ニ、筑前の住人に秋月種實・同種直并高橋・長野、高良山の八幡坐主〔鎮種入道紹運〕・三郎左門〔惟冬〕・草野・星野右三人の申状は、先年於日州豊州之敗北いたす砌ニ、各か命を助け被下て、其上ニ肥後の國境迄堅固に被送登、外聞実儀之御恩賞、何に僻ん方そなき、此時ニ報んと而筑州を方便りて、忠勤を被企志こそ神妙なれ、雖然敵中ニ而内證申事共者九牛之一毛欵、又大海の一滴と人々被存知也、今境目之手當〔時カ〕昨日を廻すへからすとて、事を左右ニ被寄刻、新納武藏守・伊集

院下野守・鎌田尾張守入道薩摩より打登、佐多常陸守^{〔久政〕}

川上參州・上原長州其外之諸軍兵ニ戰儀して、城越前^{〔高常〕}

守父子三人宇都顯高^{〔城主伯耆守〕}談合を被遂處ニ、彼両四人ハ一^{〔親賢〕}

途之忠貞を可抽事無余儀被申上、依其儀十月十五日、^{〔孝一〕}

矢崎の城へ軍兵を被指向折節に、天之瑞相を被示て、

薩摩方より数百艘の兵艘を被上せ、此城下ニ漕付て、

萬方よりとき作り、我先ニと詰登り、射付火矢を燃立

て及放火時刻也、敵之者共為方なさの余りにや、中村

太夫を先として、名字の者共手自妻子を切殺し指殺し、

切て出る處を、寄手の兵もの落合て、手柄の程を見せ

んとて、請つながしつ戦へとも、矢崎の城主ハ切り負

る日を急と見て有るに、酉の下りの事成れハ、夕烟と

消果し人の命を哀なる、味方ハ太刀を打勝て、敵城を

乗取て、其俣に翌日者青田之城江押寄て、儀になして

城内之者共を阿蘇家の方ニ送つ、三日宇都に留て手

負の人衆を養生し、又者戦死之人^{〔旅〕}を跡能く吊ひ得

させよと云より地下も境も更りて、知るも知らんも諸

共に、籠手のくさりをしほりけり、其日の戦死ハ誰

くそ、鹿兎島ニ市来備前守・長野民部少輔、飢肥ニ

上原内蔵助・黒木掃部兵衛尉・貴島源次郎・宮原與四郎此外數輩の戦死也、十月廿九日ニハ如隈本諸軍兵陳替を被致云々、

〔本記事ハ「旧記雜錄後編」二二六〇、二二七八号ノ抄ナルベシ〕

159

〔勝目兵右エ門覚書〕

一鎌田入道觀西肥後表の事共具ニ申上らるゝに、依之御評定被成ける、評定事早て、一家ニ佐多常陸守を大將

として、川上三河守栗野衆を相具す、上原長門守・宮

原左近將監飢肥衆相具し、番手として同八年丁辰六月^{〔庚〕}

中旬ニ、出水米の津より出船し、方々の嶋傳ひを智略

して、隈本の内高橋之津ニそ著ニける、翌日城の館に

そ入にける、城の親政・息の右京亮久基・二男の親基

父子三人を始として、執事或功煉の臣共を呼集、評儀

内談したりける、山法師俊長坊と云者を練として、諸

方へ差越るゝの処に、阿蘇家旗下美船の主甲斐入道宗

運一圓に不合就、彼等に与同の輩、矢崎の城主中村市

太夫右衛門尉・青田城主中村二太夫、北表ニハ合子ノ

藏人親為・小代上野守隆連・大津山越前守など、豊後

方ニして種々の武略を廻シケル、斯ル処ニ筑後の住人

〔全〕一天正八年辰十月十五日に矢崎の城に押寄云々、

に秋月筑前守種実・息ノ二郎種長・同舎弟ノ高橋九郎種直、高良山の執行良觀、草野將監鑑員・星野長門守鎮方、此等之人々申されけるハ、先年於日州の御恩何を以謝を以、此節御恩を報んとて、筑後・筑前を方便企忠勤志こそ神妙也、左様の躰なれハ、次第ニ御慈も出来なんとて喜び敢る計也、更らハ敵方の物沙汰に、六ヶ國の敵中ニ薩戸の軍兵立たるハ大海の一滴カ、枉弱の至り也とそ申ける、然に今境目の一行不可移時日とて、新納武藏守・伊集院下野守・鎌田入道觀西隈元へ打上り、佐多常陸守・川上三河守・上原長門守に取合、諸軍衆に談合して矢崎を可攻にそ定りける、城の親政・息ノ久基・親基、宇都ノ主伯耆鑑高、舎弟の鑑弘へ斯と申されけれハ、此人ノハ一途に一抽忠節志非違儀、殊ニ矢崎・青田・鴻浦ハ宇都・隈元の通路を塞ぎ、阿蘇家一味の者にて候程ニ、御企可然とそ申されける、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二二一六ノ号ト同文ナリ)

矢崎の城遂ニ攻破られ、皆悉く打死す、武士の憤輕一命夕の煙と消果し、其有様そあハれ也、薩戸方ハ打勝て、已に其日も酉の刻ニ成けれハ、皆宿所ニ打帰る由とさし申計なし、其翌日青田の城へ押寄れハ、和議を請て下城し、阿蘇方へそ行ニける、即青田・鴻浦をも受取、宇都へ三日逗留し、手負トモヲ休しに、矢崎の人ノ消息を、旅人も地下も知らんも諸共に涙を流し、あハれを催さぬ人ハなし、同廿九日にハ、諸軍皆々隈本のことく引れける、其後聽て薩戸より仰上せられ、青田・鴻の浦三百町の所を伯耆鑑高ニソ遣ハさる、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二二一八ノ号ノ抄ナルベシ)

〔全〕

一同十一月廿三日に、軍勢を二手に分て奥肥後合子表へ打出、窪田千町を放火して引退れける処に、合子カ勢を先として、大津山越前守四千余騎を引卒し、拳煙塵をて馳来る、互ニ矢師はけしく射合ける処ニ、親政の郎等ニ平川カ一黨三百計にて引ヘタル処ヲ、大勢切て掛レハ争カ忍フヘキ、已敗軍スル処ニ、薩戸の軍兵一同に攻掛て相戦ふ、其中に伊集院下野守と名乗て太刀

始をせられける、面に疵を受、太刀の下に敵を打取て高名をせせられける、肝付彈正・川上三河守・上原長門守・村田右衛門尉其外菱刈大膳亮・長谷場兵部少輔・宮原越中守・寺師刑部左衛門尉・上原勘解由兵衛・白坂藏人・落合豊後介・井尻主税助・福崎新三郎・曾木權介・山法師大乘坊以下各軍勞殊なり、又片表の一口ニハ比志島宮内少輔市來の勢を相具して、敵數百騎か中を蹴立て、縦横に掛分て出られける風情、無比類こそ見得ニける、續く兵に新納武藏守・息の刑部太輔大口の勢を相具して、不復と打て入、大将佐多常陸守モ打出らるれハ、諸所の軍兵我不劣とかけ入攻戦へハ、合子の大将に大津山越前守を始として、討取の頸數百三十余人なり、其外切捨ハ知さる也、各高名究つ、隈元へそ引られる、斯て月日も過行は、同十二月十三日に隈元を立、河尻へそ下られける、宇都・隈元の人々上下見物して、薩戸衆の行粧如何成天魔鬼神の勢ひも是ニハ過しとそ申ける、扱こそ名とけて功成てハ是天の道也と、疾々立や人ととて、同十四日の早天に、順風に帆を揚ケ、大小三百余艘の兵舟を一度ニ颯と駆

出せハ、一夜をこめて出水の浦米之津にそ着ニける、義席此由聞召て、太守果報威美敷御坐、各の御軍勞申計なし、いて祝申さんとて、次日ハ出水の城へ宗徒の人共、其外數十人の人々を請シ入、御賞翫とそ聞えける、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」二二八、二二八号ト同文ナリ)

162 長谷場越前日記

一天正八年十一月廿三日、肥後の國中合子表に薩摩勢を

合子藏人親重

討出して、久保田千町放火させて開せらる、処に、合子衆の先手として、大将ニハ大津越前守四千騎計引卒して、如雲霞懸來る、矢師嚴敷いからみて、打物取て切り入れハ、城方之披官に平河之一黨か三百計逃崩す処を、薩摩の兵もの請留て一同に合戦す、其中に伊集院下野守と名乗て太刀始を被成ける、則敵を被討取、面に切疵を得させつ、難儀至極之処也、懸りける刻に、川上三河守・肝付彈正忠・上原長門守・村田右衛門尉・上原勘解由兵衛尉・寺師刑部左衛門尉・菱刈大膳・長谷場兵部少輔・宮原越中守・落合豊後守・白坂藏人・福崎新三郎・井尻主税助・曾木權助・大乘坊軍

163

〔古物語〕

勞を仕る、又一表請取て致手柄兵者、比志島宮内少輔馬武者ニ而、敵數百騎を懸け崩さる、市來衆中も同心也、相續く兵ものニ新納武藏守・同刑部太輔、大口衆中同心す、此時の大將者佐多常陸守被討出、其外諸所之軍兵我先ニと懸け付て、合子方の大將ニ大津越前守を始として、討取る敵頸數者百卅余人なり、此外に切り捨者數不知、各高名を致し宛隈本へ打帰り、町口ニ而勝吐氣被作、鎌田尾張入道之扱も由々敷出立者、唐や張良の上古戦場の有様もかくやとおもひ知られけり云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」一一八九号ト同文ナリ)

一矢崎の御ちんにて拙齋御てから被遊候ハ、中書の相しるし敵より取申候、其時丸田休右衛門被申候者、中書の相しるしハ城に登申候、拙齋何とておそく御か、り被成候哉、さあ／＼御いそぎと申上候、其時拙齋よこいり被成候而、あいさあ／＼にて御登被成候故、城おち申候、比者天正九年八月吉日、丸田休右衛門年拾六、敵討申候數三拾六人討取申候、

164

〔勲功記〕

(本記事ハ「旧記雜錄後編」一一三六号ト同文ナリ)

一天正八辰五月、肥後相良領寶川内城者大口致隣接、兼
 此方之隙を相窺居候場所ニ御座候間、嫡子忠堯并甲
 水金右衛門・山下伊賀・山下早左衛門・有村隼人等ニ
 平日忍申付置、菱刈・牛屎之人衆ニ而可攻取手段見立、
 貫明様江成行申上、同十五日、忠元本村十助・園田掃
 部を案内として進發仕、其折御使平田又次郎到着有之、
 忠堯同伴にて城中ニ攻入、忠堯一番に鎧を合、又次郎
 者討死仕、此時伊地知重康茂其子小次郎重賢与平泉衆
 中を召列出陳、野伏之手ニ罷在、重賢等分捕ニ而敵三
 人討取、蒙深疵いづれも相働候故、城之主將東某も右
 城打捨退去仕、其勢ひに柵野城も攻取、岩牟禮城も捨
 去、皆共御領ニ為相成由御座候、
 一同年六月、是より以前、肥後隈本城主城越前守親賢
 親政とも、入道一要、同國飽田・託摩・河尻邊迄掠領候處、
 大友宗麟軍衆を隈本ニ遣、海陸取塞、隈本難儀ニ付、
 町便を以此御方江御加勢頼上越ニ付、忠元等彼を降伏
 為仕度、松原式部左衛門与申者ニ而吉田洞庵迄申遣、

洞庵より一要江申合、納得仕候ニ付、貫明様江申上、一先見切として鎌田寛栖ニ人衆三百餘添派隈本江被遣、人氣之向背被聞合申候處、相良義陽与阿蘇惟前之黨猶致敵對、其餘一要杯ハ弥御奉公仕候ニ付、同十月、忠元并鎌田寛栖・伊集院抱節等江被仰付、隈本江差入、一要并息男十郎太郎右京亮久基とも・越中守等ニ面談之上、老臣共ニ茂聞合、其比阿蘇之旗下三船城主甲斐民部入道宗運方ニ而與黨為仕矢崎城を攻べく与吟味之折柄、一要等之取成ニ而、宇都城主伯耆守顯孝茂御味方仕立候處、城兵必死ニ防出、忠元為乘塵取近く忍付候者有之、丸田久右衛門討取之、其外ニ茂久右衛門敵五人討取、いづれも粉骨相働候故、城主中村一太夫自殺仕、翌日又網田城ニ押寄攻圍、是ハ城主中村二太夫和降を願、阿蘇家之様ニ立退、両城共御領相成、然處同國合志城主合子藏人親重等大友方ニ而敵對仕候處、同十一月、忠元・抱節等何れも軍衆を引列彼表江討入、窪田千町致放火引返折柄、合子方之大将大津山越前守等四千計ニ而追駈、三百計集居候隈本勢ニ討掛及敗走候間、

忠元・忠堯大口之軍衆ニ加下知、其餘之大将佐多氏等いづれも相働、右之越前守以下百三拾餘人討取、就中抱節者役人大津源左衛門与申者を討取、左候而、皆如隈本引取、於町口勝吐氣取行ひ、同十二月、いづれも開陳ニ而為罷帰由御座候、

〔本記事ハ一旧記録後編二二二四二号ト同文ナリ〕

165

○〔天正八年水俣御陣賦〕諸地頭

清武

伊集院美作守〔久宣〕

〔此間十四五人略ス〕

大口

新納武藏守〔忠元〕

羽月

猿渡掃部介

曾木

新納治部少輔

平泉

伊地知民部少輔〔重康〕

湯之尾

梅北宮内左衛門尉〔後備後守〕
〔国兼〕

〔本文書ハ一旧記録後編二二二四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

166

○〔勝目兵右衛門覺書〕

一天正九年辛巳八月上旬の比、義久仰せ出されけるは、

かの相良義照其古を聞にも薩戸の質と成者也、近年北

原を追伐せんとせし時も後矢を仕り、又菱刈を退治せんとするにも大口に大軍を▽^⑧入置薩戸を△防く、故に三年の軍勞沙汰の限りなく、又大友下向の折節も隣所として加勢したりとも不悪、剩へ眞幸・菱刈江心を掛られし事、何より吳様の次第也、此節七浦江自身向ふて叶ましと宣へハ、一門宗徒の人々、御意尤の至也、然ハ早速其調法すへきこそ定りけり、境目なれハ先義帀陳場を見せらるへきの由仰せらる、鹿兒島より為檢見少々申受、先陳として横川平に陳をそとられける、其翌日、出水衆一家ニ出羽守実忠・切通左馬允足輕共を相具て、水俣城麓に差掛ル之処に、城中より出合、烈戦ひける間、出水^⑨及難儀引退れける程ニ、前川之渡瀬に迫着合戦し、即出羽守・左馬允をそ討取ける、慈の兵落合て、漸々手負を迎取、陳中こそ引入ける、去程ニ太守義久三州の大軍を引卒し、着陳之由仰出されける、相良此由を聞よりも、犬童美作守・息ノ軍七、八代之奉行東京亮・蓑田信濃守・高橋駿河守・宮之原周防介其外宗徒の究竟の者共をそ込られける、相良運命傾きけるかこそ申ける、去程に同九年八月十八日

に、三州の軍勢都合五萬三千余騎水俣城江押寄、陳をそ着られける、先八景か尾と申ヲ御陳として義久腰輿を居られ、二萬三千余騎にて堅らる、錢かめか尾と申所ニハ兵庫頭忠平一萬七千餘騎、出水陳と申ハ薩戸守義帀一万三千餘騎にて堅らる、去ハ陳を取て水俣の体を見給へハ、熊の牟礼と輕石か尾を陳ニ取給へハ、つなき・湯の浦の通路を塞く所也、然ハ陳を取れとて、八景か尾を差棄て出水陳ニ御坐を移されける、錢龜か尾にハ忠平ニ相從ニ伊集院右衛門大夫・佐多常陸守・新納近江守・頼娃左馬介・執事川上三河守・鎌田刑部左衛門尉以下宗徒の人々數百騎、熊の牟禮の陳ニハ左衛門大夫歳久・右馬頭幸久・凶書頭忠長・豊後守久親相從ニハ新納武藏守・肝付彈正忠・山田越前守以下宗徒の勇士數百人の人々、輕石か尾の陳ニハ中務太輔家久、相從河上上野守・椋山安藝守・大野治部太輔・桂常陸守・伊集院下野守・同名肥前守・同名美作守・猿渡越中守以下宗徒の侍數百人、其外三州の大名郡司御陳ヲ取囲ミ、堅く守護しける、去間城江攻寄せ間の垣を結廻シ、仕寄物見を作り掛ケ、大鉄放^⑩を打込入、本

陳を始として、諸陳一同ニ吐氣を動と作れハ天地震動

して、焔しく煙摩天ニ挙げハ闇かそ疑ハる、城中の人々切廻と成ければ、遁かたくそおもひける、されとも如何すへきやうなくして、一日二日と日を送りける処ニ、陳中より發句をして相良か方へそ送りける、

おちて皆又秋風の木葉かな 薩摩方より

よせてハしつむ浦浪の月 相良方より

眞砂路をとひ立雁の峯こえて 薩方より

如何なる人の仕つらんと申に、後傳へて人の申けるハ、鹿兒島の住人に瀧聞美作守と云人發句をして城中江送りけるに、相良方に奥越前守と申人脇句をして陳中ニ送り返しける、第三の句を新納武藏守又讀て送りたりしを、相良方功有人々是を聞て、ケ様の事ニ付てこそ人の吳根(呉根)も出来、又後の嘲共成もの也とて、其日より此を止二けり云々、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二二二三、二二三二号ノ抄ナルベシ)

167
〔五〕

一去程に水俣を取巻、晝夜無隙攻ける間、城内之人々ハ籠中鳥、網中の魚のごとくにして遁へき方もなし、

八代の宗徒の者とも皆籠たれば、相良の義照佐敷へ續き寄、いかにもして一陳攻破らんとおもひ、薩方陳の体を見られけれハ、大軍ニして其勢夥敷おほきを見て、不及其儀ニも力尽て思ハれけるか、自夫和談して籠城

者を助んとおもひ、水俣・津那木・湯浦・佐敷・一野瀬迄五ヶ所を去、改前非を、自今已後御旗下(行力)下ニ属す

へしと偏ニ被佗ノ間、前科を差棄られ、吳根(呉根)不殘疾ニ和儀可然の通り仰らる、相良喜ひ果して御慈ニ參られける、其時義照の嫡子佐敷へ差出し被加冠、義久鳥津の家之字久・忠之間可被名乗之由被仰、深水三河守承り、誠々忝次第也、自今已後ハ無二の奉公可仕之間、忠節の忠の字をと望申され、四郎太郎忠房と名乗ける、侵病早世なるか故ニ舍弟四郎二郎連續す、今の宮内少輔是也云々、

(本記事ハ「旧記雜録後編」二二二三、二二三二号ノ抄ナルベシ)

168
〔長谷場越前自記〕

一天正九年八月十七日、肥州之内苜北表水俣と云へる在城を可被攻、其為ニ先勢ニ薩方守義席鹿兒島衆を為見使少々被申請る、よ(二)かわびらニ御陣取を被成けり、

此日出水衆に切通左馬允、薩州一家ニ出羽守足輕を相具して城麓に被差寄処ニ、無程城衆出合て、きび敷坊^{⑧防}戦仕り及難儀ける間、出水衆ハ引退く刻ニ前河の渡瀬迄責付て合戦し、太刀下ニ右兩人被討取者、味方の兵もの落合て、手負の人ニ迎取り、陳中ニ被討帰て、扱同廿日ニハ、御太將義久様薩隅日の大軍衆を如山引卒て御乘陳を被成けり、然者八景か尾の御陳ニハ、義弘様三萬余騎之御太將ニて被堅メ、又熊之牟礼の御陳ニハ左衛門督年久、相ならんて右馬頭武萬余騎ニ而被固メ、又輕石か尾の御陳ニは中務太輔家久、相并て川上上野守、此外宗徒の軍兵を武万余騎ニて被堅メ、懸りける処ニ、肥州八代の住人ニ蓑田信濃守・高橋駿河守を始として究竟之者共ハ籠城ス、相良之運命傾けは、積悪余災と見得来る、間の垣迄被結せ、夜詰日詰ニ攻め成て、大鉄炮を被討せ、御本陣より始まれば、八景が尾ニ熊之牟礼・輕石か尾にあいの垣つもり番ニ打續き、天地も震動夥敷、煙も厚く立渡り、闇かと思ふ氣色也、其時ニ城内衆肝魂をくらまかし、山潜りて求摩の方ニ遣せは、相良義日は迷惑して御侘を被申上て、

預御赦免者あいの垣をひらかせて、致籠城人との一命を被助、御恩賞を忝奉存知、其御禮として佐敷・湯之浦・津奈きの城合せて三城捧らる、和平ニこそハ成ニけれ、同九月廿日ニハ、城受取として比志島宮内少輔を被遣、せびかぎを請取られ、八代衆地下共ニ在る所ニ送付け、安堵之思ひニ住す也、於爰忝く奉存知、別泪に沈ミ宛袖をひたす計也、故ニ御高恩を報ん為、相良方ハ對阿蘇家為手切弓箭を被致、高佐・堅志田・御舟と隈之庄の境目に岩下町を破却して、河のほりを放火させ退んとせしか共、既ニ運命極りて相良の小家も世に不立、御舟の猛勢打出て、隈之庄衆ニ取合て後切をせし故ニ、雖致手柄、義日の手勢ハ無人成り、一足不去ニ合戦し、其場^{⑧二面}則戦死を被遂、為恩社哀なれ、忠ニ進む侍之一枕ニ不殘討死仕る、就夫八代より御番兵を被申請處ニ、菱刈者近方とて、新納武藏守者兩院の軍兵を引卒して肥州八代江被立籠^{⑧走}、比者天正十年衣更着上旬に薩摩方へ御注進被申上、内手之軍勢時を不移掛續き、萬方の境目迄も計籌して、宇都・隈本の通用者海陸共安中也、扱又義日の子息衆ハ此年月住

馴し代々の在宅を名残惜しくも立別、求广ニ越ツ山被

成けり、如此子細ニより、小野・守山と松橋・小川之

為ニとて、花が山と云へる御城を被取せ、移衆少々被

指置、城主者木脇刑部左衛門ニ被仰付て、入番衆ハ求

广・八代衆ニさつま衆を被相添、亦日州衆も少人数在

番也云々、

〔本記事ハ「旧記雑録後編二」一三三四、一三六四号ノ抄ナルベシ〕

169 〔古物語〕

一水俣御ちん之刻、薩广より城を御受取被成候ハ此城ニ

而御座候と敵よりはりをうめ申候、其時市山ニ居中被

仕候馬場名字之人、其はりをこゑ、則せんし被申候、

然処ニ刑部太夫殿はりをきりおこし被成候而、此方人

数過分ニたすかり申候、今迄も其咄折々有之候、

〔本記事ハ「旧記雑録後編二」一三三五号ト同文ナリ〕

170 〔勝目兵右エ門覺書〕

一薩广の人々義照慈に参といへとも、其奥意の程いかな

らんと疑しく申合り、義照聞之出、去らハ對阿蘇家一

軍して、薩广の人々の晴闇意とて、其年の十二月三日、

高佐・堅志田表に打て出、東左京亮を始深見〔本〕・犬童・

養田・高橋・宮之原を先として、其勢五千計打て、堅

志田・美船の境目ニ岩下町と云処を破却して敵数打取

其邊を放火〔本〕堅志田の麓を破り相戦ふ、大方相良方勝

利なる処ニ、美船主甲斐の入道宗運、人ハ左ハなきも

のそ、日来一味同心の誓書を申かハせしに變盟、今日

阿蘇家ニ弓を被引事何より以いこんなり、天の道未違

誓、討いかてかなかるへき、倡や一師せんと打て出る

折節、義照ハ一師得利心安、遙後ひゞきの原と云所へ、

児や法師、或老たる者共相集て酒宴してそ居れける、

宗運尾影よりよせ来をおもひも不寄、吐と時を作て翔

出、慕覆て混打ニ、皆悉く討取れハ、義照も頓て討死

し給へり、左京亮是を聞て、今ハ何をか可護とて、即

打死したりけり、自夫志有侍共ハ思ノくに打死す、其

外之もの共ハ漸々八代に引帰る、哀れなる消息也、如

此なれハ、相良領分三郡足浮騒きあへる事、何にたと

へん方そなし、仍て自八代薩广へ番兵を申請らるゝ、

近方なれハ、新納武蔵守菱刈・牛屎両院の勢を引卒し

て八代江打入らる、漸八代静りぬ、然處に義照弟相良

大膳亮と申ハ、前津奈木の地頭にて有けるか、義照不

快して八代の谷山へ押籠られて御座ける、義照戦死以前に谷山を迹去、隅州眞幸へ打越、兵庫頭を頼みおハしける云々、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」一一二五二、一一二五四号ノ抄ナルベシ)

171 〔殿功記〕

一天正九巳八月、相良義陽此前ニ者北原被為退治候節致後詰、又菱刈被為攻砌茂加勢を遣し、又耳川御出陣之留主ニ者大口を伺ひ、此節又隈本等之番手共舟路不自

由ニ付、芦北邊陸路之相談茂許容無之、旁御懇ニ思召、

此月 貫明様初上、御兄弟様三州大軍被召列御攻伐被

遊、同十七日、先陳芦北ニ打入、同十八日、貫明様

御出馬、大口小川内巧ケ尾ニ暫御陣所被相建、同十九

日、先勢を以水俣城被為取囲、其節忠元茂御談合衆ニ

而大口人衆召列、先陣 中書家久様御手ニ付罷立、日

夜戦功相励候、寄手者城中連哥之贈答有之、

〔イニ秋風に皆又落る〕
おちて皆又秋風の木の葉哉

よせてハ沈む浦波の月

眞砂地をとひ立雁の峯越て

右通ニ而、其後者城中より句茂不得仕由、

薩方 瀧間美作守
相良方 吳ニ奥野共

薩方 奥越前守

新納武藏守忠元

172

〔此事他國ニ茂申傳へ聞書仕候者も有之、秋風に皆又落る木之葉哉、武藏、よせてハ沈む浦波の月、宗雲、と相見得、且水俣の城主も名字失念、入道して宗雲与為申由書記候得共、勝目聞書に右之通相見得申候間、三舟之甲斐宗連与聞誤為申ニ可有御座候〕
左候而、義陽城中之難儀を見兼、芦北七浦之内水俣城・津奈木城・湯浦城・佐敷城・市之瀬迄五ヶ所進上ニ而致和降度、息男四郎太郎等兄弟を人質ニ差出被相願、同廿日、囲も被為解、同廿六日、義陽佐敷江參謁 貫明様被為逢、此時勝吐氣之儀者忠堯与川田駿河守義朗に被仰付、為相勉由御座候、

(本記事ハ「旧記雜錄後編」一一三七号ト同文ナリ)

有村隼人正御奉公仕候條々

一 肥後ほうの川内城忍候事、〔天正八〕 庚辰之年十月、

一 其後壬午ノ年、肥後ひ、らの城忍ニ三城衆伊地知丹後〔天正十〕

守殿・逆瀬川豊前殿、大口衆園田丹波殿・有村隼人〔重政〕 佑〔忠正〕

此人數忍ニ而、同十二月十日ニ被召取候事、

一 乙酉ノ年閏八月十一日より同十三日迄、阿蘇家被召〔取候力〕

納武州肥後三舟之地頭ニ而候、後分別を以又豊後へか

らくくりを入られ候、其同時野尻殿を御からくりニ、新

納四郎左衛門殿・有村隼人佑〔忠正〕兩人被遣候、然者野尻殿

寄合之衆二心有之由見切、野尻殿親類衆を人質ニ取、

無何事被〔退カ〕取候而、其正月十三日ニ、高森と申城をか

らくり被召落候事、

〔天正十四年〕

一 其後六月、豊後入田殿薩摩方と被申候へとも、眞実不

相知候間手形可被出之由、其使隼人被遣候、同手形之

檢者平田豊前守殿・濱田民部左衛門殿被參候事、

一同年十月廿日ニ、豊州へ此方より被成御打入候、其前

ニ豊後入田殿之使吉良甲斐、志賀殿使大塚右馬助出合

候、其談合ニ隼人被遣、豊後入之様子談合申究候事、

一 豊後へ被召入候舟か城を隼人佑見切候て詰取候、其時

城数四五ヶ所御手ニ參候事、

一 豊州房かはたと申城を隼人からくり取□大口衆卅六人

被召付、隼人へ城主被仰付御番勤申候、然處地下衆心

替申候故、上下十八人戦死被申候、右付衆之内四人内

田殿〔マ〕・紫村殿・山元殿・池田殿者隼人へ付通戦死被申

候、其名字に今大口衆中ニ而相續跡式有之候事、

右者、 惟新様より隼人御奉公之條々、任御尋書

付被差上候留也、但御取次本田源右衛門殿、

慶長十八年

正月廿四日

有村隼人

173
〔家藏〕
覚

一 鬼神太夫之刀三尺余 丸田休右衛門

但武藏殿より拜領

右者、庄内合戦之時武藏殿より被仰出候ハ、今日太刀

初仕候者へ、右刀 龍伯様より御拜領之御腰物ニて候、

可被下之旨被仰出候、則其日休右衛門敵式人打取候故、

早速被下候、

一 矢崎合戦之時、敵七人追掛候付、右休右衛門鎧ニ而五

人仕留候ニ付、式人ハ逃走由候、又武藏殿被召候ちり

取ニ敵忍付候を休右衛門打留候、然處敵大勢追掛ケ參

候故、武藏殿へ三人之死骸取掛、自分も式人之死骸を

取掛り、則打死之躰ニ而候故、大勢掛通候、依之其後

武藏殿御本陣へ御帰被遊候、

○大閣様

はなのあたりを松虫そせ、る

武藏殿

覚

肥後佐敷之城御責之時、忠元大口より人数差向申之由、
佐敷江其聞得有之、致用心ニ付、心能難責落、家来馬場

上ひけをちんちろりとひねり上

右者、曾木天道川ニて 大閣様へ武藏殿御見得之時〇

大閣様より稻荷をすへたる甲一刎拜領被遊之由候、

一武藏殿へ御奉公之内、休右衛門一手ニ軍排ニ逢候敵卅

六人仕候由、短尺之裏ニ有之、于今格護仕候、

一武藏殿使僧ニ全昌と申曹洞宗僧相勤被申候、俗姓佐々

木氏にて、武勇之志有之、御座候常ニ黒馬立置被申候、居所

ハ大口千足町寶勝院ニ而候、

〇天正九年辛巳七月及衆行誨方祭事

正文在大口郷
天正九年ミかのとの七月

一飯之米之つかいはらの分

廿一日ニひ物細工の白米二升二合

又地頭申飯之米三升にて候、人数上下十二人、

前後之行爰に略ス、

シラシラ走左衛門江申含、往来之旅人ニ取仕立、佐敷罷通らせ候

処、彼表ニ而走左衛門へ尋候ハ、大口之新納武藏当城を

責落之支度いたし、人数揃有之由ニ相聞得候、薩州より

罷通候旅人と相見得候、右通之次第見掛不申哉と申たる

之由、其時答候ハ、成程罷通候、大口ニ而ハ関狩と申而

狩集之勢揃ハ有之由ニ承候、軍陳之勢揃ニてハ無之候と

相答候、其時佐敷方案ニ落、用心之心掛相やミ候儀を相

伺、急ニ責入申候故、其節致落城候、天正八年より十年

迄之内ニ相見得申候、究而年簡書記無之候、右答之趣、

武藏より走左衛門江委細申含答さ〇せ候、其翌年より関狩

之号難取止候之故、大口・羽月・山野三ヶ所打寄、正二

月之間二年々致狩立、其首尾山奉行江申出来候与申傳候、

但天正九年辛巳九月廿日、水俣之城御手ニ入、

右、御用之由承知仕候付、書記差遣申候、

〔安永五年申〕
三月十七日

〔久徳〕
新納内藏

右者、小松帯刀殿より関狩之次第拙者方江相知居申候由
ニ付、發起御札被仰渡候、右御用見合相成申候由、直ニ
致承知候間、右之通申傳罷在候趣口達相添、三月十七日、

直ニ差遣申候、尚又大口ハ委細相知罷居可申と相考申候、
此上御用ニ候ハ、申越、何分可申出旨茂申達置候、以後
為見合記置候事、

(安永五年)
三月十七日

(新納久徳)
内蔵

176 一 小川内浦御旧式之御関狩相始候者、慶長拾四年、新納
武蔵様大口江居地頭之節、肥後國芦北郡七ヶ外城地頭
佐敷江被為居候處、彼城御せめ被成御用意ニ而、武蔵
様菱刈七ヶ外城衆中并中宿町百姓被召列、御用意被成
候一儀、佐敷地頭風聞ニ被聞召付、武蔵殿手勢佐敷城
ニ敵勢を被向候由、然者用心と有之、肥後國津奈木之
内錢龜ヶ尾へ用意被成、籠城有之候由、其旨を武蔵様
被聞召付、丸田利兵衛より五代之先祖丸田筑後江御使
被仰付候者、武蔵様より樽肴御持せ被成意趣者、各御
事此節、新納武蔵より敵勢を茂被向候由を被聞召付、
其御用意ニ而彼之錢龜ヶ尾江籠城被成候由、其儀者少
茂左様成儀ニ而者無御座候、當年より持月浦関狩相始
申事ニ御座候、何れ茂下城可被成旨、筑後より口達ニ
而申達候得者、扱ハ左様成御用意ニ而御座候哉、於其

儀者其通可致与有之、其通彼方落着被致候ニ付、其場
罷立、筑後罷帰申候処、小川内上場時佛之邊ニ而武蔵
様出陣ニ参合、其首尾申上候処、則御氣悦ニ而、武蔵
様肥後之内百間ヶ尾江勢揃為被成之由候、然處肥後勢
より、武蔵殿勢揃ハ百間ヶ尾江可有之与敵陳方より相
考、前以百間ヶ尾江はりをうめ置候由、然處ニ武蔵様
勢之内馬場走左衛門と申者右針を不思こへ申候処、則
時相果申候由、左候而、無紛御取合ニ付、右錢龜ヶ尾
則時ニ落城之由、早速御帰被成候節、御帰品ニ右惣人
数ニ而持月浦御関狩為被成之由候、古者菱刈七ヶ外城
衆中二男三男并中宿町百姓共御狩ニ罷登候由、今以右
謂以例年御旧例之御関狩有之由候、然共菱刈之内四ヶ
外城不罷登段、何比より相廻候哉相知不申候、右申傳
之段、丸田仁左衛門祖父丸田休右衛門より申傳置候、
古キ書留等者無之、唯只口達ニ而申傳置候付、如斯ニ
御座候、以上、

享保九年辰閏四月廿五日 丸田利兵衛

176の1

右者、爰元小川内御関狩何比より相始候哉、承届申上候

177

※

様ニ被仰遣置候ニ付、段々承合申候得共、究而之儀相知不申候、然者亡丸田利兵衛申傳之儀を被留置候儀、写を以申上候、私相考申儀者、年号慶長拾四年、前天正年号之時分之比相始為申筈と奉存候得共、外ニ承付不申候、尤所役所ニ茂尋方仕候得共、寛永十一年以前之儀者火事座ニ焼失仕すたり申候ニ付、相知不申候、此旨申上候間、被仰上可被下候、以上、

申七月二日

新納勘七郎

竹村喜之助殿

九州の内筑前國か肥前國かにミなまたといふ城有よし、城主ハ入道して名字失念宗雲籠城いたされ、寄手薩戸侍二色武藏かの城にむかひ責た、かふうちに、むさしかたより矢文にて發句つかハし候、

武藏

秋風にミなまた落る木の葉哉

宗雲

よせてはしつむ浦波の月
如此脅をいたされ、城中より矢文の返しいたされ候処ニ、又々武藏かたより、なかくの御籠城にて御氣もつまり候ハんま、陣中へ御出なされ、一會興行仕た

178

く候よし、かさねて箭文を以申されし所ニ、宗雲敵陣出、百韻いたされしよし、いまにかの國の内にあるよし、去仁かたられしま、書付侍り、誠名将たらむ人は心もすなほにやさしき事、義理のつまりたる事也、

※(行間)

「此古書付、磯永孫四郎と申人、曆学稽古ニ付京都へ在京中に見出し被持下候を見候而、本書の通に寫置也、書手名不相知、此通ニ而候事、宝曆己卯閏七月十日」

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三二八号文書ト同一文書ナルベシ)

一肥后合志合戦之時、伊集院下野守殿大津源左衛門尉御討取候処ニ、源左衛門第六右衛門掛付参候ニ付、越中伊集院久利右六右衛門を討取甲候処ニ、新納武藏守殿・圖書頭殿より之御状寫、新四覚悟仕候故、左ニ相記申候、

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一六七・一三二九号ト同文ナリ)

178の1

以上

懸飛脚を以申越候、仍此度肥后於合志ニ、伊集院下野守与大津源左衛門尉一戦、大勢寄来候敵を追拂、

其上大津六右衛門尉討取被成候故、下野守危キ命を被助候、則達 上聞ニ、御褒美別紙ニ而御給被成候、

仍状如件、

八月廿二日

新納武藏守

在判

(島津忠長)
圖書頭

在判

伊集院新介殿 (久利)

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一六八・二二三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

179 「在正本村田清右衛門家小掛物」

○ 天正十年八月廿五日青木天神法樂

かよふ野の萩や小鹿の思草 〔本行十年の所に直ス〕

忠元 〔ミミ〕

天正九七諏方法樂に、

立ましる松も一しほの花野かな

▽ ⑩忠元 △

同秋芦北於陳中、

みるめをもち鳴秋の海へ哉

同於陳中ニさしむきのつなきと云城⑩敵城をミテ、

露をはにつなきと、むる草もなし

九月晝

けふハ秋別行ともよしさらは

物いひかはせ忘形見に

(本文書ハ「旧記雜録後編」二二三三〇号文書トホテ同文ナルベシ)

180 「真本家藏」

○ 星野九郎殿 御返報

新納武藏守 忠元

如仰連々雖可申承候、立柄就不自由、無音罷過候、誠所存之外候処、預御懇問候、本望此事候、仍肥州表之儀、無残所屬御所勘候、千勝萬勢候、就此等之儀、太刀一腰并百疋被懸御意候、御丁寧之至吉悦至極候、殊筑後表之儀、御談合最中候之処、豊陣敗北之由候、尤目出候、弥諸口御静謐不可有程存候、雖無申迄候、倍以御賢慮貞心之御覚悟專一候、委細猶御使者申治候条、不能詳候、恐々謹言、

天正九年 九月廿六日

▽ ⑩新納武藏守 △ 忠元 (花押)

星野九郎殿 御返報

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二二二四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

181
○ 以上

御書面令拜見候、仍芦北表之退、百姓為被召帰、加藤殿より被申候哉、可相帰之由被仰付候、去々年通ニ皆々帰申候、残而罷居候之者、於彼方角不忠仕たる者ニて候、縦爰元ニて被討果候共、罷帰間敷由申候、殊更出家など迄も百姓と申候て日記ニ書乘候、ケ様ニ内之角と迄も細ニ書記申候事不審候、如此之儀者、當時御用ニ罷立候共、境目ニ罷居候役ニ被成御尋度候、無其儀御返事被遊候、乍恐不致合点候、併以糺明老人成共可相帰候、大口表へ数年雖被申候、此方より無余儀走者共候条、互之儀ニ候者御談合可申之旨申切候間、於其地被申候之覽、惣而出水へ子有、大口へ親有者共候、被聞召合、同前ニ申度候、何篇境目之儀頼申候仁へ相尋申候て、一人成共可帰申候、為御納得候、恐惶謹言、

新武入

正月廿六日

為舟（花押）

榎山權左衛門尉殿
（久高）

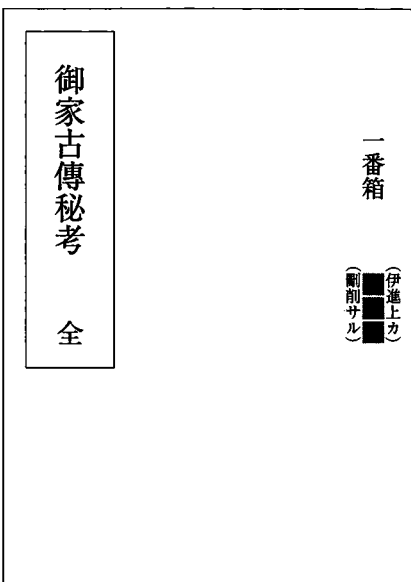
圖書入道殿

参貴報

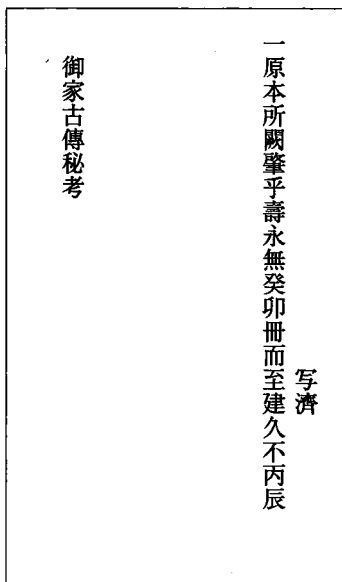
〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二二二六五号文書ト同一文書ナルベシ〕

御家古伝秘考

(表紙)



(中表紙)



(別紙)

1

「續世継目録のつきニ、やよひの十日云々、端書やうの中「六年ナラン」に、よつきか申をける万壽二年より、ことしハ嘉應

庚寅

百四十二年

二年かのへとらなれば、も、とせあまりよそちの春秋

「六カ、三ハ合ハス」

に、三とせはかりやすきぬらむ、世はとつきあまり三

つきにやならせ給らんとそおほえ侍る云々、

いまの一院のミヤたちハあまたおハしますとそ、きさ

「成子」

きハらのほかには、たかくらの三位と申なる御はらに、

「守覚法親王寛性」

仁和寺の宮の御むろつたへておハしますなり、またわ

「時年二十一ニ當ル」

かくおハしますに、御おこなひのかたも梵字などもよ

「高倉宮」以仁王

くか、せ給ときこえさせ給、つきに御元服せさせ給へ

「永應元年十五ニテ元服也」

るおハしますなるも、御ふミにもたつさハラせ給、

「時年二十三當れり」

てなどか、せ

ておハします給と聞えさせ給、その宮もミヤたちちまう

「輿殿入道・眞性僧」

正・三宮・仁和寺宮道性ノ三四人ナルヘシ

けさせ給へるとそ、おなし三位の御はらに女宮もあま

「亮子」好子

たおハしますなるへし、伊勢のいつきにて姉・おとう

とおハしますときこえさせ給ひし云々、

右通、嘉應二年迄の事か、れしとミへれハ、三宮ま

て三人の宮達ハ生れ居給ならん、道性者庚寅の生なれハ、春中共ニ誕生ならばきこえ侍らんと奉存候、
残多事ニ御坐候、

〔本文番ハ「萬津古伝秘考」ノミニアリ〕

〔後〕一相馬氏古系圖等、忠久公高倉宮に被祝給と為書ニ

付、北陸宮御事欵之考、

〔前〕一御家傳藤丸・鳩作者東鑑ニ出候吠丸・蒔鳩にて、從後白河法皇御拜領歎之考、

去五月、御家古傳之秘説ニ向け舊編等探索仕、心付候義共無腹臆可申上旨、不容易御藏書迄被相下ケ、難有蒙御内命、いまた愆而拜讀茂不仕、重疊恐多奉存候得共、是迄之御記録者、寛永年間上り御系圖以後平田清（國明）右衛門江編集被仰付、其後者田中五右衛門等江追々續編被仰付、皆共骨折仕、古御系圖・御文書等者勿論、御領内舊記・文書等之探索者為行届苦御座候得共、可惜儀者、日本史抔其已後安永七年被寫取、玉海等者此節被相下ケ、殊ニ日本史茂比企傳等者脱了有之本ニ御座候得者、丹後局 二條院江御奉公ニ而被補内侍候事

さへ相知れ不申、夫故東鑑等ニ明白出居候事茂、皆共餘所に見過來、況玉海等江致開涉候事共之有無全可存訳無御座、今般難有拜讀被仰付候間、誠以恐惶至極、殊更 御大切成御家傳少々及相違儀茂御座候得共、心付候事共左条ニ申上候、

201 玉海 壽永二年八月廿日壬子天晴、此日有立皇事、高倉院

四宮、御年四歳、母故正三位修理大夫信隆卿女、兼日類有其沙汰、先以高倉院兩宮（案説カ）三四 被卜筮立第一、之處、官共申一吉之由、其後女房有

※2 夢想事、子細見先日記、四宮可立給之由也、又義仲引級坐加賀國之宮、子細見上、

如此之間、更又有御卜、今度以四宮立一、加又卜申一吉之

由、第二半吉、第三不快云々、以下形遣義仲之處、大

忿怨申云、先次第之立様、甚以不當也、依御歳次第者

以加賀宮可立第一也、不然者、又如初可被為先兄宮、

事躰似矯飭、不思食知故三條宮至孝之条、太以遺恨云

云、然而一昨日重遣御使、僧正後院、木曾之定使也、數遍往還、ナラシヒニ懣申

可在御定之由、仍其後一決云々、

※1 九月十九日辛巳陰晴不定、北陸宮加賀明日可有入洛、

今日就寺云々、

九月廿日、入夜人傳云、義仲今日俄逐電、不知行方、
郎従大驥、院中又物念云々、

廿一日癸未傳聞、義仲一昨日參院、被召御前、勅云、
天下不靜、又平氏放光(逸カ) (事カ)每年不便也、義仲申云、可罷向
ハ、明日早天可向云々、即院手取御劔給之、義仲取之
退出、昨日俄下向云々、

※1
(行間)

2の2 「百練抄此年九月十八日、北陸道若宮故三条宮御子、六歳入洛、自院被奉

迎之、

同廿日、左馬頭義仲為追討平氏下向西國」

※2
(頭注)

「此玉海又ハ百練抄ノ拔書ハ、義仲カ奉仕セシ北陸宮ヲ三ノ宮
ト誤タレハ、此ニ無用、削去ルヘシ」

右通相見得、其頃平族縁海之諸所に押寄之由聞へけ
れハ、法皇より討手を行家ニ被仰付候処、義仲相
拒む趣有之、義仲江右やう被仰付、直ニ下向ニ而播
磨に至り、同十月、備中に趣き、閏十月一日、先手

2の3 「後」

東鑑文治元年乙巳十月十九日戊辰、法皇御護御劔去年

之将卒平重衡等と水嶋に戦ふ、依之 安徳帝之御船
讃州屋嶋ニ被着候処、義仲進て屋嶋を攻んとせし折
柄、義經頼朝之代官として、数万之兵を率て入京師
と聞及、又兵を帥ひて同十五日京に還り、増日驕恣
相成、竟謀反して京師を猾るに至る故、翌三辰正月、
法皇頼朝に勅して義仲を討しむ、仍て弟範頼・義經
を遣はし義仲と戦ひ、同廿日、粟津にて為討取与御
座候、

紛失、去比江判官公朝キントモ求得之、令獻上之風聞之間、今
日二品以御書被仰公朝云々、是以左典厩太刀所被奉獻
也、吠丸ウヰマル・薛鳩ハト云々、先考御重寶再備朝家御護之条、
※ 依為御眉目、今及此儀云々、

廿日己巳、御堂供養導師本覺院僧正坊公頭下著、所相
具ツ廿口龍象也、参河守範頼朝臣相伴参著云々、彼朝臣
今夜即参二品御所、申日来事、去月廿七日、自西海入
洛云々、於鎮西尋取仙洞重寶御劔丸、今度進上訖、
是平氏黨類、壽永二年城外之刻、清經朝臣自法住寺殿

取御劔ギョケンニ腰コシ吠丸、其隨スイ一也云々、

※(行間)

2の4

吉記此年七月廿五日天晴、高倉宮御事聊風聞、但難受事欤、
(信脱カ)

号宮之者坐三井寺云云、不可說事也、廿七日天晴、地震猶不(止カ)休、廿九日天霽、高倉宮一定御坐之由風聞云云、未曾有(止カ)夏也、地震猶不(止カ)休、

2の5

玉海文治元年乙巳十一月十三日壬辰天晴、關東武士多以入洛云々、參河守範頼為大將軍可上洛云々、或云、為奧之疑留置板東云々、實說未聞、

十四日癸巳傳聞、三條宮息年來被坐北陸之宮、生年十九、雖加元服、未有名、一昨日入洛、賴朝之沙汰云云、

右通見集候趣を以參考仕候処、其頃 仙洞御重寶吠丸・鵜丸・蒔鳩三腰相見得候内ニ而、源氏重代膝丸を一往吼丸与茂為唱事劔卷ニ有之、又鵜丸者保元元子七月、崇徳上皇より為義を初而 白河殿ニ被為召候節為被下事、保元物語ニ御座候得者、前文左典廐義朝御代 皇家江献上、法住寺殿ニ御寶藏為被成置茂、即其吼丸・

鵜丸ニ可有御座、然処壽永二卯七月、平家奉 安德帝

西海江没落之節、左少将清經右之吼丸并鵜丸を茂取出し致出奔候由、然共參河守範頼追討之節、於鎮西鵜丸之分ハ被尋出、文治元巳九月廿七日、西海より入洛之砌、法皇江進上被仕置、其時迄者吼丸之在先キ、且蒔鳩之事扨何共不詳候処、前文 安德帝没落以後京師無主ニ相成、同卯八月、皇子方之内ニ而即位之御擇有之、義仲より第一故高倉宮御至孝之令旨ニ而、平氏茂速ニ令没落、正敷其御子北陸宮御年茂相増、殊ニ義兵之取起ニ付而茂專御力ニ被為成候間、再三可然旨為及奏聞ニ事共、右通御座候得共、左様之御詮茂不被為立、故宮之御為ニ者御次第 高倉院第四之宮鳥羽帝 即是後同廿日、僅御四歳ニ而皇太子ニ被為立、自其無御間茂從 法皇被為迎ニ付、同九月廿日、北陸宮御入洛之筈ニ而、其前日寺迄被為着候節、義仲參院、法皇御前江被為召、平家追討之事等段々、勅宣之上、御手自御劔を被下、義仲受取退出、翌廿日早天、為平氏追討俄致下向候事、

※(關注)

「百練抄壽永二年癸卯九月

十八日、北陸道若宮故三條宮御入洛、六歲、自院被奉迎之、

廿日、左馬頭義仲為追討平氏下向西國」

(本記事ハ二の2号ト同文ナリ)

右通玉海・百練抄ニ茂相見得、其砌者、吠丸茂鶴丸茂
 西海江持出し居候跡ニ御座候間、其為被下者決而 法
 皇御護御劔蒔鳩之事ニ相違有御座間敷、左候而、義仲
 事右御劔為受取、翌元曆元辰正月廿日、於粟津遂戰死
 候間、暫者御劔之在先キ不相知候而、翌文治元巳年よ
 り者去年紛失与為被書茂相當候、然処其巳十月、大江
 判官公朝右之蒔鳩并吠丸二劔共求得候而、 法皇江獻
 上為被仕与之風聞 頼朝公被聞召及、同十九日、公朝
 江以御書先考為被献置寶劔、再ひ 皇家之御護ニ為備
 を被為賀候折柄、範頼被為進上候鶴丸茂、合而三腰共
 皇家ニ為被備筋御座候、左候処、無程同巳十一月十二
 日、 頼朝公御沙汰を以、 北陸宮御年十九ニ而御入
 洛為有之事、右通玉海江被記置、遺憾成事ニ者、右等
 御拜領与之明文無御坐、然共現在此 御方様江御代々

御寶傳被遊來候膝丸・鳩作、即右之吠丸・蒔鳩ニ餘程
 符合仕様被相考、其上初發義仲江右蒔鳩之御劔為被下
 茂、北陸宮御入洛之前日ニ候間、北陸宮江被為賜候、
 御執次を義仲江為被仰付哉、其身拜領為仕筆□茂難見
 受、且 頼朝公御沙汰ニ而、右通御入洛為被遊茂、右
 吠丸・蒔鳩等之寶劔 法皇江為被相備翌月之事ニ御座
 候得者、何分右御劔之事ニ付、乍兩度御入洛為有之様
 被考合せ、殊ニ前文通 立皇之御擇ニ迄被為入、其詮
 茂不被為立、御年茂十九被為成、別而御無興之 御入
 洛御座候得者、旁以 法皇茂厚キ御愛懸被為在、立
 皇之御曳替實而者之 思召、且者在々西國御鎮守之節
 刀為旁、右之源氏重代吠丸与御護御劔之蒔鳩二劔共、
 其節御拜領為被遊御事ニ者無御座哉、左候而、同十八
 日、 領家政所より茂下文を以鎌倉御沙汰之通、嶋津
 庄下司職御補任ニ而、翌文治二午六月一日、関東御立
 西國御下向と古御系圖ニ茂御座候得者、前件 頼朝公
 御沙汰ニ而、 御入洛よりハ一先如関東御帰為被遊筋
 ニ而、翌夏右通西國御下向有之、其節於京都 法皇御
 挽留、高倉宮に為被祝置与之御左右関東江相聞得、

頼朝公大に被為怒、及廿一度御託言為被仰上与之義共、篤与勘考仕候処、新帝之皇父、高倉院より、高倉宮者御庶兄ニ而、其御落胤ニ被成御座候故其上其年、新帝御六歳、北陸宮者御十九ニ而、増倍計御歳茂無為増、殊ニ義仲守立御武威等諸國之民望茂為被為屬御宮ニ候間、何分御謙遜、思召哉候半、山田聖榮杯為書置通、同く者天下ニ茂無御構、僻遠之地を御知らせ給度旨、丹後局折々大江廣元、齊院次官親能杯江御口入為有之由、是第一當時之御忠義ニ茂被為叶御時宜ニ而、是非与被為及奏聞、廿一度目之時、法皇茂頼朝之申茂理也与御納受為被遊ニ可有御座、夫故右通御重寶之吠丸等茂世之人物を被為避候計ニ、小十文字与、頼朝公より劔号茂御替候而被為賜候半、御家第一之御重寶ニ而、餘程格別成御訳被為在候而社、古来昼夜御番人を茂被仰付置、應永年間杯者、御番人等数多遂戦死候事共、細事左之通御座候、

一其後天下ニ成、依之忠久承久年中ニ、關東方ニ而宇

治川之先陣渡合戦之時、一腹ノ舍弟忠季關東方ニ而、其子忠經京方ニ而打死、忠久其時之御旗小十文字ノ御太刀・御鎧・綱切打刀・御鞍于今有、

一忠久宇治川御わたし候時めされ候御よろい、繩切太刀・御鞍・あふみ、いさこ忠長にまいり候事、人ふしんニたて候、當家御屋かたニこそあるへしと申候、久經はしめの御子ハ忠宗と申候、御母ハつらひ候て御いりなく候、後又かミさまをむかへ候て、忠長をもち御申候、忠宗のためにハけいほにてハたり候つる間、上さまのこ、ろニハた、なかニ世をまいらせ候するとおほしめして御入候つれ共、久經ハ、世ハ忠宗こそ御もち候するとおほしめすに、當家ニつたハリ物共を、上さまのおさゑ候てめしおかれ候ほとに、久經もちからなくおほしめし候て御いり候つるか、忠宗をちかつけ、御意候やうは、當家の御もんそだに被取たらは、其外の物共ハとらす共候てことお、せ候て、枕のうちニもんそを入候て、我前ニよひよせてせんかん仕候て、

2の9

「山田聖榮日記」

一 忠久ハ念佛宗時宗ニテ御座候、法名道阿弥陀佛与奉申、御禪門名者 得佛与承傳候、朝夕御看經被遊候、鐘題者、面ニ弥陀三尊御座候し、下ハ具(貝カ)すり緒ハたくほく

「今」いまの枕にてなけうち申へく候、其時枕を取候て、御「忠宗より小十文字」前をたち候へとひそかにたんかう候て、御もんそハ「此」共「と」めされ候「方」たへま「参」いり候、其後た、なかニ御たんかう候て、忠宗「忠長」ハ小十文共ハめされ候、縄きり太刀ニ御くら共「駭」ハ「今」い「伊作」ま「止」い「不審」さ「不審」忠長ニと、まり候、人くふしん申候する時ハ、かやうニお、せべし、

右通相見得、御三代様之御比より、小十文字ハ何れ御嫡と御付授為被遊来御重寶与被考申事御座候、扱又宇治川渡を忠久与為書置者傳聞為誤ニ可有御坐、東鑑承久三巳六月十四日、宇治川合戦討敵人之列ニ、嶋津三郎兵衛尉七人、内僧一人、生勇二人与御座候間、忠時公御事ニ者別条無御坐候、

2の11

「舊記」

師久ヨリ七代

一 氏久御時、氏久御重代渡申候、一ニハ飛彈ノ太刀、二ニハ血吸太刀、三ニハ骨ハミ并ニ大十文字・小十文字、

2の10

「島津相馬氏古系圖」

一 貞久ヨリ師久江寶ヲ渡申候、飛彈太刀、二血吸、三骨ハミ并ニ大十文字・小十文字、鳥切・虵丸・松風ト云琵琶、阿彌陀三尊、小袖ト云太刀、以上渡申候、

ニテ候、琵琶も候ける也、御笛ニハこまも副而錦之袋ニ入、必ニ弓馬之道計御嗜ニあらす候云々、右通相見得、盛衰記ニ治承四子五月十五日、高倉宮夜中三井寺之様御忍出之節、御笛・御琵琶等御遊之具被残置、於其中小枝と云漢竹之御笛別而被為愛惜ニ付、長谷部信連馳帰為取上事、又ハ南都江被趣時、蟬折笛を金堂ニ為被納事共御座候間、右等之品共ニ而、聖榮杯時代迄ハ御重物之中ニ為被備置ニ者無御座哉、弥陀三尊と琵琶之事ハ左条ニ茂被載置御座候、

鳥切・虻丸・松風ト云琵琶、阿彌陀之三尊、小猫ト云太刀等也、

總領上総介伊久ヨリ、御重代ヲ自山門院祇堂院鶴田之内城ニライテ御渡之時者、自總州方阿蘇谷殿・石塚殿也、奥州方ニハ山田出羽守忠興・伊地知民部少輔法名福門也、秀弘老僧月峰ト云一菴主也、

右通大同小吳ニ相見得、虻丸・蚶丸、小袖・小猫之類傳寫之誤、孰宜共難考御坐候、師久公より氏久公江御付授与之事、於他書ニ所見無御座、伊久公江与申事之誤ニ可有御座、左候得共者、氏久公御嫡子 元久公江 伊久公より御付授為被遊事、左条ニ茂符合仕候、但於鶴田与有之ハ吳聞之事ニ御座候、

2の12 「聖業自記」

一元久御代上総介伊久・嫡子播磨守守久父子不快ニ成、師久方末也、既ニ河野邊城ニ對、平山と云所ニ指寄、一陣を取、奥州より御合力なければ何方よりも其分な

し、數日ニなれば折々不可然之通を元久仰有ハ、陣を開薩廣の郡へ退、總劔より奥劔江被仰出ハ、題目嶋津之家者必々元久之所ニ可有、可然ハ忠久より以来代々傳候小十文字太刀・同鎧可進之由被仰遣、御返事ニハ、實子御座候上ハ不可有事と御返事有、重而如此於承者、他人之手ニ渡し候する時ハ可為口惜次第、家之嗜茂候ハ、御請取可然之由被仰、此時菟角之儀なしとて、畏入候と御返事ニ付、誰して請取候するや、是よりも其旨心得用意と仰有、又其時俄之様ニ談合有て、親類ニ者山田右京亮、内之者ニハ伊地知民部少輔可進由被仰、總劔より茂親類ニハ阿蘇谷、内之者ニハ石塚大和守、中途田中ニ而請取、御劔ハ阿蘇谷持て山田方へ被渡、かふとの内まで伊地知方能と見せて為請取被申、爰ニ田ノ中の仕付ハ座敷清けれ共、寺家邊ハ祝言也、在家ハ御家を御執事有ニ依也、奥州よりも其後種々御祝言御禮有也、總劔之御意難有子細を存る事ハ、嶋津家ハ陸奥守殿所ニ可有と如仰、元久より以來當御代、殊以御繁昌候事を無心得方、總州方ハ不吉ニ御座候御うハさも如何と申人も有、弓馬其外武方之一道ハ、

總州御方より出たる事也、努々落着有間敷事共也、

一屋形延々と堺目ニ差向、無油断御辛勞候とて、御慰ニ
 鷹嶋より吉田・蒲生ニ兩人之衆被申請候、左様之透を
 伺けるや、北原か内者城戸を持せ候者、伊集院勢を東
 福寺ノ城ニ引入、依之北原舍弟弥二郎・同太郎三郎、
 御重書小十文字ノ御太刀ノ御番ニ居て、兩人共打死す、
 御親類ニ者佐多三郎九郎、内之者ニハ天辰打死す、并
 式部次郎・伊地知新左衛門死す、此中ニ御年比仁遠矢
 無覚悟候^(仕カ)て兵具依不持、竹帚持て寄來敵ヲ拂へハ、夜
 中なれハ殊之外大太刀なんとを輒仕様見得候云々、是
 茂打死也、

右通御代々小十文字ニ而御寶傳被遊來候儀、格別成
 御訳柄之基前件之通、内實者、源家重代膝丸之變名
 吠丸ニ御座候処、劔卷之趣ハ滿仲御代筑前國三笠郡
 大山与申所江吳國より致帰化候鍛冶、八幡宮江抽丹
 精、長サ式尺七寸之太刀ニ振造調被為成候^試而、髭切・

膝丸与被名付一具ニ候処、頼光御代、髭切者渡邊綱
 鬼之腕為切より鬼丸与改名、膝丸茂同御代、蜘蛛被
 斬候而蜘蛛切与改名、御舍弟出羽守頼基江被遣置、
 頼光御甥伊豫守頼義安部貞任征伐之節奉 勅、右之
 一具被受取行、御退治後御嫡子義家江被為付授、武
 衡征伐後御四男為義江被為付授、 白河帝熊野御參
 詣之節、依 勅別當教真を被取掣ニ、其義不叶御心
 被絶音問候処、右之一具終夜吼候迎、其聲ニ随ひ鬼
 丸ハ獅子之子、蜘蛛切者吼丸与被為改名、源平乱之
 節教真加勢ニ相成、右一具引分ケ、吼丸を掣曳手ニ
 して熊野權現江被為寄進、其替として播磨之鍛冶江
 獅子之子を令擬作小鳥と名付、一具ニ被成置候処、
 自然与轉合式部計切れ、同尺相成候付、獅子之子を
 友切与改名ニ而、御子義朝江被為付授、保元乱之節、
 義朝者小鳥、 頼朝公者友切被為帶候砌、八幡宮之
 靈夢ニ而、如本髭切与被復名せ、東行之節、於濃州
 青墓驛長大炊宅ニ被頼置、其身被召捕、清盛より取
 寄せ候処、大炊偽刀相拵、泉水与名付候を差遣、清
 盛誠ニ悦ひ 法皇江献上、平氏滅後 法皇より 頼

朝公江被下、真之髭切茂大炊より為返上趣、平家物
按保曆間記、建久元年頼朝上洛、十二月法皇髭切ノ太刀ヲ給フ、此
語ニ有之由、劔卷ニ者草野庄司を以熱田之社江被籠
ハ尾張國ニテ昔シ召取レシ時、或御堂ノ天井ニ上ケ置レシヲ清盛取テ持
置、被揚義兵候節取出平氏御退治、小鳥者長田庄司
レシヲ、法皇所望ノ御志ニ應シテ進セタルヲ、右ノ世ニ見ヘタリ、
より平家江差出、膝丸者義經一之谷江被趣候節、教

眞子熊野別當湛増より請取、薄縁与改名ニ而功成、

鎌倉ニ茂難被入、和平之祈願として箱根權現江被為

奉納候処、建久四年、別當行實より曾我夜討之前、

祐成兄弟江差贈り、物語ニ茂友切与相見得、左候而、

鎌倉殿御手に入り、重代の髭切・膝丸式ツ共備ける

事参考盛衰記ニ相見得候間、先役田中五右衛門ニ茂

右等を據ニして、膝丸者建久年中從 頼朝公御拜領

与御譜略ニ茂為載置ニ可有御座、左候得共、膝丸之

変名ハ吠丸ニ御座候処、右劔卷等之説与相替り、東

鑑江、吠丸者義朝公より 皇家ニ為被献与之趣、右

通明瞭相見得、左候而、前件通之御由緒ニ而、御家

傳為相成小十文字茂膝丸与茂為被唱起者、勝久公

御孫藤野惣世天正五六年御重物類為被差上事共、老

後之書留に小十文字、長さ式尺七寸、髭切、熊野太

刀与為被書置由、熊野太刀者即右之吼丸ニ相當候得

共、髭切者 頼朝公御手ニ為入事右通御座候間、五

右衛門ニ茂劔之卷等考合せ、髭切与者決而口碑之誤

ニ可有御坐、全躰尺茂合ひ、光世造与銘有之、是ハ

筑後國三池郡傳多之光世与為申九州鍛冶之開祖ニ御

坐候由、劔卷者筑前國三笠郡大山ニ吳朝より為參鍛

冶与有之、國郡共一字之為違迄ニ候間、傳聞等決而

誤茂難計、膝丸ニ相當可申趣委曲書述、東勾之子菊

地藤助杯申談、小十文字茂膝丸与被為唱様為相成向

ニ書留御座候、鳩作者元曆二巳六月、於鎌倉御元服

之御御拜領与是亦御譜略ニ被載置前件文治元巳十一

月御入洛之年、即元曆二年ニ相當、其年□雖加元服

有之候分註之符合仕様御座候得共、頼朝公と 法

皇与事實合兼事ニ御座候、何様之按據ニ候哉、六月

十五日之下文ニ御實名并御官名被為載ニ付、御元

服者自其前ニ候半与之考ニ茂可有御座哉、但鳩作石

清水江御奉納与申事有之、前文御拜領之証ニ杯可援

程之事ニ無御座、彼此ニ付、乍恐御家傳之鳩作者右

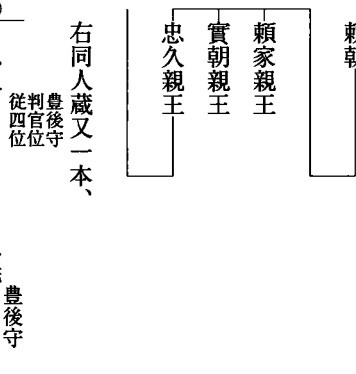
之蒔鳩却而的實成方ニ者無御座哉、小十文字御太刀

之義茂右之吠丸ニ而、從 法皇御拜領為被遊ニして、

却而年月事証等慥成方ニ者無御座哉、是迄 頼朝公より御拜領之様御家傳御座候者、頼朝公御沙汰ニ而御上洛被為在、且劔号共為被替哉之御訊ニ茂御座候半、東鑑ニ、右通吠丸者義朝御太刀ニ而、朝家江被為献上候与有之ニ付而者、五右衛門ニ茂 頼朝公より 忠久公江可被進場無之、就而者吠丸・蒔鳩与御座候間、別物共候得者幸之向ニ書置申候、於其通者、二腰を一腰ニ為見込考ニ御座候、銘々一腰ニ候事、其翌廿日ニ見得候へ共、心付不申欤、抑朝家之御護ニ為被献御宝劔候間、從 法皇御拜領被遊社、猶格別之御眉目ニ候処、頼朝公より御拜領と難押當ニ付、右通為申ニ可有御座、何分右御二腰ニ付而者、前文通程之近キ援證外ニ有御座間敷、夫故 伊久公御代迄者此等之御来由慥成御語傳決而被為在、元久公江御付授之次第等格別之御心入共、聖榮被書置通ニ可有御座、就夫御二男山城守忠朝入道道聖、御家之一筋ニ委敷為有之事茂、彼家之古系圖等ニ而聖榮被書置趣ニ茂致符合候事御坐候、

2の14

鳥津筑後藏本古系圖 總州二代伊久二男山城守 忠朝流相馬氏古系圖



※1 白河法皇ヨリ為猶子定置、福字征夷將軍ト宣旨ヲ下シ給フ也、御袋ハ延喜之御門三代末惟宗卿比幾判官藤四郎義數カ娘也、忠久十八歳之御時、高倉宮ニ祝ハ、レ給也、

忠久御下向ニ付、白河法皇ヨリ云々、

鎌倉之若宮八幡宮ノ別當八月一日云々、

※2 忠久十八歳之御時、文治貳年六月一日関東ヲ立、都ニ上洛有テ内裏ニ参籠申シ、西國エ下向ノ由ヲ奏聞ス、

君叡覽有テ宣旨ヲ下シ給フ、一年宇治ノ平等院ニテ打レタル高倉宮ニ似タル事ノナツカシヤト被仰テ、涙ヲ流シ給イテ、西國ヘハ下スマシキ事也、丸カ子ニセント宣旨ヲ成給テ、高倉宮ニ二十八日即位シ給フ、此由ヲ頼朝聞食、廿一度ノ御託言有テ内裏ニ奏聞シ給ヘハ、君モエイラン有テ宣旨有ケリ、頼朝カ申モ事ハリ也、サアラハ、西國ヘ下スヘキトノ宣旨有テ、福宇征夷將軍ト示給フ、然ハ將軍ノ騎馬ハ三十三騎之物也、三十三騎ノキハヲ打セヨトノ宣旨有テ、宣旨ヲ蒙ル故ニ卅三騎ノ騎馬ヲ打スル也、又西國三十三ヶ國ヲトラスル也トノ宣旨也、以下略ス、

※1
(頭注)

「按、元暦元年甲辰正月十四日、義仲任征夷大將軍、此時 忠久公十八歳モ仁安丁亥ノ御生レニ符合スル也」

※2
(頭注)

「此文治二年ハ御二十歳也、左アレハ高倉宮ニ祝レ給ハ十八ノ御時ニアレ、元暦元年ノ事ヲ此ニ記セルカ、可追訂也」

2の15
聖榮日記

一山城守殿(符)ヘ馬飼所とて、鹿兒嶋和泉崎ニ佐多殿近所ニ御入、遁世候而法名道聖と申、子息彦三郎殿同居住、夫よりして屋形も就折節御志候し也、伊集院彈正も當家之一道を山城守殿細ニ御存知之事候程、嗜之方ハ常々被參候、聖榮若時者鹿兒嶋江參上仕、御奉公ノ隙ニハ和泉崎ニ參り、山城守殿ヘ御意を請、御恩を蒙り、如此雜談ニ付候而茂御物語之所を申候也、

右山城守殿与者總州家二代伊久公御二男忠朝入道道聖事御座候、御當家之一道を細かに為存知人ニ而、伊集院頼久・山田聖榮など折々咄聞為被參趣、右通相見得候間、道聖之子孫ニ相傳候相馬氏古系圖等之趣者、大形其物語を以て為書載ニ可有御座与奉存候、

2の16
東鑑

一文治二年丙午六月小十日丙辰、晚頭甚兩雷鳴、今日丹後内侍於甘繩クマナワ家病惱、二品ホシ為令訪其體給、潜渡御彼所、朝光・胤頼外無候乎御供之者(子カ)云云、十四日庚申、丹後内侍違例平愈ヒヨコ、日来病惱之間、二品

及御立願之處、今日聊御安堵云云、

右通相見得、丹後内侍者日本史比企能員傳ニ、頼朝公御乳母比企尼之女ニ而、二條院江御奉公被成、丹後内侍に補せられ、惟宗廣言ニ通し、忠久公御出生為被成筋ニ書立、其後関東ニ還り、安達藤九郎盛長ニ嫁せらると有之、甘繩家即盛長之宅ニ而、治承四子年、頼朝公鎌倉大倉郷江御開封、新造御亭を初、御家人宿館ニ至り成就ニ而、十二月十二日御移徙、同廿日、御行初之節、先一番盛長甘繩之家ニ被為入、御馬一疋進上為仕事、又者養和二寅三月九日、御臺所^{子政}御着帶之節、丹後局候陪膳と東鑑ニ相見得、同年八月十二日頼家之誕生ニ、河越太郎重頼妻比企尼之女ニ而御乳付ニ為參と有之、是ハ丹後内侍妹ニ御坐候、旁以鎌倉御開府之初より甘繩之家ニ被為入、忠久公之御母堂様ニ無御紛事候処、前件古系圖ニ被書載通、文治二午六月一日、忠久公西國御下向として、関東御立与御座候茂、右甘繩之家より被為立候半、左候而、京都御参内之節、法皇御觀覽被遊、宇治之平等院ニ而被為敗死候高倉宮ニ被為似候迎、被及御

落涙、西國江者御下し被成間敷、法皇御猶子ニ被召成、高倉宮ニ可被為祝置旨、勅宣ニ而、日数拾八日程宮中江被為備候処、其段、頼朝公被聞召及、於其通者決而御故障茂可被為在、御賢慮哉候半、及廿一度御託言被仰上、終ニ者、法皇茂被為及御許容、同年八月二日、一説廿二日薩州山門院ニ御下向為被遊趣、如前文古系圖ニ相見得申候、然處東鑑ニ茂丁度其年月ニ當り、右之通丹後内侍茂於甘繩家ニ御病惱、頼朝公御微行ニ而御直見舞、即御立願を茂被為立候御事相見得、彼此參考仕候得者、及廿一度ニ是非御下向候様御託言被為奏聞候御最中之御煩ニ候間、人情を以奉恐察候処、忠久公御若年ニ而、遠境之西國江何れ成御下向難被為遁御時宜合ニ而、度々被及御往返ニ義共、御母堂様にしてハ實以御氣之毒成義候得者、決而御病惱ニ茂為相成筈ニ可有御座、餘程年月茂事情茂符合為仕事与奉存候、是程符合為仕事を以、前文十八日程高倉宮ニ為被成御座与申事迄茂推考仕候得者、決而又有謂事ニ可有御座、仮令御容貌何様被為似候迎、御内實御庶孫様之御血脈不

被為在、前件廣言躰之實子ニ御座候ハ、何故 法皇可被及御落涙哉、又院昇殿杯可被為聽御年功ニ茂無之御方、高倉宮杯ニ可被留置事、一日片時茂可有之義ニ無御座、其上前条ニ茂申上候通、大江公朝求得而 法皇江献上仕、從 頼朝公御祝儀迄為被仰上程之明文有之吠丸等之現御品ニ似寄候御重寶被為傳候此 御方様ニ御座候間、總州家御二代伊久公杯者勿論、其御二男山城守忠朝入道道聖杯御時代迄ハ、右等之御語傳茂能連續仕來、前件之通、伊集院頼久其外山田聖榮杯御家傳為聽聞出入為仕由候処、道聖子孫相馬氏古傳之系圖迄者東鑑ニ茂能致符合事共、前件申上通御座候、然処道聖より承候而為書立聖榮自記よりハ、右躰之咄秘事仕候哉、專 頼朝公御子与申を致主張向ニ相見得、是等者決而 忠久公を世人之 皇孫と不仰上様ニ与之 頼朝公御配慮流れ而之事ニ可有御坐、左候而、 忠久元服之所者當家之秘事、或者御誕生之時、産神稻荷を嶋津ニ御祝御申秘事条々此内ニ在り、或者御縫の閉皮御とき候事、是題目當家之秘事也、努々此事不可他言など、聖榮

よりハ如此秘事与申茂段々被書置、又酒匂安國寺久公御家老右馬入道也右等者、右躰秘事を省き、專 頼朝公御子之向ニ書述有之、左候得共、皆後世より之追書御座候得者、全躰仁安二年丁亥之御誕生を十四年目治承四年為被開鎌倉時代之事ニ傳誤候而、為書立舊記耳追々流布為仕筋御座候、左様之折柄、寛永十七年上り御系圖之事被仰出、俄之御取調ニ而、聖榮杯右様何茂實事ハ秘事ニして相省キ為被書置説之通為被差出ニ可有御座、夫故相馬家元祖山城入道道聖杯代迄被語傳候而、東鑑等ニ致符合様成實等敷事之見得候古系圖者、夫限り御秘斥被成事ニ相成、却而其已後秘事なしに為書立誤勝之舊記、專世ニ流布仕候故、丹後局 頼朝公に幸せられ御懐胎之節、政子之妬を避られ日向國に流さるの、或ハ繪島の沖に沈めらるの、又ハ御座の御左右を鎌倉に為申上杯、いまた鎌倉ニ御移茂無之拾四ヶ年以前之事を、右躰無稽ニ為書散編冊、他藩迄及流布、新井白石またハ彰考館杯不被為信受、寔以遺憾之至、後世之煩無此上茂御事御座候、抑此説之濫觴者、元暦元辰正月、義仲為被誅せ

時分、法皇より頼朝公江同晦日、義仲餘黨之捕方被仰付、嫡子志水冠者義高者鎌倉江之質子ニ而、御掣ニ迄為被取置人ニ御座候得共、同四月、其御掣さへ為被殺程之焰勢甚敷折柄御座候処、北陸宮御事者、初發御乳人讃岐前司重秀より義仲為受取已後、訖度大將軍与茂取持上來り、御年茂十七八立皇之御擇ニ迄申建、再三奉奏請、世之民望茂被為屬、義仲餘黨之内ニ而茂第一成御宮ニ而、外之御兄弟者皆被為逐御出家候而、御遁為被成御事候得共、幸成御事ニ者、御母儀丹後内侍ニ而、其母者頼朝公御乳母比企尼迪、別而被為加御寵遇候尼之御外孫ニ被成御座候上、平日皇子方を被為敬重候事、東鑑ニ茂相見得候通御座候得者、決而御救助可被成思召之折ニ候半、同八月朔日、若宮八幡之扉ニ義高妻之崇迪、虫喰之靈告為有之ニ事寄せ、御臺所政子之御子分ニ御取持、畠山重忠を烏帽子親に召され、前文黨敗之御難事無之内、速ニ御名乗を被為易、掣ニ奉取候而、萬事我子同様可取持上向ニ被仰付、其通奉請取、當日於若宮寶殿奉加御元服、忠之字を差上、忠久公

与奉稱候趣坏、右相馬氏古系圖其外舊記ニ茂相見得、且丹後内侍者前文通頼朝公与俗ニ申乳兄弟ニ而、右盛長之甘繩宅者、治承六戊三月四日、鎌倉御亭炎上之節共者、同七月廿八日、新御亭御移徙迄之間、日数百十四五日頼朝公入御ニ而、御同宿茂被成、其外時として御一宿等為被成事共東鑑ニ有之、夫程まで御心安丹後内侍ニ御座候故、當時茂頼朝公御子与申説哉有之、御系圖ニ茂其通為被系載ニ可有御座、但前件政子之御子分ニして、速ニ名乗を被為易候御主意ハ、差當義仲黨之御難題を可被為遁御都合之為ニ候半、次ニ者世之人茂王孫と不仰上様ニ与之御為計ニ頼朝公深き御計略より為出事ニ可有御座、左候得共、物換り世移り、應永以来安國寺哉聖榮坏時代ニ至候得者、實以其説ニ乘り為書立与相見得候事ニ御座候得共、何分右様御同居坏為被成時分より、御誕生者實已前之御事ニ相當り、北陸宮者盛衰記壽永二年御年十七、玉海文治元年御年十九、藩翰譜嘉祿二年、忠久公御年六十与有之ニ而奉考候得者、皆能符合仕、仁安二年丁亥之御生ニ被為當事御座候、

左候得者、頼朝公者猶蛭嶋ニ被成御座御砌、丹後内侍者ニ條帝ニ御奉公被成、帝崩御之後、皇弟高倉宮茂、帝与御同様八條女院之御猶子ニ而、女院御所ニ御奉公之御砌ニ可有御座、高倉宮ニ被為幸御妊身之折柄、女院御領國富庄迎、日向國嶋津御庄之隣境ニ千五百二町有之、惟宗廣言者日向守基言之子ニ而、嶋津庄ニ被罷居、領家近衛殿ハ勿論、女院御所等御存知哉候半、本より丹後内侍ハ近衛殿御家人与為書茂候得者、彼此之縁を以丹後内侍を廣言ニ被下、御産之計を茂御内蜜被仰付、御所忍出、於住吉御誕生為被成与之物語を、頼朝公鎌倉御移以後、右次第御内蜜を以被為設候御落胤之様傳聞相誤、致附會候舊記耳ニ為相成与被考申事御座候、夫故其事与時与拾四五年茂為阻事ニ御座候得者、世之正史・實録等ニ稽合、何分符合難仕、就其聖榮杯より以前、右之山城守忠朝入道道聖等無秘事茂為被語傳趣に從ひ、高倉宮御子之内ニ而彼此考合せ、前件之通、北陸宮御事ニして、時之實録与参考仕候得者、年月且御事蹟等何茂能符合仕、就中、御代々様御寶傳之膝

丸・鳩作等ニ付而茂、年月旁却而舊説より事証宜様被相考、勿論御文書等茂三位家下文を初、皆符合仕様御座候、尤寛永年間上り御系圖不被差出以前、義久公、義弘公、久保公御代杯之御系圖迄者、忠久公御事、宇治平等院ニ而被討給ひし高倉宮ニ被為似候故、白河法皇之御猶子御成高倉宮ニ御備り、福宇征夷將軍与被定、或ハ奉稱親王候趣被書置、前文相馬氏之古系圖杯ニ格別相替儀無御座候、夫故欽延寶四年、高山日新院住持為書置縁起等二者、高倉宮御實男ニ而、頼朝公御寄子与為書茂有之、時として世之口碑茂消兼候説ニ御座候、然共御記録所之義ハ、何れ成寛永年間御差出為被置御系圖を根據ニして、替ヶ間敷説共御座候而ハ、第一被為對、公邊ニ偽冒之御系圖為被呈置之場ニ相當、實以不容易御訳合ニ御座候間、何事茂初發之御申出齟齬不仕様、代々史官固守其説来、就中田中國明御譜略、又明日者國府之御教書注解等、別而骨折仕御差出相成、於林家茂被為信受序跋等茂有之、殊更御譜略之趣、近代者参考盛衰記、頼朝公并公達之事と申篇中ニ書載、

且大系圖・武鑑等ニ茂被載置、於今者頓与天下ニ茂無隱御事御座候、左様御座候得共、極内分探索仕候得者、第一成日本史・玉海・東鑑如き之正史・實録ニ何分混与符合仕兼候茂可有御座、就而者天下之博識杯、不貽疑与申程ニ者乍恐未行届、是程格別成御家柄之御國史ニ者些御不足之方ニ而、御遺憾之御事与奉存候、併日本史・玉海之中ニ茂石申上趣ニ少々合兼候ケ条御座候間、其段者左ニ申上候、

2の17 玉海治承四年庚子五月六日丁巳、出車五両、衛府侍之列

二、

一車 左兵衛尉忠久

同卅日辛巳、今夜被行勲功賞云々、

左兵衛尉藤忠元

右通一ヶ月之中ニ而似寄為申御名區々相見得、外ニ玉海中右躰之御名見當不申、就而者、久与元与草體似寄為申字柄ニ御座候間、傳寫之誤ニ茂可有御座、殊ニ藤姓之人与相見得、惟宗与茂無御座、其上忠元

之賞者高倉宮杯を為討御褒美と御座候得者、決而可為別人、左候而、忠久公御諱ニ付而者、前件之通、畠山重忠江加冠為被仰付古傳之趣茂有之、旁以疑敷罷成、先ハ古傳之通可被宜欵与奉存候、併原本等ニ而孰宜候哉、校合仕置度事ニ御坐候、

一 日本史北陸宮傳之中ニ茂、末語ニ合兼候詞有之、是ハ盛衰記之文を前後見違而之説ニ茂可有御座、左之通、

2の18

於是復ト二皇子及北陸宮、北陸宮大凶終不得、文治元年、源頼朝使之入京玉海、後居嵯峨稱今屋殿平家物語、盛衰記、

一 盛衰記の、宮御子達の事と御坐候内之末語ニ左之通、

2の19

四宮は既に踐祚ありと聞へければ、平家の人々ハあハれ三宮・四宮をもとり具してまいらせてと申されければ、つるましかは高倉の宮の御子、木曾申具し奉りてのほりたるこそ位には付給ハましかと申あハれけり云々、唐の則天大聖皇帝もまた位に帰て即せ給へりぞかし、されは木曾申、宮何条御事かあら

めと申て笑ひ給けりとかや、

2の20
一大島氏藏古今載

其比八文字之民部大夫トテ、漢ノカウソノ後院成人
御座マスガ、モトヨリ彼局者天下無双之女也、我モ
能上臆成レハ此女房ヲ給り、都之カタ原ニ住給云々、

2の21
一阿久根伊地知氏藏舊記

※ 又御當家に門屋をきらひ候ハ、門屋なき所に御宿を
めされ候て、十三の年まで御せいしん候之間、其御
佳例を引也、

※ (頭注)

「加世田市来氏舊志にも、十三の御年までハ隠しのはせ給ふ共
相見得候、治承三年己亥之生れ給しより計れハ、建久二年辛
亥まで御十三なれハ、文治年間の御事跡ハ惣て不合やうニ相
成候間、旁仁安丁亥の御生宜敷様御坐候」

右通相見得、日本史之後居嵯峨と為被記後之字者明
曆板之平家物語に、木曾か宮之事、後には嵯峨の邊

野依にまし、野依の宮とも申き与有之文言に被
據而之事ニ可有御座、然共其說者盛衰記ニ而相考候
得者、南都ニ茂宮の御渡あり、盛興寺の宮をバ書寫
の宮とそ申ける、又御子一人おハしけるをハ、高倉
宮の御乳人讚岐前司重秀か北國江具し進せたりける
と有之詞の中ニ而、又御子一人おハしけると云詞を
省て、ならに茂又御一所おハしけるを御乳母讚岐守
云々、書寫の宮の事を木曾か宮の事と同宮のやう書
誤、其上姫宮之野依宮まで茂同宮にして誤載せ有之、
此等者盛衰記又ハ尊卑分脉系圖等ニ而考合候得者、
散位信成女元来高倉宮之従母妹ニ而、宮御同腹之御
姉殿富門院之御所ニ被召仕、治部卿局与為申女房之
腹に宮之若宮・姫宮まし、若宮ハ東寺の一長者
安院宮僧正ニ而、姫宮者野依宮与為申趣相見得、皆
能符合仕居候、然者平家物語之儀者、右躰男女之辨
茂無之、三人之宮達を木曾宮一人之事ニ為書誤筋御
座候、就而者、日本史茂此等之正誤被為届兼候而、
物語之原文通後居嵯峨与為被書ニ可有御座、何分ニ
書寫宮
茂右通安院宮僧正と野依宮と両宮之事を木曾宮一人

之やうに平家物語書誤御座候間、其誤を承候而之文義に而信受難仕御座候、依之比企氏之丹後局者、於住吉 忠久公御誕生後、直に民部大夫惟宗廣言江御取合、都之片原に御住ひ被成、十三の御年まで門屋茂無き所に而御成人為被成趣、右等舊記に致致見候事共を而、概考被仕儀御座候間、嵯峨之今屋殿与為申上者、其時分之御事可有御座、左候而、翌十四之御年ハ即治承四年を而、前文通讀岐前司重秀北國江具し進せ、其後文治元巳十一月、頼朝公御沙汰に而御入洛、直に其月一七日目計に、領家政所下文を而、三位家下文之通嶋津庄下司職等御補任被為在、翌二年六月朔日関東御立、西國御下向為被遊事共、前件細く申上通、玉海・東鑑等茂古系圖能致符合、同年八月者薩州山門院に御入部被遊候間、文治元年御入洛之後者今屋殿与可奉称之御間、決而有御座間敷、義仲茂可成者与取持上 立皇之御擇に迄被為人候程之 北陸宮に御座候間、其御行末之事茂何与坎可被書置之處、只僧某与被載置、右御僧名、又其御還俗名茂不相知、結句に称今屋殿之四字を而日本史

絶筆相成候義、何共不審之至、左様御座候処、忠久公御事、日本史に茂不詳、御幼名法師房丸、或ハ三郎与為申上事、古系圖且御教書に有之、決而右之御還俗名に可有御座、又御誕生之件に秘事条に此内に在り、或ハ御元服之所ハ當家之秘事、或ハ直垂御縫を被為解候事共、題目當家之秘事、努く不可他言など、應永五年生之山田聖榮杯時代迄ハ、別而秘蜜に為被書置程之御變名与被考申事御座候処、北陸宮御事文治元巳十一月十二日、御入洛為被成事限、玉海茂被為見得、其後者何共御行末之事不相知様被為成行、忠久公御事ハ、右之御入洛より一七日目に當る同月十八日、前文に茂申上通、領家近衛殿政所下文を以、其年之八月、三位家下文を而鎌倉より為被仰付置通、嶋津御庄下司職御補任に而、翌夏御下向有之、勿論北陸宮之御祖母高倉三位局に御座候得者、忠久公与御變名為被遊計、北陸宮与為申上茂即御同人に可有御座、左候而、前條秘事与書置儀共、今更勘考仕候得者、第一丹後内侍於宮中辛を高倉宮に被得、御妊身難被忍折柄、其御準母八條院、

又者其御實母高倉三位局達皆御祖母様之御愛情ニ而、丹後内侍者本、近衛殿御家人与之古傳茂御坐候へハ、彼是御蜜談之上、嶋津庄住人惟宗廣言ニ被下、於住吉御誕生為被成御事候得共、鎌倉時代相成、前件之御都合ニ付御故障被為在、頼朝公御落胤ニ而、右次第御誕生之筋、俄ニ御取扱被為在候故、繪嶋之沖ニ被沈抔追書之説ハ皆鎌倉方角ニ傳誤候半、是御誕生之件ニ秘事条々此内ニ在と被書置其一ニ可有御座、又義仲於北陸元服し進せ、世ニ茂木曾ヶ宮、還俗宮、北陸宮抔為申上來御宮ニ候へ共、義仲被為誅戮、其餘黨召捕候様、頼朝公御承知被為在、御聲義高さへ為被殺砌之故、右通御子分ニして畠山重忠江別段改而御元服被仰付、速ニ御名乗を忠久与被為付、何宮と不申上様被為唱替候半、是忠久元服之所ハ當家之秘事与為被書置其二ニ可有御坐候、又直垂御縫之閉皮被為解候事共、題目當家之秘事与被書置候儀ハ、義仲請取上、北陸道より義兵を挙、加賀國江攻入、京師まで駈登候節茂、第一宮を奉守候而專其御力を為借上筋ニ御座候得共、諸書ニ者義仲計書載せ、宮

之御事ハ立皇之一条ニ被為見候計、其餘ハ何茂無御座、義仲誅戮已後、頼朝御代ニ者畠山重忠請取上、前件通御烏帽子を奉呈、御名を付上聲ニ奉取、奥州泰衡退治迄奉追副候得共、東鑑等江者重忠計書載せ、宮并、忠久公之御名全不相見得、其節重忠ニ為被下御教書ニあかう所三郎と被為載置、唯其一条計、餘者何茂無御坐、就而者、前文通御名乘其外被為改候涯之御出陣ニ而、何事茂重忠挾上、御内輪ニ而之御太將ニ被為在、東鑑等諸將之連名等ニ者全書載無御坐、只此役耳ならず、其前後ニ茂、頼朝公御一世者勿論、正治ニ申正月御一周忌被為立迄、文治元年より拾六ヶ年之間、鎌倉大名之列抔ニ一切御名無之、同二月、頼家御供之列より初而嶋津左衛門尉と被為見得、御家傳之下文等ニ者、元暦二年六月より、左兵衛尉惟宗忠久与御名茂被為書御座候得共、東鑑等ニ右鉢御名無御座、其訳者前件幾度茂申上通り、立皇之御擇ニ迄被為入候程之、北陸宮、俄ニ御變名為被遊迎、世之御威名容易可被為消事ニ茂無御座、夫故十六ヶ年相立、頼家御代ニ初而右通御座候間、

※

頼朝公御代者諸將之連名等ニ被為書候事ハ、別而擲多被思召處より哉、右様御陣中さへ、茂表立御姓名者不被為出ニ付、萬一諸軍勢之失敬茂御懸念被為在、御縫を被為解候而、當時之御目印為被成与之古傳茂御座候間、是題目當家之秘事と為被書置其二三可有御座、左候而、あかう所之義、先史註解茂乍有之儀、盛衰記杯、國ニ者目代に随ひ、庄ニ者預所に仕ふと時之長官ニ相見得、又古言に合戦・合点之ツ音を省きカセン、又ハガテンと唱、或ハ貴きのツ音茂省きトウトキ、或ハ越中をゑちう、敬をうやまで、因てよてと唱例茂御座候間、預所之ツ音を被省候而、あかう所と為被書ニ者無御座哉、勿論於嶋津御庄預所と為書職名、古文書ニ段々相見得、就中右奥州立より三年以前、文治二年八月三日嶋津御庄官江之下文ニ茂、千葉介常胤代官清遠非法之狼藉いたし、預所并地頭等茂難及沙汰趣、或ハ郡司職之身として預所地頭之下知を可妨儀、甚以奇怪之趣等相見得、又花尾山御正躰七躰内ニ、建保六寅九月榮金銘文ニ茂、両家拳省預所當國守護所惟宗忠久悉地成就の為め、

或ハ御庄領家預所御願圓滿之為と被影置、現在忠久公御當代預所之職事迄、地頭又ハ守護より御兼務為被遊明證無此上茂御事候間、預所三郎と被為指候方、舊説より却而的實之方ニ被考合せ候事ニ御座候、旁以左様之向ニ相辨候而、聖榮以前之古系圖所被載之趣ニ参考仕候得者、彼是通解被仕様御座候、何分ニ茂六七百年前より右通秘事耳之御履歴ニ而、彰考館茂精訂難被届哉候半、高倉王之贊詞ニ茂、関八州之源氏令旨ニ響應し、忽建義旗悉滅平氏、其御子北陸宮不得立給者不及是非候得共、首事之功泯没無聞、其譯之子孫ニ不流者可悲趣を為書置事共、畢竟此御方様江前件通委曲之御秘事、古傳ニ被為在候御由緒、全ク世ニ不被洩之故ニ可有御座、内實者右通七百年計嶋津庄三ヶ國且琉球國迄茂御傳領被遊、當今帝之御遠祖 高倉院より御庶兄之御脈胤ニ而、如此御昌盛天下ニ茂無雙程御榮顯被遊来御事、實ニ両御宮格別成御至孝、且御謙徳之御餘慶ニ可有御座与奉存事御座候、

※(願注)

「古文書、越中をもちう、うやまて申きしやうものこと、貞和二年八月廿八日 神文」

一 玉海・盛衰記・紹運録等ニ而考合申候処、高倉宮御子達之内にて書写宮眞性大僧正之母ハ民部少輔忠成女与有之、又東寺長者道尊大僧正并野依姫君之母ハ殷富門院女房治部卿局と有之、又仁和寺宮道性之母ハ八條院女房伊豫守盛章女与有之、左候而、嵯峨僧正法圓之母与北陸宮之御母堂計ハ、右等之書ニ茂書載無御座候間、前件申上趣ニ何ぞ差障儀無御座候、

一 右申上趣、日本史・玉海・盛衰記等ニ而者差障無之様御座候、乍此上 北陸宮御行末萬一別段為書記事証於見出者、惣而難詮立、一己之臆説ニ相成外無御座、是耳至極奉恐入事御坐候、

右者、去子秋御立前ニ為差上置一冊之義共ニ付、於當座猶亦承合、段々古御系圖類見集候内より、心付候事共御坐候ニ付、援證可相成事目右之通書拔、逐條愚按書付、實以恐惶至極乍奉存義、極々御内蜜を以此段申上候、猶追々考付申上儀茂御座候ハ、即申上候様可

仕候、江戸表被仰上儀共何分御都合次第奉存候、以上、

（頭注）「嘉永六ト也」
丑正月三日

御記録奉行（季冬）
伊地知小十郎

3 一筆致啓上候、御三殿様益御機嫌能被遊御座、恐悅御同意奉存候、一御家古傳之秘説ニ付被仰付置候一条、別冊之通書述置、年頭便より差上合御座候処、私義小瘡ニ而其時分出勤難仕、當便差上申候、是迄被為對 公邊向ニ極秘事之説ニ而、如此書付御地抔為差登候事共、同役共ニ茂別而懸念仕、勿論糺方茂未行届、至極不束成文面御座候得者、重畳恐惶之至、何角延引仕候へ共、是迄糺掛之愚按御座候間、中御届申上度如斯御座候付、御都合次第右之趣を以、何卒不及他洩様御取成可被下儀共、萬々宜頼存申候、一各様御堅勝可被成御勤珍重奉存候、私儀無矣出勤罷在申候、右為可得實意如此御坐候、恐惶

謹言、

（嘉永六年）
正月廿八日

（季冬）
伊地知小十郎

早川務殿
井上庄太郎殿

「此状白封之上江書付相添、山口直記殿ニ廿八日差出、箱被調入、堅山武兵衛殿宛ニ可被遣与之事承知候事」

4

尚々、時分柄御厭第一ニ奉存候、最早不遠得拜顔、
萬々可申上候、

尊書被成下奉拜誦候、先々追々春暖相増候處、愈御壯健
奉賀候、私共無吳罷在候間、乍憚御安意思召可被下候、
扱御封書卷通儘ニ御請取申上候而、則差上申候處、至極
之御都合ニ御座候、御紙面之趣一々承知仕候、先者御請
迄早々如此御坐候、恐惶謹言、

井上庄太郎

早川務

(嘉永六年)

二月廿九日

伊地知小十郎様

参人々御中

先ハ相休、去ル廿四日より毎勤仕候間、此段御届申上

候、何れ 御着城之上、御都合次第差上候様可仕候付、
御合被置、其内御序茂御座候ハ、御中途迄被仰上
可被下儀共、何様共宜御頼申上置度、如此御坐候、以
上、

(嘉永六年)
丑五月廿六日

伊地知小十郎 季迄

(別紙)

6

「伊地知小十郎殿 山口直記

昨日致承知候手扣書之儀、得与致勤考候処、何れ 御
中途江差上、達

御内聽候方可宜候付、明廿九日式日便より差上候様可

取計候間、左様御合可給候、以上、

(嘉永六年)
五月廿七日

「

5 「口上手扣

(別紙)

古傳 御系譜 地取

右者當春江戸表江戸申上置候卷冊之趣ニ付、猶亦段々相

糺、

鳥羽帝より

御元祖様建久二年比まで極御内分御吟味為糺方等、誠

ニ草案之地取迄用紙百丁内外之丈ヶ書綴置、宅別勤茂